

第一百六十一回 参議院法務委員会会議録 第十号

(一三九)

平成十六年十一月三十日(火曜日)
午前十時開会委員の異動
十一月二十五日

辞任

櫻井

充君

補欠選任

白

眞勲君

江田

五月君

補欠選任

篠瀬

進君

補欠選任

浜四津敏子君

十一月二十六日

辞任

鰐淵

洋子君

大門実紀史君

仁比

聰平君

補欠選任

浜四津敏子君

十一月二十九日

辞任

井上

哲士君

山東昭子君

渡辺秋元君

仁比聰平君

大門実紀史君

司君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

委員

青木幹雄君

秋元司君

荒井吉田君

木庭健太郎君

江田五月君

○参考人の出席要求に関する件
○政府参考人の出席要求に関する件本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件○参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長岡田薰君、法務大臣官房司法制部長寺田逸郎君、法務省矯正局長横田大林君、法務省保護局長津田賛平君を政府参考人として出席を求めて、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長岡田薰君、法務大臣官房司法制部長寺田逸郎君、法務省矯正局長横田大林君、法務省保護局長津田賛平君を政府参考人として出席を求める、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。

○委員長(渡辺孝男君) 刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十九日までに、櫻井充君、白眞勲君、鰐淵洋子君及び井上哲士君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君、篠瀬進君、浜四津敏子君及び大門実紀史君が選任されました。

また、本日、大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として仁比聰平君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

本日の委員会に東京都立大学法学部教授木村光江君、弁護士・日本弁護士連合会刑事法部委員会委員長神洋明君及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君を参考人として出席を求めて、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

す。

また、従来、刑法、法務省法制審議会の刑法部会、刑事部会というものは非常に慎重過ぎて腰が重く、まあ時代に対応するという能力に欠けていたんじゃないかなと個人的にも感ずるわけでござります。かつて、私はストーカー法案を起草する一員となつたわけがありますが、そういうような問題に対しても刑法というのが非常に腰が重い、刑法改正が腰が重いというようなことを感ずるわけでございます。

そういう意味において、今回の改正は時宜を得たものと思うわけでございますが、まず法務大臣に、この刑法等の一部を改正する法律案を提出するに至つた背景について、最近の犯罪情勢等も含めましてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(南野知憲子君) ただいま先生がお話しになられましたように、本当に重大犯罪というものが続いており、大変な世の中だなということを実感するときもございます。

先生のお尋ねの件についてのお答えでございまが、近年、人の命や身体に重大な危害を及ぼす凶悪・重大犯罪が後を絶たず、我が国の犯罪情勢は厳しい状況にございます。また、このような犯罪につきまして、現在定められております刑の長さが国民感情に合ってないという指摘がございました。また、昨年十二月に取りまとめられました犯罪に強い社会の実現のための行動計画におきましても、刑法の整備が求められているところです。

○松村龍二君 そのほか、この刑法が定められた明治四十年の日本人の平均寿命は、後ほどまたいろんな議論が展開されると思いますが、もう戦前は五十歳まで生きれば長寿というような時代から、平均七十六、八十というような時代でござります。そんなこともまた背景にあろうかと思いまが、このことについてはまた後ほどいろいろな議

論が展開されると思います。

そこで、今回の法改正の中で、私は一番喝采をしたのは、時効が延長されるということでございました。ちょうど何年か前に私の地元におきました。四国の松山でホステスが殺害された事件につきまして、整形手術等を行つて逃亡していた被告人が時効成立まであと二十日というところで福井で逮捕されたと、ちょうど時効が成立する日に起訴された事件があつたわけでございます。

時効という制度は、逃げ隠れした被告人に恩恵を与えるための制度ではないというふうな判決内容もその後この事件について言及されておるといふようにも伺うわけですけれども、このような時代に十五年姿を隠しておけば刑罰を、殺人を犯しても刑罰を問われないということは国民感情からすると非常に合わない。これは二十五年にしようということのようでありますけれども、私は今まで参考意見をお聴きする、御意見をお聴きするわけですが、やはり現場でいろんな犯罪に直面している警察にもお話をいただくということがふさわしいんではないかなと、こういうことに思いますので、今回時効が延長されるわけでありますから、このことに関して警察捜査への影響や、警察はこの時効延長についてどういうふうに認識しているのか、お伺いします。

○政府参考人(岡田薫君) お答えを申し上げます。委員御指摘の中にもございましたけれども、重大的犯罪の時効期間を延長いたしますのは、被害者踏まえまして、凶悪・重大犯罪に対し適正に対処できるよう刑法等の改正をするものでございます。

○松村龍二君 最近の新聞報道でも、被疑者が判明したけれども、時効が成立していく検挙ができるなかった事件があるような報道もありますが、その事件の概要をお伺いします。

○政府参考人(岡田薫君) 最近の事例で、時効成立後に被疑者が判明した殺人事件の例を申し上げますと、本年一月、窃盗罪で逮捕された男が昭和六十三年十一月に当時四十歳の女性を殺害したこと自供した事件あるいは本年八月、男が昭和五十三年に女性を殺害したとして警察に出頭したことから発覚した事件などがございます。

○松村龍二君 殺人事件については非常に分かりやすいわけですけれども、ほかの凶悪事件についても時効が延びるということは、警察にとっても、捜査が永続して長期間捜査を継続しないといふに理解をいたしております。

○政府参考人(岡田薫君) この時効延長に伴い、事件発生により進歩した捜査技術を活用するなどによって証拠等が新たに発見され、それに基づいて未解決であつた事件の犯人が検挙される可能性というのは高まつてく

るのだろうと思います。

○松村龍二君 もちろん、罪種その他いろいろな条件という要素はあると思いますけれども、基本的に望ましいことであると思っております。

○政府参考人(岡田薫君) もちろん、罪種その他いろいろな条件という要素はあると思われるんですか。

○松村龍二君 延びた場合の心構えについて今お話をありましたけれども、時効がこのように延長されるとということについては、好ましいことと考えているのか、どういうふうに評価しておられるんですか。

○政府参考人(岡田薫君) いろいろな条件という要素はあると思うんですけど、それはどういったことだと思います。

○松村龍二君 最近の新聞報道でも、被疑者が判明したけれども、時効が成立しても罰則が科刑上重くなるというわけではないのだろうと思いますけれども、様々な事案の中で、現場的な感覚からいたしますと、やはりかなり悪質な事案というものは多いように思いますので、そういうたるものについて上限が上がるなどによって、より適正な科刑がなされるのではないかというふうに思っております。

○政府参考人(岡田薫君) 法定刑が上がることによって、すべて個別の犯罪で必ずしも罰則が科刑上重くなるというわけではないのだろうと思いますけれども、様々な事案の中で、現場的な感覚からいたしますと、やはりかなり悪質な事案というものは多いように思いますので、そういうたものについては上限が上がること等によって、より適正な科刑がなされるのではないかというふうに思っております。

○松村龍二君 このたびの改正が性犯罪、強姦、あるいはこの前スーパークリー、どこかの大学の学生の、不良学生がパーティーを行つて、そこに集まる女性に対して性犯罪をしていたというような事件等も契機にいたしまして、女性の人権を重く見るという最近の世相の中で、強姦罪等について非常に罰則が強化されるということをございます。

○松村龍二君 このたびの改正が性犯罪、強姦、あるいはこの前スーパークリー、どこかの大学の学生の、不良学生がパーティーを行つて、そこに集まる女性に対して性犯罪をしていたというような事件等も契機にいたしまして、女性の人権を重く見るという最近の世相の中で、強姦罪等について非常に罰則が強化されるということをございます。

○政府参考人(岡田薫君) 具体的な事例で報告を受けているもの、あるいは判決などで見るものなどによりますと、性犯罪については、かなり再犯性あるいは連続性というのでは高いのではないかという印象を持っております。

○政府参考人(岡田薫君) 最近の事例でも、強姦等の性犯罪、前科三犯、それから検挙歴一回、合わせて四回の前科前歴ある者が、刑務所を出所して間がない十三年から十五年までの間に強姦を何件もやはり繰り返して、逮捕されるというような事例もございました。ま

た、統計的に見ますと、平成十五年に検挙された成人、これは成人についてあります、同一罪種の前科の有無について取った統計を見ますと、強姦については同一罪種の前科ありといふのは八・九%ありました。また、強制わいせつについては一・五%ありました。それから、同一罪種といふことでなくして、何らかの犯罪を犯したとして検挙歴を有する者、これは少年を含んでの統計を取っておりますが、強姦については四・九・六%、強制わいせつについては四一・一%でございました。

○松村龍二君 全体を俯瞰する意味で、最近の性犯罪の発生・検挙状況をお伺いします。

○政府参考人(岡田薫君) 性犯罪の認知・検挙状況について最近五年間の状況を見てまいりますと、昨年、強姦事件、これは致死、致傷、未遂を含んでいるわけですが、その認知件数は平成十一年に比べてプラス六百十五件、三三・一%増であります。また、検挙件数は二百件、一四・六%の増加となつております。検挙率につきましては、十一年の七三・七%に対し、昨年が六三・五%と一〇・二ポイント減少しております。なお、十月末の統計では、若干対前年比の検挙率は上昇をいたしております。

それから、昨年の強制わいせつ事件の認知件数であります、これについては、平成十一年に比べ、四千六百八十三件であります。検挙件数は五百五件、一四・九%の増加ということであります。また、検挙率につきましては、平成十一年の六三・四%に対し昨年が三八・八%と、二四%ほど残念ながら低下をいたしております。

○松村龍二君 性犯罪の検挙活動におけるDNA型鑑定の活用状況、これは成果が上がっているのかどうか、お伺いします。

○政府参考人(岡田薫君) DNA型鑑定につきましては、我が国においてもそうですし、外国においても大変技術が進歩いたしてきております。そういう中で、血痕等犯罪現場に残された犯人

のわずかな痕跡からでもその分析が可能でありますので、一般的に被疑者の特定に極めて有効であると考えられております。特に、性犯罪捜査におけるDNA型鑑定のうち、三分の一強が強姦事件及び強制わいせつ事件の検査に活用されてるものであります。性犯罪捜査における典型的なDNA型鑑定の活用事例いたしましては、犯罪現場に遺留されている精液と被疑者本人のDNAが互いに一致するかどうかを確認して犯人の特定に役立てるといったものであります。

そうした意味で、犯人特定に大変役立つ面があると同時に、ある事件では、同種手口が六件ほどございまして、ある被疑者が疑われたというケースで、そのうちの一件のDNAの型が違っていたということから、この事件についてはその者は犯人でないということが判明するというように、あくまで證拠さえそろつていれば比較的早い段階で捜査線上から犯人性を否定するといった形でも有効であると、こういうふうに理解をいたしております。

○松村龍二君 時效が長くなつても、そういうような科学捜査がしっかりと発達いたしまして犯人が特定される、検挙されてから取り調べたら証人の記憶が薄くなつていてなかなか有罪性が確定できないというようなことと違う科学捜査の発展といふものがあるということをお伺いしたわけでございます。

それから、後ほど、今日午後からいろいろな参考人からお話を聞きさるわけですから、そういう参考人のあらかじめいただいた資料等を見ますと、日本の治安といふのは必ずしも悪くなつていいないと、例えば、殺人事件なんかは昭和三十年、まあ確かに終戦後、戦争に敗れてすべて混乱した時代に殺人事件その他の多かつたわけがございます。そのころの殺人事件の、昭和三十一年の殺人事件に比べて、現在の殺人事件の数は四

分の一に減つていると、日本ほど殺人事件がどんどん減つてきた国はないというような指

します。

そういう意味では、一部の御意見として必ずしもそんなに悪くなつていいんではないかといふ意見もありますけれども、何よりも私ども自立つと思つていますのは、例えば強盗に絡んだ致死事件、致傷事件といったものが相当増えています。

内閣等に治安対策を立てる場合にはもう壊滅的な治安状況だというような表現も一面であるわけでございますが、警察は現在の治安状況についてどのように把握しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(岡田薫君) 恐らく、治安状況全般についての見方というのにはいろいろな視点があるんだろうと思います。本日というか、私どもの今の立場からいたしますと、刑法犯の認知状況の変化というような観点から申し上げますと、恐らくスで、そのうちの一件のDNAの型が違っていたということから、この事件についてはその者は犯人でないということが判明するというように、あくまで證拠さえそろつていれば比較的早い段階で捜査線上から犯人性を否定するといった形でも有効であると、こういうふうに理解をいたしております。

○松村龍二君 外国人による犯罪、福岡の事件の見方というのにはいろいろな視点があるように、従来の日本人、日本の国内だけの、日本人だけしか住んでいなかつた、犯罪にかかる人が日本人だけであった時代に比べますと、非常に罪種なり手口によって随分違うところがあるのでないかと思います。

御指摘のように、確かに我が国での殺人事件というのは、戦後の数字で見ますと昭和二十年代後半がピークで、三千件ほどの殺人事件があります。それが現在千五百件ほどでございますので、そういう観点を取ると、その面は良くなつてゐるのではないかという見方が一方では可能です。

他方で、殺人事件も平成の初めごろですと千二百件ぐらいでしたから、その時代と比べれば悪くなつてゐるというところがございます。また、強盜のような罪種の場合はどうかというと、戦後の混乱期、非常に多かつたわけであります。その後ずっと減り続けたものがある時期から急激に増え始め、そうした戦後の混乱期に近づいてくる

というような要素とか、あるいは強制わいせつといったような罪種については、昭和四十一年からいつたような罪種になつて、その当時に比べて三倍ぐらいの認知件数になつていて。

そういう意味で、治安の良しあし、客観的な良しあし、あるいは感じ方、様々なところが異なることがありますけれども、丁寧な分析をしていく

ところがござります。その結果、その年に公訴の時効を延長するなどして十分と考えておられるのかどうか、法務大臣にお伺いします。

○国務大臣(南野知恵子君) 今回の改正は、治安回復のための基盤整備の重要な一環を成すものであります。しかし、単に罰則を強化するだけで治安の回復を図るのに十分であるとは考えておりません。政府は、昨年十二月、犯罪対策閣僚会議におきまして、総合的な犯罪対策といたしまして、犯罪に強い社会の実現のための行動計画、それを策定し、現在これを推進しているところでございます。

今後とも、この行動計画の実施に全力を挙げて取り組み、我が国の治安の回復を図っていきたい

と、そのように思つてゐるところでござります。

○松村龍二君 以上で終わります。

どうもありがとうございました。

○松岡徹君 民主党的松岡徹でございます。

七月の参議院選挙で初当選させていただきました。初めての委員会での質問になりますが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私自身は全くの法律の専門家ではございません

ので、我が会派の同僚委員はほとんどみんな専門家でございますから、視点が大分変わると思いますが、今回の刑法等の一部を改正する法律案につきまして今大臣からの答弁もありました。この法律が改正提案された理由として、治安の回復を図るということが大きな目的であると、しかしこれ

で治安回復がすべて図られるとは思つていいないということをおっしゃられました。私も全くその思いでございます。したがつて、この参議院の本会議での代表質問もさせてもらったときに拙速ではないかということを申し上げさせてもらいました。そういう視点で、今回の改正案について私なりにいろいろと質問をさせていただきたいというふうに思つているんです。

今日の日本の犯罪状況について、私自身も憂えている一人でございます。治安回復は今までこそしてこれからも重要な課題であるということは、認識は一致していります。ただ、その方法として、今回のように、刑罰を重くして、それだけで本当に果たして治安の回復が図られるのかどうか、先ほど大臣がおっしゃられました。

私も全くそのとおりだと思っていいます。本当に回復するための課題、取り組むべき施策とは何かといふことを明らかにしなかつたら、議論を尽くさなかつたら、これは国民の体感治安の悪化を、悪化にこたえるといいますか、そういうことはならないのではないかというふうに思つています。

そういう視点で、今回提案された内容につ

いて幾つか御質問なりをしていきたいと思いま

す。

私自身は、前提は必ずしも刑罰を軽くすべきだ

ということを言つてゐるわけではありません。そういうことについては、全くそのとおりであります。いや、不十分ではないかという意味で申し上げています。

元々、罪を犯した人に對する刑罰を与えるとい

うことについては、全くそのとおりであります。しかし、その刑罰の年限が、例えば五年を七年に

する、十年にするといったときに、その根拠は何なのかというものが全く分からんんですね。強盗を働いた場合、それに対して与えられる刑罰が何

になるのか、その根拠は一体何なのかというの

が、全く国民意識からすればその根拠が分からな

いんですね。

そういう分からぬ中で、いたずらに今の基準

が低過ぎるといつて重い罰を科すべきだという議

論は、被害者の心情や治安の悪化に憂えている國民の感情からすれば分かるんですね。私もそうで

す、自分の身内や家族が被害に遭った場合、被害

者の側に立つた場合に、やっぱりそういうことを

望むというのはそのとおりです。しかし、それだけ治安回復が図れるのかといえば、そうではな

いと思うんですね。正にこの国会は、そういった

国民の感情にこたえると同時に、治安回復を図る

施策を同時に明確に示すことが政治の責任だとい

うふうに思つています。

今回の提案理由も、治安水準、我が国の治安水

準や国民の体感治安が悪化しているということ

と、凶悪犯罪その他の重大犯罪の増加傾向、先ほ

どのやり取りにもございました。あるいは、国民

の正義観念に合致しているのかどうかということ

もあります。そして、国民の規範意識にこたえて

いくという立場で今回提案されています。それに

ついて、先ほど言つた観点から幾つか検証してみ

たいというふうに思ひます。

それで、提案理由の一つになつていて凶悪・

重大犯罪、すなわち犯罪が増加しているということ

です。とりわけ、凶悪犯罪あるいは重大犯罪が

増加傾向にあるとおっしゃつておりますけれど

も、先ほど、参考人のそれぞれ学者の皆さん方の

意見の中にも、幾つか分かれていると思うんですね。が、もう一度、本当に増えているのかどうかとい

うのをどう考えてゐるのかを聞かせていただきま

す。

○松岡徹君 もうちょっと正確に言うてほしいん

ですよね、こっちも聞いておるんですからね。

要するに、犯罪の全体の件数としては変わらな

いけれども、桶川ストーカー事件以降、受理、原

則被害届が起きたやつは全部受理するという方法

で、その年に起きたり、一九九九年から見れば二

〇〇〇〇年は飛び抜けで増えているんですね。

そういうことからすると、受理した件数が増え

たのであって、全体の犯罪件数としては今までど

は変わらない、受理したからこそデータがぼつと

上がつて増えているというふうに言われているん

ではないかといふうに思うんですが、その辺に

ついてもう一度、増加しているのかどうかという

ことについてどう考えているのか、ちょっとお聞

かせ願えますか。

○政府参考人(岡田薰君) 犯罪が増えているか増えていないかというのは相対的なものであります

が、それについては恐らくいろいろな、先ほども

ちょっと申し上げましたけれども、罪種でありま

すとか手口によつて増えた要因は違うのだろうと

思います。今おっしゃつた御質問にありましたよ

うに、二〇〇〇年に増えた中にいろいろ処理を、

きちっと処理するようになつたという要因がある

んじゃないかというのは、それは私はあり得ることだと思います。

ただ、やはりその辺、その場合に、罪種ごと

で、例えば殺人の場合はどうかとか、殺人のよう

な犯罪ですと恐らくそういう要因といふのはま

ずないだろうと思います。しかし、暴行とか傷害

などのケースですと、かつてはお互の話合いで

解決するならそれでいいのではないかという形で

処理されたケースの比率の変化といったものはあ

るのかもしれません。ですから、そういつた要因

があり得ないということではないだらうと思いま

す。

○松岡徹君 もうちょっと正確に言うてほしいん

です。

要するに、犯罪の全体の件数としては変わらな

いけれども、桶川ストーカー事件以降、受理、原

則被害届が起きたやつは全部受理するという方法

で、その年に起きたり、一九九九年から見れば二

〇〇〇〇年は飛び抜けで増えているんですね。

そういうことからすると、受理した件数が増え

たのであって、全体の犯罪件数としては今までど

は変わらない、受理したからこそデータがぼつと

上がつて増えているというふうに言われているん

ではないかといふうに思うんですが、その辺に

ついてもう一度、増加しているのかどうかという

ことについてどう考えているのか、ちょっとお聞

かせ願えますか。

○政府参考人(岡田薰君) 犯罪が増えているか増えていないかというのは相対的なものであります

が、それについては恐らくいろいろな、先ほども

ちょっと申し上げましたけれども、罪種でありま

すとか手口によつて増えた要因は違うのだろうと

思います。今おっしゃつた御質問にありましたよ

うに、二〇〇〇年に増えた中にいろいろ処理を、

きちっと処理するようになつたという要因がある

と思います。今おっしゃつた御質問にありましたよ

うに、二〇〇〇年に増えた中にいろいろ処理を、

きちっと処理するようになつたという要因がある

だと思います。今おっしゃつた御質問にありましたよ

うに、二〇〇〇年に増えた中にいろいろ処理を、

きちっと処理するようになつたという要因がある

だと思います。今おっしゃつた御質問にありましたよ

うに、二〇〇〇年に増えた中にいろいろ処理を、

きちっと処理するようになつたという要因がある

○政府参考人(岡田薰君)

私が申し上げたのは、そういった面が全くないというわけではないといふことでございまして、刑法犯の認知件数は明らかに増加しているところでありますし、かなり急激に増加をいたしております。

その要因につきましては、恐らく、一つには社会の犯罪抑止機能が低下してきていることですとか、あるいは来日外国人問題から日本の社会が比較的無防備であるということが分かってしまったこととか、あるいは景気・経済の低迷ですかと、被害者意識の変化とか、様々な要因が絡んで認知の増加といったことが起きてきているのだろうと思います。

○松岡徹君 ちょっと、質問していることに答えてしまいよ。私は、数字として、皆さん方の提案理由の中に、犯罪の急増と言っているんですねから、その急増のデータの中に、皆さん方の事前にいたいた資料の中にグラフで示している違うが、数字も件数も。それを事前に私たちもらつていてるんですから、ここ十年間の犯罪の推移を、件数、推移を皆さん方は資料として、私たちにいたいでいるでしょう、渡しているでしょう。私たち、それ見ていますよ。その中で、なぜこの二〇〇〇年だけばんと飛び抜けて増えているんですかと。それは受理を、原則被害を受理するという方法、方針に変わったから増えたんだしようと言っているんですよ。その数字のことだけで言つていてるんですよ。そのことだけ答えてくださいよ。

○政府参考人(岡田薰君) 二〇〇〇年につきましても、数字が増えた要因というのはいろいろあるのだろうと思ひますけれども、先ほども申し上げたような幾つかの要因が複合して増加をしていると、このように思つております。

○松岡徹君 複合しているというか、複合してとか、そういう複合した原因というのは今までにもあったんでしよう。ここで言つているのは数字で、数字で言つているんですよ、数字を。何でこんな数字がぼんと伸びたんですかということを聞

いているんですよ。すなわち、このときに皆さんの方の原則受理をするという方針に変わったから突

然これ、数字、データとしては増えたんでしようと言つているんです。今までからも複合的なとらえ方してきたんでしょうが、このときだけじゃないでしようが。どつちですか、もう一回、もう一回答えてください。

○政府参考人(岡田薰君) 同じような答弁で恐縮なんですけれども、恐らく刑法犯の認知件数が増える要因というのは様々なだらうと思います。

○松岡徹君 そんなん聞いてないがな。原則認知という方針に変わったからでしようと言つているんです。

○政府参考人(岡田薰君) 二〇〇〇年というのは平成十二年でしようか、十一年から十二年にかけて二百十六万が二百四十三万になつていてますから、そういう意味では三十万弱増えていますし……

○松岡徹君 いや、そんなん聞いていない。

○政府参考人(岡田薰君) 十二年から十三年も二百四十四万から二百七十三万余に増えているわけであります。

○松岡徹君 私は、この一〇〇〇年だけが飛び抜けてびゅっと増え、数字として、件数として上がっていますから、その上がっている原因は何ですかということを私は聞いているんですよ。

○政府参考人(岡田薰君) その原因の一つに、原則受理という方針に変わつて、被害が届けられたものは原則受理するところになりましたから、だから件数として、認知件数としては上がつたんだじやないかと、そういうふうに申しあげています。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データが、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですということをちゃんと示さんしているとはよう言ひませんが、皆さん方得手勝手に都合のええような部分だけをデータにしてるんではないですかと、いうふうに映るんですね。

○政府参考人(岡田薰君) だから、そういう要因もないとは言えないのではないかというふうに申し上げています。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データが、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですということをちゃんと示さんしているとはよう言ひませんが、皆さん方得手勝手に都合のええような部分だけをデータにしてるんではないですかと、いうふうに映るんですね。

○政府参考人(岡田薰君) そういうふうに私は思つてますね。ところが、それが二〇〇〇年のところできなり伸びてます。

○松岡徹君 ですから、これは原則すべての事件を受理するという方針に変わつたために認知件数が増えたと

いうふうに私は思つてますね。そのことは別に悪くはないんですよ。認知件数が増えて、犯罪の数としては別にごまかしてはいるわけではないんですね。

○政府参考人(岡田薰君) 繰り返しで恐縮ですが、それでも、そういう要因がないと申し上げているわけではないのであって、そういう要因もあるのだろ、あり得ると思ひます。しかし、それだけでないいろいろな要因が複合して認知の増加といふんですから。

う結果になつてゐるのだろうと思います。

○松岡徹君 質問だけに答えてくださいよ。その複合的なこと、何も私は聞いていませんよ。

だから確かに、明らかにあの桶川ストーカー事件があつた後に皆さん方は方針変わつたんですね。すなわち、原則すべて受理するというふうに変わつたんですよ。だから、件数が上がつていく、認知件数が上がつていくのは、これは当然なんですよ。そのことは別に私は悪いことだと言つてゐるんじゃないんです。その結果、こういうふうに上がつてくるというのは、認知件数が上がつたというのは、それはそれで私は駄目だと言つてゐるんじゃないですよ。原因是、それがね。それでこの説明が付かぬのですよ。なぜ二〇〇〇年、一九九九年から二〇〇〇年のこのデータがいきなり、これ数が増えるのかというのが分からなっています。だから、それがあるからでしようと言つてゐるんですよ。複合的なことを聞いているんじゃないですよ。

それが一つの大きな原因であるということは、そのとおりでしよう。もう一回これは、もう一回そこだけ答えてください、イエスかノーか。

○政府参考人(岡田薰君) だから、そういう要因もないとは言えないのではないかというふうに申し上げています。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データが、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですということをちゃんと示さんしているとはよう言ひませんが、皆さん方得手勝手に都合のええような部分だけをデータにしてるんではないですかと、いうふうに映るんですね。

○政府参考人(岡田薰君) これが、もう一つ、犯罪件数が増えているということを証明するといふふうに思つてますか、それを根拠にするのは強盗とかそ

ういう犯罪なんですね。ところが、それが二〇〇〇年のところできなり伸びてます。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データが、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですといふふうに思つてます。

○政府参考人(岡田薰君) これが、もう一つ、犯罪件数が増えているということを証明するといふふうに思つてますか、それを根拠にするのは強盗とかそ

ういう犯罪なんですね。ところが、それが二〇〇〇年のところできなり伸びてます。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

○政府参考人(岡田薰君) これが、もう一つ、犯罪件数が増えているということを証明するといふふうに思つてますか、それを根拠にするのは強盗とかそ

ういう犯罪なんですね。ところが、それが二〇〇〇年のところできなり伸びてます。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

○政府参考人(岡田薰君) これが、もう一つ、犯罪件数が増えているということを証明するといふふうに思つてますか、それを根拠にするのは強盗とかそ

ういう犯罪なんですね。ところが、それが二〇〇〇年のところできなり伸びてます。

○松岡徹君 先ほどのやり取りの中でも、要するに凶悪と言われてる殺人事件はそんなに増えていますから、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。

針ではなかつたですから認知件数としては少ない数でカウントされてますけれども、しかし犯罪の数としては変わらないでしようと。

そうすると、急激に増えたという認識はいたずらに不安をあおるだけではないですかと。もつと正確に私は状況判断をすべきだと。そういう意味

では、提案理由の一つになつてゐる犯罪件数が急増しているということの、この提案理由は余りにも一方的な側面でしか言つていいんではないであります。まあ先ほど言つたように、そういうこと

もあリ得るということですから、それが大きな原因だと私は思つてます。指摘したいのはそ

うところです。

ですから、犯罪が減つたとは言つていませんよ、減つたとは言つていいないです。皆さん方のデータの作り方というのが、まあ極端に言えば、まあ改ざんしているとはよう言ひませんが、皆さん方得

因だと私は思つてます。指摘したいのはそ

うところです。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データ

が、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですということをちゃんと示さんしているとはよう言ひませんが、皆さん方得

因だと私は思つてます。指摘したいのはそ

うところです。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、しっかりとそういう変化も、データ

が、件数が上がつて、認知件数が上がつて、一つの背景ですといふふうに思つてます。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

そこで、凶悪・重大犯罪といふふうに映るんですね。ですから、これは原則すべての事件を受理するといふふうに思つてますね。

○政府参考人(大林宏君) お答え申し上げます。

凶悪犯罪の言葉の使い方でございますけれども、今御指摘のとおり、犯罪白書では殺人と強盗を凶犯と呼んでおります。今回の改正に際して申し上げている凶悪・重大犯罪とは、凶悪犯罪を中心として、実際には重い处罚の対象にされる犯罪のことを意味するものでございます。

御指摘のとおり、凶悪犯罪については必ずしも決まった定義があるわけではございませんけれども、今回の改正対象のとらえ方という観点から申し上げますと、人の身体に攻撃を加えて、生命や身体あるいはその他の重要な個人的法益に危害を加えることを内容とする犯罪のことを考えております。それは、この種の犯罪が現実に国民の生命、身体等に重大な危害を加えることにより治安を悪化させるとともに、国民に深刻な不安と恐怖を与えるものでございますので、政府としてまずこの種犯罪への対策を考える必要があるとの認識によるものでございます。

○松岡徹君 その凶悪犯罪の定義というのは、先ほど言つたように非常に難しいんです。ところが、国民の受け方というのは、要するに凶悪犯罪というのは殺人とか、先ほど言つたように著しく身体に危害を加えるとか、そういう表現ではないんですね、理解の仕方としては、強盗殺人とか、その殺人の仕方も、人の殺し方も非常に残忍な手口で、この間、奈良で起きた有山楓ちゃんの事件もそうですね、非常に残忍な殺され方している。そうすると、国民の意識としては凶悪などいうふうに映るんですね。私もそれは全く同意でしかれども、その凶悪・重大犯罪の定義がないというのはやっぱりちょっと、国民との意識がちょっと離れてるというふうに思うんで、そこで、私も凶悪犯罪についてはそういう認識でありますけれども、その凶悪犯罪が増えた、その中の例えは殺人です。ただ、殺人を見ますと、そんなに件数は増えないんですね。大体ほんばいといいますか、大臣が答弁のところでも、一・一倍ぐらいなんですね。

この殺人を凶悪犯罪、まあ殺人が減らないといふのは私も大変重大だと思ひますけれども、それをするに殺人事件の中身ですね、内容です。例えば凶悪事件の中に非常につらい事件があります。例えば、介護疲れで子供が高齢の親を殺してしまったとか、障害を持つ子供、我が子を殺してしまったとか、これも殺人の件数にカウントされるんです。私は、それで重罰化するというのは、これ、本当に我々自身、殺人事件というこういう重大事件を減らしていくような社会にしていかなかぬと、いうことは全くそのとおりでありますけれども、全部重大だ、あるいは凶悪事件の定義というもののが非常にあいまいで、しかもその重大・凶悪事件だというふうに定義されている殺人の中には、介護疲れでとかあるいは障害を持つ子供を殺してしまったりとか、こういう悲惨ないうか、要するに、もっと違うところに原因があるような事件がありますね。この辺についてどういふうに考えたらしいのか。

また、大臣も、どういふうに、こういった殺人事件の中には、件数の中にはそういった事件も含まれていますよと、それも含めて凶悪という、ここで言う定義の、まだ定義自身があいまいですけれども、いう言い方でそういう事件も入れるべきなのか、件数としては殺人事件ですから入れますけれども、それを凶悪と言えるのか、そのちよつと考え方、見解をちよつと聞かせていただきます。

○政府参考人(大林宏君) 今の凶悪・重大犯罪の定義といいますか、今委員が御指摘のとおり、殺人についても同情すべき事案というものはござります。

この殺人を凶悪犯罪、まあ殺人が減らないといふのは私も大変重大だと思ひますけれども、今回も、今はメディアというこの社会の中で、もう寸步も歩けない状況であります。だから、その結果、凶悪・重大犯罪には入ります。ただし、量刑の面で、例えば執行猶予は付けるような形の手当で、一応それは殺人、同情すべき殺人でも、もちろん私ども踏まえておりますので、ただ、呼び方としては一応その類型には入るということで御理解いただきたいと思います。

○松岡徹君 今回の提案の趣旨の中に、重大・凶悪犯罪が増加しているというふうに言っているんですね。その増加のデータとして出されるデータの数の中にはそういう事件も入っておるんです。ちよつと混同しているんですね。

ですから、そもそもそういう形でカウントして、だから刑罰を重くするんだという理由でいくと、ちよつと余りにも荒っぽい言い方ではないかといふうに私は思ひます。そのことだけは指摘しておきたい。だから、データ、この提案理由の中に言つてはいる、一山何は、一把一からげのような議論ではなくて、しつかりと一つ一つの事件の背景とか原因とかというものを吟味しなくてはならないと思うんですね。

そこで、先ほどもありましたけれども、今回の提案理由では、治安の回復に努めていかなくてはならないと言っています。そして、なぜこう治安が悪化しているのかという原因の中に、犯罪の質の変化というのが先ほどありましたですね。私は全くそのとおりだと思うんです。

国民の、体感治安の悪化と感じる国民の意識は、一つはなぜそういうふうに思うのかという問題であります。ただ、今回の改正では、必要性、従来の罰が軽いんではないかという指摘されているもので、そこから、そういう大きな枠の中には、全体からすれば一部ではないかと、こういう見方もあるうかと思います。

もう一点は、今先生がおっしゃるように、その犯罪の中でも軽い形態があるじゃないかと、それを凶悪・重大犯罪と言うのかと、こういう御指摘だと思います。

ただ、それは、先ほど言いましたように、一つの類型的に比較的重い犯罪で、身体、生命に直接攻撃を加えるようなものを主体と今度はしておりますので、一応それは殺人、同情すべき殺人でも、もちろん私ども踏まえておりますので、ただ、呼び方としては一応その類型には入るということで御理解いただきたいと思います。

○松岡徹君 今回の提案の趣旨の中に、重大・凶悪犯罪が増加しているというふうに言っているんですね。その増加のデータとして出されるデータの質が変わってきます。すなわち、強盗とか、今まででは都会で起きていた、集中的に起きてきたものが地方に起きるようになつたとか、あるいは最近では、例えば青少年によるひつたりがりますね。体感治安が悪化したと感じているこのアンケートの中にも、六十代以上の人人が治安が悪化しているということを感じているという人がたくさんおります。それは、青少年によるひつたりとか、あり得なかつた、私ところの地域にはそんなことはなかつた、昔はと。うちの村ではかぎも

掛けなくてというような、こういう社会の中でも安が悪化したと感じるというのはあると思うんですね。

ですから、そういうところもしっかりと分析しなくてはならないと、その上で総合的な対策を打つべきだというふうに私は考えますけれども、どう思われますか、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 本当、先生のおっしゃること十分理解できると思いますが、犯罪に関する分析といましましては、例えば法務省の法務総合研究所において毎年作成しております犯罪白書では、平成十四年と平成十五年にそれぞれ、暴力的色彩の強い犯罪の現在の動向と、現状の対策ということを特集として取り上げておりますが、そこでは、犯罪の質的特徴として、犯罪が凶悪化、集團化しており、その被害も深刻化していること、また犯罪の主体が一般の人々に拡散するともに、地域性が希薄になりつつあることなどが指摘されています。それは、今先生がおっしゃったように、都会だけじゃなく、地域、田舎にも、かぎも掛けずに寝ていたと、そういうような状態から、やっぱりかぎをかけて寝なきや危ないねという状況まで地域性が希薄になりつつあるというところだと思います。

また、政府は、昨年十二月、犯罪対策閣僚会議におきましても、各種の分析などを踏まえながら、総合的な犯罪対策として、犯罪に強い社会の実現のための行動計画、これを策定いたしましたが、その中で、基盤整備の一つといたしまして、凶悪犯罪等に関する罰則の整備が盛り込まれております。今回の法整備はこのような分析や検討を踏まえて作られたものというふうに考えております。

○松岡徹君 正に、治安の回復を図るために今回の刑法の重罰化を提案するというのは、私はやっぱりそういうところの議論をしつかりした上で、あわせて、刑罰は何年がいいかという議論にすべ

きだと思うんです。

様々なアンケートとか国民の意識を調べたところ、犯罪が増えている原因に、刑罰が低いからとのいうふうに承知いたしております。

これは、その当時の強盗をめぐる犯罪情勢の認識などによるものであろうかと思われますが、その後百年を、百年近くを経過して、御指摘のよう

に刑法においては女性の人権が軽く取り扱われるのではないかと、その御指摘が次第に強くなってきたものと思っております。

もとより、女性の人権が十分に保護されることが重要であること、当然でありますけれども、強姦罪以外でも暴力的性犯罪においては女性が被害者になることが多く、女性の人権を保護するという観点からも今回の改正は重要なものであるといふふうに思っております。

○松岡徹君 今言われたように、その女性に対する人権というものが非常に軽んじられていたと、それが強姦罪の刑罰を低くしている大きな背景にもなつていただいているふうに私も思います。ですか

ら、今回強姦罪の刑罰を上げるということは、強姦罪というのは非常に悪質な犯罪ですよといふことをしっかりと世に意思表示するといいますか、強姦罪の刑罰をしつかりと世に認識してもらいたいというふうに思っています。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生がおっしゃるよ

うに、やはり強姦罪、特に話題としました。浜四

津先生と与党のプロジェクトを作つてやつたわけ

ですけれども、集團的な問題といふことも一つ大きなプレッシャーになることがあります。単独

で、そういう意味では私は大事だと思うんですね。

ただ、問題は、低かった原因の一方で、女性の

人権というものがこの強姦罪といふものをどうい

うふうにとらえていくか。すなわち、強姦罪の刑

罰を重くして、そしてこの強姦罪に対する罪を、

犯罪を抑えていくといいますか、抑止していくと

いうことは当然ねらつてきますけれども、最近

でこそ強姦罪の認知件数は増えていますけれども、全体としてはやっぱり低いんですね。すなわち、私は、認知件数自身は氷山の一角だと思うんです。なぜ氷山の一

角になるのか。これ、刑罰を重くしたからとい

てこの強姦罪、レイプ、これが認知件数として、

しつかりと犯罪として抑止していくような状態

です。氷山の一角だと思うんです。なぜ氷山の一

角のことを併せてしなかつたら氷山の一角の

ままではないかというふうに思うんですね。

いうことになつては、これは意味がないんですね。

ですから、今言つたように、この強姦罪の低かった原因は、一つは女性に対する人権意識が非常に低かったということが一つの大きな背景であるということです。同時に、それが、被害を届け立するような状況に行き着かない、正に多くの部分で隠れたままになつていると、そこをどういうふうに今回の改正で引き上げることができるのかどうか。どう考えられているのか、それは。ちょっと聞かしていただけますか。

○国務大臣(南野知恵子君) その問題は大変難しい課題であろうかと思いますが、この前、DV法を作らせていただきました。それによつて、DV法がこういうものであるということが国民に認知されることによってその被害者が声を出してくるようになつてくると、そういう女性がだんだんと変容していく、そのことも私は期待したいと思っています。

○松岡徹君 そのとおりです。被害を受けた女性がちゃんとその被害を届けていくといいますか、私は被害を受けたということをちゃんと受け止めております。

○松岡徹君 そのとおりです。被害を受けた女性がちゃんとその被害を届けていくといいますか、私は被害を受けたということをちゃんと受け止めます。そのための体制をつくる必要があります。

私は、今回のこの強姦罪、要するにあの事件が、スーザンの事件が大きな今回の改正理由の背景の一つ、原因になつたということから考えますと、やっぱりその辺の議論をしつかりしてほしいと思うんです。そうでないと今回の改正は強姦罪には余り効かないのではないか、要するに抑止とか、あるいは救済するとかいうことにはならない

強姦罪は精神の殺人だと言われているんですね。強姦の被害を受けた人が警察に行く、被害届を出しに行く、それを証明するのに、そこで二次的な人権侵害というのが起きる可能性があるといふことは昔から指摘されてきたんですね。ですから、このことを併せてしなかつたら氷山の一角のままではないかというふうに思うんですね。

第三部 法務委員会会議録第十号 平成十六年十一月三十日 【参議院】

行法が制定されている過程では、帝国議会での修正により強姦罪の法定刑が引き上げられ、その結果、強姦罪の法定刑の方が強盗罪より低くなつたものというふうに承知いたしております。

これは、その当時の強盗をめぐる犯罪情勢の認識などによるものであろうかと思われますが、その後百年を、百年近くを経過して、御指摘のよう

に刑法においては女性の人権が軽く取り扱われてゐるのはないかと、その御指摘が次第に強くなってきたものと思つております。

もとより、女性の人権が十分に保護されることが重要であること、当然でありますけれども、強姦罪以外でも暴力的性犯罪においては女性が被害者になることが多いと、その御指摘が次第に強くなってきたものと思つております。

ただ、問題は、低かった原因の一方で、女性の

人権というものがこの強姦罪といふものをどうい

うふうにとらえていくか。すなわち、強姦罪の刑

罰を重くして、そしてこの強姦罪に対する罪を、

犯罪を抑えていくといいますか、抑止していくと

いうことは当然ねらつてきますけれども、最近

でこそ強姦罪の認知件数は増えていますけれども、全体としてはやっぱり低いんですね。すなわち、私は、認知件数自身は氷山の一角だと思うんです。なぜ氷山の一

角になるのか。これ、刑罰を重くしたからとい

てこの強姦罪、レイプ、これが認知件数として、

しつかりと犯罪として抑止していくような状態

です。氷山の一角だと思うんですね。なぜ氷山の一

角のことを併せてしなかつたら氷山の一角の

ままではないかというふうに思うんですね。

そういう意味では、警察が、強姦罪について昔からそういうふうに言っていますから、例えば女性の警察官を増やしてその被害を聴くのに女性警察官で対応するとか、あるいは専門家のカウンセラーを置くとか、そういうふうなことは当然されていると思うんですね。その辺の強姦被害について警察の対応としてどの程度考えられているのか、今の現状、簡単にちょっと。

○政府参考人(岡田薰君) 御指摘のとおり、犯罪の中でもとりわけ強姦等の性犯罪というのは被害者に対して大きな精神的負担を与えるものだろうと思います。

そうしたことの軽減を図るため、これまで警察としては、性犯罪一一〇番といった相談電話や相談室を設置したり、あるいは証拠採取に必要な用具の整備、性犯罪捜査証拠採取キットなどと言つておりますが、そういうものの整備も行っておりますし、それから、御指摘ありました女性警察官の性犯罪捜査員の指定のほか、性犯罪捜査指導員、あるいは性犯罪捜査指導係の設置などを行つております。ちなみに、女性捜査員の数につきましては、性犯罪のための女性捜査員の数につきましては、平成十二年三千五百五十三名であったものが、平成十六年には四千五百七十二名になつております。

そのほか、迅速かつ適切な診断、治療、証拠採取等を行うために産婦人科の先生方との連携を強化したり、あるいは、そのほか男性警察官に対しても様々な研修、教育といったものを施しているところでございます。

○松岡徹君 是非その対応を、要するに女性が、よくあるんですけども、私たちも女性団体からいろいろ意見聞きますけれども、被害を受けた女性が強姦の被害を受けたということを証明するためには死ぬ氣で抵抗せいいと言われるんです。すなわち、死ぬ気で抵抗しなかつたら強姦罪は成立しない。要するに、ちょっとでも力を緩めたりすると、あなたも同意したんではないのかとか、こ

ういうふうに言われるんです。

せつから刑罰を、強姦罪の刑罰を上げることにによって強姦罪の罪の重さ、重大さというものを社会に認知していくことがありますけれども、しかし、実際にそれがそこに行きくまでにいかないという現状をどう思うかということなんですね。やっぱり、今回の刑法でこういうふうな視点で強姦罪の刑罰を重くしましようという意味は、やっぱりそこを救えるような状況をどう作るのかということになる。

それで、今、現状聞きましたけれども、しかしまだまだ、九六年のそういう、警察本部長による犯人の被害者等に対する援助の実施に関する指針というのが一九九六年に出されています。それがまだまだ、九六年のそういう、警察本部長による犯人の被害者等に対する援助の実施に関する指針というの

で、現状を見ますと、男性警察官が対応するといふのがまだたくさんあると思うんです。ましてや、そして精神の殺人と言われている事件でありますから、カウンセラー、とりわけ今問題になっているのがPTSDですね、心的障害といいますかね、それを一番、性犯罪を受けた人、被害者は被つていていますけれども、しかし、まだまだ現状を見ますと、男性警察官が対応するといふのがまだたくさんあると思うんです。ましてや、そして精神の殺人と言われている事件でありますから、カウンセラー、とりわけ今問題になっているのがPTSDですね、心的障害といいますかね、それを一番、性犯罪を受けた人、被害者は被つていています。そのPTSDの危険性を重く持つて、そして起訴にまで行く、その捜査の段階といふのは極めてデリケートな対応が必要だと思うんですね。そこでなかつたら、今回のところには行き着かないだろうというふうに思うんです。

今までやつてていることが決して駄目だと言うておつりはありますけれども、この時期にそういう決意を持たれたんですから、大臣も与党のプロジェクトでこの強姦罪に対する提言もされてきたわけでありますから、そこにもっと力を入れてほしいと決意を。

○國務大臣(南野知恵子君) 委員からもいろいろ御提案がございました。それらを踏まえながらラーにも委託をしていると言つていますけれども、必ずしも十分ではないと思うんですが、その辺を強化していくといいますか、そういう考え方をおありなのかどうか。

○政府参考人(岡田薰君) 御指摘のように、確かに警察官の中、まだまだ女性警察官少ないのだろうと思います。

先ほど申し上げましたように、性犯罪捜査員につきましては、十二年の三千二百名に対して現在の一つ・四倍程度になつております。また、女性

とは一つのメッセージ効果があると言われていますね。抑止していく。本当に抑止できると、抑止効果があるというふうにお思いなのか、どうですか。

○國務大臣(南野知恵子君) 抑止効果については、これも大きな難しい課題であろうかというふうに思つておりますが、犯罪は社会における人の行動であります。そういう刑法の改正についてでは、自然科学の分野からもそのような効果が計算的に算出できますけれども、やはり抑制効果と、犯罪を抑止するという機能があるものと私は信じて、この法案の成立及びその後の実行を、行動あらしめたいというふうに思つております。

○松岡徹君 人間だれしもそうですけれども、私たちも子供のころから、人の物を取つたら警察に捕まるよと、刑務所へ入れられるよといつてね、そして、社会規範として、犯罪といいますかね、そういう強盗とかそういうふうなことをしては駄目だというふうに習うんですね。しかし、それは必ずしもなくなるんではなくて、そういうメソセージ効果はあると思います、確かにね。しかし、それで犯罪が抑止されるかどうかというそれは駄目だというふうに習うんですね。だから、その辺の議論で必ずしもなくなるんではなくて、そういうメソセージ効果はあると思います、確かにね。しかし、それで犯罪が抑止されるかどうかというそれは駄目だというふうに習うんですね。だから、その辺の議論が、今回そういう提案が欠けていたというふうに思つてます。重罰だけやつて、そのもう一方のその視点、今言つた視点ですね、その辺の取組といいますか、政策というものの提案が欠けているというふうに思つてます。

今後の法律の目的は正に犯罪の抑止でありますし、治安の回復が目的であります。しかも、国民の正義意識というのは、正義感というのは、必ずしも罪を犯した者にちゃんと罪を償えということだけではないです。正義感というのは、こういった犯罪が起きないようどうするのかとということも同時に国民の正義感としてはあるんです。一度

とこんなことが起きないようにしていかなくてはならないというのが国民の正義感の中にはあると思うんですね。そして、その被害を受けた被害者たちを救済しなくてはならないという、これが国民の正義意識、正義感だと思うんです。これにこたえるためには刑罰を重くするだけではちょっと不十分だと思うんです。その辺が欠けているといふうに思うんですね。そういう意味で、抑止効果が本当におありと思っているのかというふうに今聞かしていただいたんです。

私は、抑止の効果として大事な点は、正に特別予防、すなわち矯正教育とか、再犯率をどう、いかに下げていくかということです。今回の法改正の提案で一つ懸念されているのは、その矯正教育である矯正局、すなわち刑務所の過剰収容状態が問題になっています。そういう意味では、この矯正教育の重要性というものをどう考へているのか。再犯率は今何%か。全体としてはまあ大体五〇%ぐらいですかね。再犯率はね。すなわち、これはずっと横ばい状態ですね。再犯率が下がっていない。ですから、罪を重くしても、そして刑務所へ長いこと入れても再犯率は下がらない。すなわち、特別予防という政策、考え方というものをしてしつかりと議論をしなかつたら、罪を重くしただけではこれ再犯率下がらないとと思うんです。

私は、今回の法律の提案の目的である治安回復と犯罪抑止と言うならば、その特別予防、すなわち矯正、再犯率をどう下げていくかということについてしつかりと言わなかつたら駄目だと思うんですね。それについて、考え方どうですか。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

今委員が御指摘ございましたように、再犯率は横ばいであります。私どもは矯正の立場でございまして、厳密な意味での再犯率ということではございませんで、こういう行刑施設、刑の執行を終えましていったん社会に戻つた人が再び行刑施設に入つてくるかという意味での再入率ということで考えておりますけれども、おつしやるようで、最近の統計によりますと、出所し

てから五年以内に、全部もうおしなべて言いますと、四五、六%の者がまた刑務所に戻るという現実がございます。

私どもとしては、何とか矯正の立場において、いつたん社会に出た者が再び戻らないように、あらゆる教育訓練を含めて、ならないようにということで努力してまいりましたけれども、しかし、それらの数字が示しますことは、これで十分よしというふうに私どもも考へてございません。

先般、委員も御存じかと思いますが、昨年、行刑改革会議というものがございまして、提言がございました。そこにおいても、やはり教育の充実とすることが提言されております。

私どもは、今後とも受刑者の特性とか問題性に応じたより効果的な教育プログラムの実施に努めますとともに、その社会資源の活用を推進するなどしての矯正教育の充実を一層図つてまいりたいと考えております。

○松岡徹君 私の申した指摘は大体別に否定できません。これまで過剰収容といふ状況維持あるいは減少するということも覚悟しながらやつぱりこの問題は対処していく、そういうような委員の御指摘だと思います。

○副大臣(満実君) ただいま矯正局長から御答弁申し上げましたけれども、基本的には、やはりこの過剰収容というものが減るか減らないかというよりも、そういう現状維持あるいは少し上がってくるということも覚悟しながらやつぱりこの問題は対処していく、そういうような委員の御指摘だと思います。

○松岡徹君 時間がないので、やつぱり過剰収容になるんですよ。今回の重罰化すれば、過剰収容になるんです。しかし、法律の目的である治安回復とか犯罪抑止ということからすれば、特別予防という取組は非常に大事です。すなわち再犯率を、要するに再入所率です。これは、今の日本の刑務所の過剰収容の状態なんですよ。これで刑法を重罰化することによって過剰収容が今後も予測されるのではないかと。過剰収容の予測というのをどういうふうに考えられているのか、ちょっと。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

今回の法改正によって過剰収容が生ずるのかどうか、そしてまたどの程度生ずるのかということにつきましては、率直に申し上げまして、犯罪につきましては、率直に申し上げまして、犯罪と違ったもの、確定によって決まるものでございまして、同じ殺人でも全く違うものがあります。あるいは強盗でもそうです。すなわち、矯正教育といふのは極めて大事なウエートを占めてくる取組だと思うんです。だからこそこの手だけをしつかり打たなかつたら、そのことと併せて刑罰はどうあらるべきかという議論をすべきなんです。私たち自身で、率直に言いますけれども、今まで五年の刑罰やつたやつを十年にしたからといって、この十年にする根拠は一体何だ、五年とは何を根拠にしているのか、よく分からないです。刑務所の矯正教育からすれば、例えば十年間の刑が下りたとし

てから五年以内に、全部もうおしなべて言いますと、四五、六%の者がまた刑務所に戻るという現実がございます。

私どもとしては、何とか矯正の立場において、いつたん社会に出た者が再び戻らないように、あらゆる教育訓練を含めて、ならないようにという数字では今言えないかも知れません。今回、刑を重くしたら当然更に過剰収容になつていくだろうというのは、これはだれもが予測できます。それは間違いないですね。大臣もそう思われます。

○副大臣(満実君) ただいま矯正局長から御答弁申し上げましたけれども、基本的には、やはりこの過剰収容といふ状況維持あるいは少し上がつてくるということも覚悟しながらやつぱりこの問題は対処していく、そういうような委員の御指摘だと思います。

○松岡徹君 時間がないので、やつぱり過剰収容になるんですよ。今回の重罰化すれば、過剰収容になるんです。しかし、法律の目的である治安回復とか犯罪抑止ということからすれば、特別予防という取組は非常に大事です。すなわち再犯率を、要するに再入所率ですか、皆さん方の言い方は、我々からすれば再犯率をどう下げるかとかいうことなんです。その役割としては、刑務所での矯正教育というのが非常に大事です。その刑務所が過剰収容になつて、そのことが果たせるのかどうかということなんです。先ほど言つたように、犯罪の質、中身によつて、同じ殺人でも全く違うものがあります。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生仰せのとおりであります。しかし、まあ今回出でていますから、しかしそれは是非、そのことについてどう思われるのか、矯正教育、大臣。

○松岡徹君 だから、刑罰をこれだけ上げる前に、是非そういうことにまず手だてを打つて、そして刑罰はどのようにべきではないかと。だから拙速だと私は思っています。しかし、まあ今回出でていますから、しかしそれは是非、そのことについてどう思われるのか、矯正教育、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生仰せのとおりであります。しかし、まあ今回出でていますから、しかしそれは是非、そのことについてどう思われるのか、矯正教育、大臣。

○松岡徹君 法務省といたしましては、同事案に対しても厳正に対処することは当然でございますが、同種事案の再発を防止すると、そのため必要な措置を講じたところでございますけれども、今後とも被収容者の人権を尊重し、改革の実現に全力を注いでまいりたいと思います。先生の御協力も是非必要であろうかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

たら、その間に刑務所の中で矯正教育するわけですから、正に刑罰の長さによって矯正教育プログラムが変わつくると思うんですね。で、

そういう意味では、矯正行政というものの、教育との重罰化については拙速過ぎるなどいう指摘をさ

うで、なかなかはつきり言つて予測し難いというの結論でございます。

○松岡徹君 是非、私はそういう視点でこの刑法の重罰化については拙速過ぎるなどいう指摘をさ

せていただいたんです。

私は、被害者の、犯罪被害者の人たちの感情とか国民的な正義感というのは、必ずしも罪を犯した人間に懲罰を求めるだけではなくて、大事なのは、その自ら罪を犯した重大さ、その責任というものを加害者といいますか犯人にしっかりと自覚してほしい、そして、その上で心から被害者に対して謝罪をしてほしいというのが一方の大事な感情なんですね。そして、被害者の方は、なぜこんなことが起きるのか、なぜ我々の子供、身内がこんな被害に遭ったのかというのには、こんな犯罪のない社会にしてほしいという願いなんですね。だからこそ矯正教育、いうところの修復的司法というような議論がありますけれども、再犯率を下げるためにも極めて大事な課題になってくるのではないかと思います。

是非ともそのことを、十分確立されることを期待をいたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でございま

す。

私も性的自由を侵す犯罪、強姦罪や強制わいせつ罪の被害者の方に直接お話を伺う、あるいは、加害者がどんなつもりであつたとしても、被害者

に対し、このような犯罪がどれほど取り返しの付かない被害をもたらすかということを捜査や裁判の現場で実感をしてまいりました。この性犯罪の法定刑について、かねてから傷害罪や強盗罪との不均衡が問題となってきたわけですから、性犯罪の被害者や、あるいはその人生に与える影響の重大性、甚大さを考えると、私もこの法定刑の引上げは当然のことだというふうに思つております。

ですが、刑法の総則の改正について、これがどうして一律に上限が引き上げられなければならぬのか、この点について極めて強い疑問を持つておりますので、その点についてお尋ねをしたいと思つますが、申し上げるまでもなく、この総則

の有期刑の上限の引上げをするということになれば、これに該当する罪は刑法典で四十四、特別刑

法で六十、百四の罪にこの影響が及ぶというふうに言われております。されども、その罪の一につつについてどうしてその長期を十五年から二十年に引き上げられなければならないのかということは明らかにはされていないのではないかと思

うんですね。理由として挙げられているのが、今

日も同僚議員の質疑の中で触れてきたわけで、それとも凶悪・重大犯罪の増加傾向が続いているからであるということかと思います。

そこで、まず警察庁にこの凶悪・重大犯罪と言われる罪名を取り扱ってきてる犯罪の認知件数についてその傾向をお尋ねしたいと思うんですけど、まず、強姦罪と強制わいせつ罪について、平成十一年から平成十二年にかけて急増をしけれども、また、強姦罪と強制わいせつ罪について、平成十二年以降、統計のあるのは

と、そしてその平成十二年以降、統計のあるのは

が五千三百四十六件で、十二年に七千四百十二件に急増しています。ですが、その後増加という傾向にあるということかと思うんですね。

先ほど同僚議員からの質疑の中にもありましたけれども、この強姦と強制わいせつという罪名に

ついての認知件数が平成十一年から十二年にかけ

てこうやって急増したと。これがどうしてなのか

という点について、警察庁としての御見解をお

尋ねしたいと思います。

○政府参考人(岡田薰君) お答えをいたします。

私ども警察といたしましては、凶悪犯というの

を殺人、強盗、強姦、放火と区分しております

が、今お尋ねは強姦罪と強制わいせつ罪について

でございますが、強姦罪につきましては、平成十五年の認知件数は二千四百七十二件、平成十一年

に比べて三三・一%増加をいたしております。強制わいせつにつきましては、平成十五年の認知件数が一万二十九件、十一年に比べ認知件数は八

七・六%増加しているところであります。

○仁比聰平君 もう一回お尋ねします。

平成十一年のそれぞれの認知件数は何件ですか。

○政府参考人(岡田薰君) 失礼をいたしました。

六件であります。

○仁比聰平君 平成十二年の認知件数は、私の方

で申し上げますと、強姦で二千二百六十件、つまり、強姦は平成十一年の千八百五十七件から平成十二年に二千二百六十件に急増して、先ほど御答弁ありましたように、平成十五年も一千四百七十一件ということで、平成十一年から十二年にかけて急増をして、その後ほぼ横ばいか微増という状況ではないかと思うんですね。

強制わいせつについて言いますと、平成十一年に急増しています。ですが、その後増加という傾向にあるということかと思うんですね。

そこで、まず強姦と強制わいせつ罪について、平成十一年から平成十二年にかけて急増をしたけれども、まず、強姦罪と強制わいせつ罪について、平成十二年以降、統計のあるのは

が五千三百四十六件で、十二年に七千四百十二件に急増しています。ですが、その後増加という傾向にあるということかと思うんですね。

で、犯罪の発生件数とそのままイコールのものではないということだと思います。

今お話の中にあると、殺人罪だと思います。認知件数と発生件数の間が極めて近いのではないかと言われている罪種だと思いますが、この殺人罪は平成十一年以後どういう傾向になつているか、お答えください。

○政府参考人(岡田薰君) 殺人罪について十一年以降の数字の推移でありますが、十一年が千二百六十五件、十二年が千三百九十一件、十三年が千三百四十件、十四年が千三百九十六件、十五年が千四百五十二件であります。

○仁比聰平君 減つてはいませんが、微増という傾向として受け取つてもいいのではないかと思うんで

す。

もう一点、傷害罪として認知をされている件数をお尋ねしたいと思います。平成十一年から十二年にかけて何件から何件になつたか、そして、その後十五年までのようない傾向になつてているか、お答えください。

○政府参考人(岡田薰君) どうも失礼しました。

お答えを申し上げます。

が、平成十一年から十二年にかけて約一・五倍に

件数は増えているんだけれども、白書では、その傷害の結果、どういう被害がそれぞれの被害者にもたらされたのかを分析をしておられます。この中で、重傷の結果を負われた方、軽傷の結果を負われた方という統計を分類されているんですが、そこを拝見すると、十一年から十二年にかけて急増をした、その被害者が増加をしている分の九割を超える数、九三・八%が軽傷者であるというふうに思うんですが、それはその理解で間違いないでしようか。

○政府参考人(岡田真君) 十一年から十二年でございましたかとお聞きしましたけれども、十一年

から十二年にかけての傷害の急増につきましては、被害者数の増加が一万八百四十八人であります。内訳について見ると、死者が二十人減少、これは傷害致死との関係であります、それから重傷者が五百二十一人、二七・三%増、軽傷者が一萬三百四十六人増加しているという状況でございます。

○仁比聰平君 今の数字を計算すると、私が申し上げたとおりになるのではないかと思います。

今お話の中にもあります、傷害による死亡被害者の数ですね。これは今判例でいえば傷害致死と評価をされていると思いますが、この死者は平成十一年以降十五年までのようになります。

○政府参考人(岡田真君) お答えをいたします。

傷害致死でお亡くなりになつた方の数は、平成十一年が二百一人、十二年が百八十一人、十三年が二百二十一人、十四年が百九十四人、十五年が百七十九人でございます。

○仁比聰平君 今、傷害致死によつて命を奪われた方の数を拝見しても、横ばいか、逆にこれは少し減るという方向もあると思うんですね。今、凶悪犯罪というふうに言われる罪名について数字の変化を少し伺つたわけですねけれども、ここからうかがわれるのは、確かに犯罪の認知件数は増加をしている。だけれども、その罪名によつて評価をされる犯罪行為のそのすべてが急激に凶悪化

をしているということではないのではないかと思

うんです。

私、例えば傷害で軽傷者と分類をされている件が、これが軽い犯罪だなんて言うつもりは全くありません。どんな結果をもたらすにせよ、重大な侵害行為なわけで、これは許されないわけですが、それでも、その犯罪統計を少し踏み込んで見たときには言えないのではないかと思うんですね。そして、例えば傷害致死で、死の結果に至つたといふような数字だけ見ますと、凶悪・重大事件が急増をしているという事実も、あるのかないのかがよく分からないというふうに思っています。

この刑法改正の提案者、政府は、重大・凶悪事件、凶悪犯罪が増加傾向が続いていると言つんですけれども、そういう事実を具体的に明らかにできるような統計なりあるいは事実といふのがあるんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 今の認知件数もそうですが、量刑の関係の資料がございます。第一審の科刑状況、これは今度対象としているものですが、それでも、それをごらんいただきますと、比較的上方の重い量刑の件数が増えてきているという事実もございます。これも一つの参考になろうかなと。うふうに思います。

○仁比聰平君 今の量刑、つまり現行の法定刑の枠の中で、裁判所が様々な事情を考慮をして被告人に対して宣告をしている刑ですね。この宣告刑が、今おつしやるよう厳罰化の方向にあるといふことは私も承知をしております。ですから、そのことは私も承知をしております。ただし、各資料、それはいろいろ今回の御提案に対する宣誓をしていて、その結果の重さだけでは判断できない場合もありますし、そういう面でいえば、ここからが凶悪犯罪、例えば傷害罪の中でも、ここからが凶悪犯罪で、この数が増えているか減っているかという分析はなかなか難しいといふうには思います。

ただ、各資料、それはいろいろ今回の御提案をさせていただいた中では、国民の方々の体感治安、あるいは世論調査の問題もあります。それから、今のような量刑調査で比較的重い刑が出るようになつたと。ですから、それは全体として、全体が凶悪化しているという、そういう趣旨ではございませんけれども、非常にそういう犯罪も目立つようになつたというようなことから刑の引上げですね。

今のお尋ねの中で、具体的に凶悪な事件が急増をしているという数字であるとか、あるいは凶悪犯罪と政府のおつしやる構成要件、この評価をされる犯罪行為がすべて凶悪化をしているというような傾向を示すお話を私は伺えていないと思う

んです。

今日、質疑の中で、同僚議員の質疑の中でこのことがテーマになつておりますけれども、その事実は明らかにされていないと思うんですね。つまり、抽象的な分析はあるんですけども、その当該罪名で評価をされる犯罪の全体が凶悪化をして、それが増加しているのか、していない

ことか、それが増加しているのか、していないのか、凶悪化しているのか、していないのかも含めてよく分からぬ中で、これを重罰化するといふことがどうして犯罪の抑止に効果があるんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(大林宏君) 今委員御指摘のとおり、例えば一つの犯罪、殺人というのは一般的に凶悪と言われていますけれども、傷害罪なんかを取り上げると、それは確かにいろいろな形態があると思います。その一つを見た場合に、御指摘のとおり、いろいろな犯罪というのは諸要素を持っていますので、その結果の重さだけでは判断できない場合もありますし、そういう面でいえば、ここからが凶悪犯罪、例えば傷害罪の中でも、ここからが凶悪犯罪で、この数が増えているか減っているかという分析はなかなか難しいといふうには思います。

ただ、各資料、それはいろいろ今回の御提案をさせていただいた中では、国民の方々の体感治

安、あるいは世論調査の問題もあります。それから、今のような量刑調査で比較的重い刑が出るようになつたと。ですから、それは全体として、全体が凶悪化していることを考えて、今後ともこの行動計画の内容に従つて政府全体として治安回復を図るために取組を進めているということです。さて、相応の効果が見られるものというふうに思つておられます。

○政府参考人(大林宏君) 今大臣からの御答弁は、今度引き上げるものについての抑止効果ということを中心にお話になつたと思います。

そこで、今委員がお尋ねになつておられる一つの問題で、有期刑の上限を一律に引き上げる根拠の問題があります。これにつきましては、直ちに抑止効果だけの問題ではございません。そこで、今委員がお尋ねになつておられる御案内のとおり、現行刑法における有期の懲役や禁錮の上限が十五年であることにつきましては、明治四十年の現行刑法が制定されてから変更が加えられておりません。その後の約百年の間に罪を犯して刑に処せられる者を含めた国民一般の平均寿命が大幅に延びたことなどもあり、この十五年という期間をもつて有期刑に係る法定刑の上

限とするのは、国民の刑罰觀に係る規範意識に合致していないのではないかと、又は無期刑に処する場合との差が大き過ぎるのではないかとの指摘がなされるなど踏まえたものでござります。

したがつて、この引上げの趣旨は、特定の罪について、その法定刑の上限が十五年とされているのが低過ぎるからこれを是正するというものではございません。現実にもこの引上げの適用罪種はいずれも重大な犯罪であつて、その法定刑の上限にあって差を設けるべき理由も見当たらないことから今回のような引上げが相当であると考えたものでございます。

したがいまして、今回引上げの対象となつてないものについても今回の上限の引上げが及ぶということはあります。ですから、そのほかの罪種について見た場合に、例えばその罪種の中には適用件数が少ないものございます。それが直ちにこの引上げによって抑止という問題につながらない罪種もあろうかと思ひますけれども、今のよう極めて強い疑問を指摘をする研究者、それも刑法研究者の皆さんが多くいらっしゃるということは法務省も御存じのとおりです。

例えば、中山研一先生を始めとした刑法研究者の有志の皆さんは、社会復帰の可能性に与える影響を考慮をせず、平均寿命を刑の長期化の根拠とするのは妥当でないと、より重要なのは、人の生物としての寿命ではなく、社会生活における適応限界年限であるというふうに指摘をしておられます。

何か寿命が伸びたから刑期も延びるのは当たり前だというような発想で刑法改正を図ろうとするものではないんだと、そういう政府ではないといふことを私はせめて信じたいと思うんですけれども、先ほど大臣のお話の中に、犯罪抑止に関して

の一般的な規範としての効果といいますか、先ほど行為規範というふうにおっしゃったかと思うんですね。これも特別のとりますが、刑法各則のがなされたことなどを踏まえたものでございまして、強姦罪がこうなつた、強制わいせつをやつたらこまり刑は重くなつたぞということで、そういう行為規範としての威嚇効果があるのかということもについては極めて強い疑問がここでも出されてゐるということを指摘しておきたいと思うんです。

時間がありませんので、もう一点この点にかかる

わつてお尋ねをしたいんですが、先ほど裁判所の宣告刑の量刑のお話をありました。確かに、政府が提出をしておられる資料の中では、世論調査をやつて、刑罰の引上げということが国民から求められているという資料を提出をしておられるわけです。

ですから、現実の国民の皆さんのが刑事裁判あるいは刑事案件をどこで受け止められるかといふことを考えますと、それは刑法に定められていく法定刑に対しても受けられている批判ではなくて、具体的な事件に関しての裁判所の宣告刑に向けて、それも特にメディアで報道されるその事件の中での限られた事実ですね。刑事案件において裁判所が量刑を判断する事実というのがあります。裁判所が量刑を判断する事実といふことは、私は到底思えません。メディアで報じられているとは、私は到底思えません。メディアで報じられている事実が虚偽であるとも思ひませんけれども、そうではあつてほしくないと思いますが、ですが、そういう限られた、限定されたメディアで報じられている事実に基づいて国民の皆さんがこの刑は軽過ぎると、そういうふうにお考へになつてゐるのかなというふうなんですか。

○政府参考人(大林宏君) 今回の刑の引上げのこ

とにつきまして様々な要因があるということを先ほどから申し上げておるところでございます。委員御指摘のとおり、調査の場合には、その刑が軽いといふのは、おっしゃられるように現実的な裁判所の量刑を問題にするのか、あるいは法定刑自体が軽いからこういう結果になるんだといふ付くのかというのが私、分からんんですよ。

つまり、宣告刑がどうあるべきかというのは、これは裁判所の独立と三審制の下で、司法の過程の中で解決をされるべき問題であつて、これが法

定刑の引上げというのとどうして結び付くんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 治安悪化の原因及び対策に関する世論調査の結果の中には、御指摘のように、個別の事件の量刑に対する批判を内容とす

るるもの確かに含まれていると思います。しかし強姦罪がこうなつた、強制わいせつをやつたらこ

うなるぞということであれば、それは分かります。ですから、特別のとりますが、それは分かります。

○仁比聰平君 今その審議会の皆さんがあつた行為規範としての威嚇効果があるのかというこ

とについては極めて強い疑問がここでも出されてゐるということを指摘しておきたいと思うんです。

時間がありませんので、もう一点この点にかか

わつてお尋ねをしたいんですが、先ほど裁判所の宣告刑の量刑のお話をありました。確かに、政府が提出をしておられる資料の中では、世論調査をやつて、刑罰の引上げということが国民から求められているという資料を提出をしておられるわけです。

ですから、現実の国民の皆さんのが刑事裁判あるいは刑事案件をどこで受け止められるかといふことを考えますと、それは刑法に定められていく法定刑に対しても受けられている批判ではなくて、具体的な事件に関しての裁判所の宣告刑に向けて、それも特にメディアで報道されるその事件の中での限られた事実ですね。刑事案件において裁判所が量刑を判断する事実といふことは、私は到底思えません。メディアで報じられているとは、私は到底思えません。メディアで報じられている事実が虚偽であるとも思ひませんけれども、そうではあつてほしくないと思いますが、ですが、そういう限られた、限定されたメディアで報じられている事実に基づいて国民の皆さんがこの刑は軽過ぎると、そういうふうにお考へになつてゐるのかなというふうなんですか。

○政府参考人(大林宏君) 今回の刑の引上げのこ

とにつきまして様々な要因があるということを先ほどから申し上げておるところでございます。委員御指摘のとおり、調査の場合には、その刑が軽いといふのは、おっしゃられるように現実的な裁判所の量刑を問題にするのか、あるいは法定刑自体が軽いからこういう結果になるんだといふ付くのかというのが私、分からんんですよ。

つまり、宣告刑がどうあるべきかというのは、これは裁判所の独立と三審制の下で、司法の過程

の方々が、出席者全員が今回の引上げが相当であるというふうに、そういう採決をなされたわけでございまして、それは皆さんがおいて引上げの必要性を、引上げが必要だというふうに考えております。

○仁比聰平君 今その審議会の皆さんがあつた行為規範としての威嚇効果があるのかというこ

とについては極めて強い疑問がここでも出されてゐるということを指摘しておきたいと思うんです。

時間がありませんので、もう一点この点にかか

わつてお尋ねをしたいんですが、先ほど裁判所の宣告刑の量刑のお話をありました。確かに、政府が提出をしておられる資料の中では、世論調査をやつて、刑罰の引上げということが国民から求められているという資料を提出をしておられるわけです。

ですから、現実の国民の皆さんがあつた行為規範としての威嚇効果があるのかというこ

とについては極めて強い疑問がここでも出されてゐるということを指摘しておきたいと思うんです。

○仁比聰平君 今その審議会の皆さんがあつた行為規範としての威嚇効果があるのかといふ

ふうな意見が表明されたのかなど、意見が、それも国民的な意見が表明されたのかなどと、いうことについても

私、昨日聞いて、世論調査のどこを読めばそな

れるのかがよく分からぬというふうに思いました。抽象的な質問しかされないませんし、刑罰の

引上げを求めますというところにチェックをされ

る方が、その刑罰という言葉で法定刑をおつ

しやつておるのか宣告刑をおつやつているの

か、それは分からぬじやありませんか。

今政府がおつやる上引上げの根拠、刑罰を

引き上げるべきだという国民の声があるんだとい

う前提を受け止めますと、そうすると、その前提として、現在の裁判所による量刑があるのは量

刑が低いということが体感治安の低下のその要因

だというふうにお考へになつてゐるのかなとい

うなことまで私は思うんですけど、その点はどうなんですか。

○政府参考人(大林宏君) 今回の刑の引上げのこ

とにつきまして様々な要因があるということを先ほどから申し上げておるところでございます。

委員御指摘のとおり、調査の場合には、その刑

が軽いといふのは、おっしゃられるように現実的な裁判所の量刑を問題にするのか、あるいは法定

刑自体が軽いからこういう結果になるんだとい

ふうですね。これがどうして法定刑の上引上げと結び付くのかというのが私、分からんんですよ。

つまり、宣告刑がどうあるべきかというのは、

これは裁判所の独立と三審制の下で、司法の過程

の中で解決をされるべき問題であつて、これが法

が今まで余りにも低過ぎたんじゃないかと、そういう、何といいますか、先ほど出ている行為規範としてのそういう定型から見た場合に今の評価が正しいかどうかということから刑というのは、法定刑というのは決められております。ですから、裁判の量刑自体をいいますと、一番上の事例といふのは本当にまれな、もうそれしかないと、その重い量刑がもうこれ以上できないから上げると、こういうものではないというふうに考えています。

逆に、今回下げるといいますか、例えば強盗致傷罪を今まで七年以上十五年以下の懲役といふのを、短期を六年以下に下げます。これは正に実務上の必要性があつて、今まで七年だと、その輕微な強盗致傷罪について執行猶予を付せないと、そのため実務上は、例えば傷害と恐喝とか、別な罪名で起訴して裁判所から執行猶予の判決を得ざるを得ないという問題がありました。

あるいは、今回、悪質として集団強姦等致傷罪というものが六年以上といふことで刑を定められています。これも、本来七年以上といふ刑もあるわけですから、これも同じような形態で、そういう仲間に加わった者の中にやはり執行猶予を付して相当といふのが認められるだろうと、こういう形で、最低のところはそういう今の現実の裁判の実情といいますか、あるいは犯人の更生というものを考えてこういう刑の設定をしております。

ですから、上限の張り付きの問題については、それは先ほど言いましたように一つの犯罪の型を示すものでござますが、下限については実務の要請も含めて今回改正させていただいたものでござります。

○委員長(渡辺孝男君) 時間でございますので、おまとめいただきたいと思います。

○仁比聰平君 午前の質問、ここで終わらしていだきます。

○委員長(渡辺孝男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午後審時一分休憩

午後一時開会

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開きたいと、御出席いただいております参考人は、東京都立大学法学部教授木村光江君、弁護士・日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長神洋明君及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君でございます。

本日は、本案審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、東京都立大学法学部教授木村光江君、弁護士・日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長神洋明君及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君でございます。

この際、参考の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきましたし、誠にありがとうございました。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきましたし、誠にありがとうございました。参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、本委員会における今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

な、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

○参考人(木村光江君) では、着席のまま失礼いたします。

本日は、このような機会を与えていただきまして大変光栄に存じます。

私は、法制審議会の凶悪・重大犯罪の部会に参加させていただきたいと、いうふうに考えております。

大変僭越ですが、簡単なメモを作りましたのを、それをお目に通していただきながらお聞きいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

その「刑法等の一部を改正する法律案について」

というふうに書きました一枚物のメモでござります。

で、それをお目に通していただきながらお聞きいただけれども、それに沿つてお話しさせていただけれども、それをお目に通していただきながらお聞きいたしました。

ます。

まず最初に、「凶悪犯罪と性犯罪」改正の二つの柱」というところでございますが、今般の刑法改正には二つの大きな柱があるというふうに考えておりません。一つ目の柱が凶悪・重大犯罪に対する対処でございます。そして、二つ目の柱が性犯罪に対する対処でございます。そして、「二つ目の柱が性犯罪に対する対処」というふうに考えてよろしいかと

思います。もちろん、性犯罪、特に強姦罪につきましては凶悪犯罪の中に含まれる犯罪でござります。

その意味では凶悪・重大犯罪の一部といふふうに思えるんですけども、これまでの議論の流れから見て、一応凶悪・重大犯罪と性犯罪というのは若干別の様相を呈しているというふうに考えられるかと思ひます。

まず、凶悪犯罪、「凶悪犯罪の激増」というところでございますが、凶悪犯罪とは、先ほどもちょっと言いましたが、強姦罪ももちろん含まれますし、殺人罪、強盗罪、強姦罪、放火罪を指すとされております。

これらの認知件数が、この図でごらんいただいくと分かりますように、平成に入り、九〇年代に入りまして加速度的に増加しております。これは單に数の問題だけではなく、余りにも変化が激急速にあります。

それは、木村参考人からお願いいたしました。

木村参考人。

お願いしたいと存じます。

○参考人(木村光江君) な、御発言は着席のまま結構でござります。

な、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

○参考人(木村光江君) な、御発言は着席のまま失礼いたします。

な、御発言は着席のまま失礼いたします。

な、御発言は着席のまま失礼いたします。

な、御発言は着席のまま失礼いたします。

非常に大きいというふうに考えられます。逆に、この機を逸すると大変なことになるというのが私の認識でございます。

確かに、その図をご覧いただくと分かりますように、戦後直後は非常に犯罪が多かつたというのを見ますと、言わば戦後の混乱期と同じよう

状況かと思ひます。

正に危機的な状況だと言つても過言ではないというふうに考えております。

それが第一の凶悪犯罪の方なんですけれども、

この図を見ますと、言わば戦後の混乱期と同じようになります。

私は、

女性に対する暴力に関する専門調査会

が今年の三月に報告書を出されまして、女性に対する暴力について取り組むべき課題とその対策と題する報告書でございます。

これは長年の議論の蓄積を経て公表されたものでございますが、この報告書では、その正に冒頭に、性犯罪を「女性に対する暴力の中でも、最も女性の

人権を踏みにじる行為」であるというふうに断じています。そして、その報告書では、性犯罪について特に加害者の厳正な処罰が必要であるということが強調されております。

今度は、この調査会議で、その調査会議の性犯罪に関する部分は、正にこのようないい表現に代表される社会の要請を受けているということは明らかであります。

さるに、そのような社会の要請があるというこ

とに加えて、その延長線でもあるんですけれども、もう一つの、そこにアヌタリストで書かせて

いただきましたけれども、児童買春等処罰法であるとかストーカー規制法、犯罪被害者保護法、D

V防止法等の言わば平成十年以降、特に十一年以

降でしょうか、の一連の被害者保護に関する特別法制定の延長線にこの刑法改正は位置付けるべきだというふうに思われます。されども、これまでいざれも、この特別法はいずれも、これまで沈黙させられてきた被害者、そういう被害者を救済するために制定されたものと考えられました。今回の改正は、いよいよ刑法典そのものの中には被害者保護の観点を入れるものというふうに位置付けられます。国民の意識を刑法典の中に取り入れるものであつて、正に画期的な法改正と言つてよろしいかと思います。

それが二つの柱というふうに考えられますけれども、次に、2の部分をごらんいただきたいんですが、「2、性犯罪に対する非難—厳格な懲罰の必要性」と書かせていただいた部分でございます。ここでは主として強姦罪、強制わいせつ罪の法定刑の引上げについて検討したいと思うんですけれども、(1)の部分、「強姦罪、強制わいせつ罪の認知件数の増加」というところです。特に、強姦罪について見ますと、確かに最もいわゆる認知件数が多かつたのは昭和三十年代と言われています。強姦のピークは昭和三十九年の六千八百件という非常に多い数で、そういう認知件数が出された時期がございます。その時期に比較すれば現在の件数は少ないのではないかと、むしろそれと比べれば少ないのでないかと、いう議論もあり得ると思います。また、そもそも性犯罪は、先生方よく御承知のように、いわゆる暗数、表面化しない数というのがかなりあるのではないかと、そうすると、実際の発生件数が増えているからといって必ずしも実態として犯罪が増加しているとは限らないのではないかというような議論もあります。ただ、そういう現時点での性犯罪の法定刑を引き上げる理由というのは十分にあるというふうに思われます。まず第一に、これはやはり数の問題になつてしまいますが、(1)の(1)のところです。平成に入り増加しているということなんですかねども、

十年前の認知件数と比較した場合、強姦罪は約一・五倍、また強制わいせつ罪は非常に伸びが激しいのですが、二・八倍に上がつております。こなだけの変化を暗数が表面に出ってきただけというわば沈黙させられてきた被害者、そういう被害者を救済するためには、まさに画期的な法改正と言つてよろしいかと思います。

それが二つ目ですけれども、刑法典制定時と現在との相違というふうに書かせていただいた部分ですが、認知件数の増加という側面を離しても、なお現時点で性犯罪をより厳しく処罰する必要性というのは非常に高いというふうに思われます。

どういうことかと申しますと、女性の権利といふ観点から見ると、刑法典が制定されましたのは約百年前です。その百年前と現在とでは、女性の地位、女性の権利という意味では全く様相が異なっているというふうにとらえるべきかと思います。言わば、この百年間の女性の地位の変化を全く考慮しないで現行法を維持することは、正に時代錯誤と言わざるを得ないというふうに思われます。

それを言いますと、刑法全体がもう百年たつて

いて大きな改正がなされていない、そうすると、そのこと自体が時代錯誤ではないかという御議論はあります。強姦罪の起訴率は、昭和五十年代は約五五%前後だったものが近年は七〇%に近くなっています。強制わいせつ罪につきましても、やはり五十年代は四〇%前後だったものが近年は六〇%に近くなっています。起訴率が増加しているということがあります。

まず、検察の方ですけれども、起訴率が例えば昭和五十年代と比べますと格段に高くなっています。

強姦罪の起訴率は、昭和五十年代は約五五%前後だったものが近年は七〇%に近くなっています。

強制わいせつ罪につきましても、やはり五十年代は四〇%前後だったものが近年は六〇%に近くなっています。

起訴率が増加しているということがあります。

ただ、結論から申しますと、私はいずれも妥当なものというふうに考えております。

まず、強姦罪の量刑で強制わいせつ罪の法定刑の引上げについて、法制審議会の議論の中でも、言わば下限に近い刑の言渡しが多くなされて上昇するという改正がなされようとしているわけですが、これに合理的な根拠があるのかという議論もあります。

三番目に、「法定刑の考え方」ということです

が、強姦罪、強制わいせつ罪を中心にお話ししますと、強姦罪は下限を二年から三年に引き上げたましたが、検察の実務でも、また裁判実務でも、性犯罪についてはより厳しい判断がなされてきているということをここで申し上げようと思

います。

まず、強姦罪の量刑で強制わいせつ罪の法定刑の引上げについて、法制審議会の議論の中で

も、言わば下限に近い刑の言渡しが多くなされて

いるのではないかと、そのような状況下で引き上げる必要がありますが今あるのかという御意見が出されています。

ただ、結論から申しますと、私はいずれも妥当なものというふうに考えております。

まず、強姦罪の量刑で強制わいせつ罪の法定刑の引上げについて、法制審議会の議論の中でも、言わば下限に近い刑の言渡しが多くなされて上昇するという改正がなされようとしているわけですが、これに合理的な根拠があるのかという議論もあります。

それは、そこに①から③で書かせていただいた

三つの理由からなんですかねども、まず第一に、確かに四分のーが三年未満の言渡しではないかと、うふうに置かれています。つまり、言わばわいせつ物頒布罪等と同じ場所に刑法典の条文上は置かれているというのが強姦罪、強制わいせつ罪で

い態度が見られるというふうに思われます。これは単に司法が言わば恣意的に重く処罰するよう動いているというものではなくて、国民の意識が検察あるいは裁判を突き動かしているというふうに思われます。

冒頭で述べさせていただきました男女共同参画会議での報告書というようなものも現代の社会を反映しているというふうに思われますし、そのような国民の意識の変化が検察、裁判所の厳格な態度に反映されているというふうに理解すべきかと思われます。

んです。言わば、十年間で半減しているということがあります。

第二に、そもそも裁判所は現行法の法定刑を前提に量刑判断を行っているわけで、法定刑が変更されれば、当然その変更された法定刑を基礎にして量刑判断が行われることになると。ですから、現在の法定刑を前提とした議論というのは必ずしも妥当ではないかということふうに思いました。

三番目に、これが最も重要な点だと思うんですけれども、「法定刑を維持することの問題性」というふうに書かせていただいたんですが、これはどういうことかと申しますと、現時点では、正にこのように国会で審議が行われるという段階にまでなつていろいろと議論はしたと、しかし、やはり現状のままがいいという判断をすると、強姦はやはりそれほど重大な犯罪ではないんだというメッセージを国民に与えてしまうことになるのではないかと。これは非常に危険であるというふうに思います。

男女共同参画会議等の議論では、むしろ強姦の下限を三年ではなくて五年に上げるべきだという議論も強かつたというふうに伺っております。確かに、急激に下限を二倍以上に上げるというのはやや乱暴な議論だというふうに私なども思いますけれども、その意味で三年の線が出てきたというのは非常に妥当な考え方ではないかというふうに思われます。

しかし、何より重要なのは、ここで全く上げないといいう選択をしてしまうということなんですね。次に(2)、強盗罪の比較といふことにつけは、強盗罪との比較で軽過ぎるという御意見が強いということは私も十分承知しております。それ自体は確かにそのとおりだというふうに思われるんですけども、単純な比較はむしろ危険であろうというふうに思われます。

どういうことかと申しますと、強盗罪の比較で軽いという言い方をされた場合に、では強盗罪で下げればいいではないかという御議論が出てくるからです。法制審議会でも確かにそのような意見が出されておりました。強姦を上げるのではなくて強盗を下げればいいのではないかという御議論です。

ただ、これは全く受け入れることができないというふうに私自身は考えております。冒頭でお示したグラフでも、これ急激に増加しておりますが、実は強盗が三倍に増えているというのが現状です。強盗がこのように危機的な状況にある中で、強盗の法定刑を下げるということはおよそ考えられないというふうに思われます。

むしろ比較論、単純な比較論ではなくて、強姦罪、強制わいせつ罪の法定刑を上げるということに非常に意味があるというふうに思います。それ自体、強姦罪、強制わいせつ罪、それ自体が非常に軽過ぎるというふうに思われる。また、そのような考え方方が法制審議会の部会でも圧倒的多数だ

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

次に、神参考人にお願いいたします。神参考人。

○参考人(神洋明君) 本日、このような機会を与えていただきましてありがとうございます。今、御紹介いただきました弁護士の神洋明であります。

私は、御審議いただいている凶悪・重大犯罪に對処するための刑法等の一部を改正する法律案について、基本的に反対する立場から意見を述べさせていただきたいと思います。つまり、私は、

この十一月二十八日の朝日新聞の朝刊には、元々法務省としては、現行より重罰化すべきものと見えず、拙速に過ぎるものであったと言わざるを得ません。

この十一月二十八日の朝日新聞の朝刊には、元々法務省としては、現行より重罰化すべきものと見えず、拙速に過ぎるものであつたと言わざるを得ません。

私は、御審議いただいている凶悪・重大犯罪に對処するための刑法等の一部を改正する法律案について、基本的に反対する立場から意見を述べさせていただきたいと思います。つまり、私は、

この法律案のうち、強盗致傷罪の刑の見直しについては賛成であります。そのための改正案については強く反対であります。

まず、冒頭に一点だけ強調させていただきたいと思います。

刑法は犯罪と刑罰に関する基本法であり、刑事訴訟法は国家刑罰権に関する基本法であります。

いずれの法律も一人一人の市民の生活と利益に深くかかわりを持つ法律であります。したがって、その改正は、基本的人権の尊重という憲法的価値基準を踏まえ、長期的な視野から検討審議の上、慎重にその方向性が見定められるべきであります。

ところで、今回の改正案は、刑法に関し約百年

するということが要請されているというふうに思われます。

昭和二十年代の方が犯罪はもっと多かつたといふような御議論もあります。あるいは、厳罰化必要があるということで、今回の改正はその意味で非常に意義があるということで、今回の改正はその意味で非常に意義があるということです。

少しほびまして申し訳ございません。

以上でございます。

ぶりの大改正、すなわち、有期の懲役及び禁錮の法定刑、処断刑の上限を引き上げるという内容を含むものであるにもかかわらず、法制審議会刑法部会の議論に費やした時間は、五回、合計約十時間程度にすぎませんでした。とりわけ学者委員の発言が極めて少ないと伺っております。刑事

法部会における審議が充実したものであつたとは到底言い難いものであります。今回の法律案の重大性からして、もう少し国民的な議論に発展する必要があるというふうに思われます。たゞ、このグラフを示させていただいたのは、実はこのようないい處を現時点で何とかして食い止める必要があるということで、今回の改正はその意味で非常に意義があるということです。

次に、神参考人にお願いいたします。神参考人。

私は、御審議いただいている凶悪・重大犯罪に對処するための刑法等の一部を改正する法律案について、基本的に反対する立場から意見を述べさせていただきたいと思います。つまり、私は、

この法律案のうち、強盗致傷罪の刑の見直しについては賛成であります。そのための改正案については強く反対であります。

まず、冒頭に一点だけ強調させていただきたいと思います。

刑法は犯罪と刑罰に関する基本法であり、刑事訴訟法は国家刑罰権に関する基本法であります。

正するのではなく、小出しの形で改正する手法に对しては大きな危惧感を抱いていることを申し述べておきたいと思います。

私は、このように、刑法全体を体系的に見て改正是必ずしもこのようになります。これまでのそのような先生方の御努力が非常に損なわれることになつてしまつというふうに危惧いたします。

そろそろ時間で、傷害罪、傷害致死については余り触れることができませんでしたけれども、やはり傷害罪なども非常に増えていたります。被害者保護という観点からも非常にこの時点で改正す

私は、まず、今回の刑法等の一部を改正する法

律案には改正しなければならない立法理由がないということを強く指摘しておきたいと思います。その第一点は、犯罪の重罰化というのは犯罪の抑止力がないという点であります。

今回の刑法に関する改正案は、有期懲役及び禁錮の法定刑と処断刑の上限をそれぞれ引き上げ、かつ殺人、傷害強制わいせつ、強姦に関連した罪の下限をそれぞれ引き上げようというものであります。しかし、例えば、殺人を犯そうという者が刑法の法定刑の下限を引き上げられたからといつて犯罪を思ふなどまるものでないことは、多くの心理学者が述べているところであります。

ところで、真の犯罪対策は、長期的な視野に立って、犯罪が増えた原因等を調査研究し、その原因を除去するための政治的・経済的・社会的因素が検討されるところから始めるべきであります。犯罪を犯した者に対しては、社会復帰が可能な刑務所における矯正処遇と、犯罪者が社会に戻ってきたときに再び犯罪に手を染めずに済むよう、これらの人を受け入れる社会資源も不可欠であります。人権と大きなかわりのある刑事罰の重罰化は、刑法の谦抑性からしても補充的な形で検討されるのにすぎないのであります。もつと腰を据えた徹底した犯罪対策こそ必要だと言わざるを得ません。

二点目は、刑法各則の強制わいせつ、強姦の罪、殺人罪の罪及び傷害等の罪の重罰化の実質的な根拠がないことを述べておきたいと思います。

刑法各則の強制わいせつ、強姦、強姦致死傷の各罪、殺人罪等の罪、傷害及び傷害致死の各罪に関する法定刑の加重に関する改正案についても、日本国憲法制定後今日に至るまでの約半世紀の犯罪統計を冷靜に分析したとき、今回提案されているような形で今早急に重罰化しなければならない客観的な状況下にあると言えるかどうかは甚だ疑問であります。

この点の統計資料の紹介については、さきの衆議院の法務委員会で日弁連の大塚明副会長が平成十二年度の警察白書を引用して述べているところ

でありますので詳細は省略させていただきますが、凶悪犯罪の認知件数は平成不況下にあつたこと、二十年増加しているとは言つても、戦後から現在までの半世紀にわたる長期的な視野で見ると、これまでに特異的に増加しているわけではないのであります。

岩波書店から河合幹雄さんという学者の「安全神話崩壊のパラドックス」という本が出ています。河合さんは各種の統計データを用いながら、犯罪は実際に増えていない、すなわち治安は悪化していないことを分かりやすく説明しています。河合さんはその中で、一般刑法犯は急増しているが、自転車盗が急増部分であり、それを除外すると微増にすぎない、凶悪犯は、殺人は一九五〇年代から減り続け、この十年横ばいで、強盗は急増しているものの、ひたくりや集団のファクターや統計に組み込んだせいであると述べております。

立法当局は国民の体感不安の悪化などという言葉に惑わされてはいけないというふうに考えるのではありません。三点目は、立法当局が強調する国民の体感治安の悪化、国民の規範意識、国民の法的正義観念の悪化などという極めてあいまいかつ漠然としたキヤンチフレーズには全く理由が、立法理由がないということを述べておきたいと思いま

す。

まず、体感治安なるものは、先ほど河合さんの

本にもありますように、今回対象となつてゐる凶悪・重大犯罪に関するものではなく、誇張され作られた言葉でしかないと考えられます。つまり、国民にそのような不安があるとしても、それは強姦罪と殺人罪の法定刑の下限が同じになり、それとの均衡から殺人罪の法定刑を五年以上に引き上げ、引き上げられた殺人罪の法定刑の均衡から今度は傷害致死罪の法定刑の下限を二年以上から三年以上にすることにしています。

法務当局は、強姦罪の法定刑の下限を従来の三

年から五年に改正することを提案したことから、強姦罪と殺人罪の法定刑の下限が同じになり、それが他の均衡から殺人罪の法定刑を五年以上に引き上げ、引き上げられた殺人罪の法定刑の均衡から

今度は傷害致死罪の法定刑の下限を二年以上から三年以上にすることにしています。

法務当局は、強姦罪の法定刑の下限を従来の三

年から五年に改正することを提案したことから、

強姦罪と殺人罪の法定刑の下限が同じになり、そ

れとの均衡から殺人罪の法定刑を五年以上に引き

上げ、引き上げられた殺人罪の法定刑の均衡から

今度は傷害致死罪の法定刑の下限を二年以上から

三年以上にすることにしています。

また、傷害罪や危険運転致死傷罪の法定刑は、

今回の刑法総則の有期刑の上限の引上げに伴つて

それぞれ引き上げざるを得なくなっています。そ

して、殺人罪を加重したことによつて組織的な殺

だけなく、規範意識の高まりが何ゆえに重罰化に結び付くのかというのも牽強付会で全く理解ができません。今回の改正案に対しては、先ほども述べましたように、マスコミの中にも安易な一律重罰化は避けるべきだという社説が出ているほど

であります。さらに、殺人の下限を引き上げる根拠として、命の大切さを訴えるメソセージ性などという言葉も納得のいかないところであります。

東京拘置所に長く勤務し、死刑囚のケアをしていた精神科医でもあり作家でもある加賀乙彦さんは、殺人を犯す前に、この行為をしたら死刑になると考へていた者は一人もいなかつたという趣旨のことについています。この言葉から分かるよう

に、下限を五年以上に引き上げたから、よほどの情状がなければ執行猶予は付かない、だから犯行を思いとどまるなどといったことはあり得ないと言わざるを得ません。

参議院の先生方には、こうした造語やキヤンチ

フレーズに惑わされることなく、実体を見据えた

御議論をいただき、この国の将来に禍根を残すよ

うなことのないよう慎重な審議をお願いする次

第であります。

四点目として、以上の結果として、今回改正さ

れようとしている殺人の罪等、傷害の罪等の法定

刑の加重は、玉突き論的な刑の均衡論以外に理由

らしい理由がないことを述べておきたいと思いま

す。

改正案は凶悪・重大犯罪に対処するためのものとされていますが、刑法総則に関する有期の懲役及び禁錮の法定刑の上限の改正等に関する改正案については、個々の犯罪事実の現状における具体的な実情を一切考慮することなく、かつ、凶悪・重大犯罪とは到底言つていいことができない犯罪までも含め、すべて一律に法定刑や処断刑の上限を上げようとするものであります。言わば、羊頭を掲げて狗肉を売るがごとき、極めて大ざっぱな改正を提案するものであつて、國の基本法の改正の在り方としては到底賛成することができません。

改正の対象となる犯罪は、実に刑法典、特別刑

法を合わせて百四の多くに上る改正であります。

その意味で、この刑法総則の改正は、凶悪・重大

犯罪に対処するための改正とは言えず、刑法の全

面改正の性格を有していることを強調しておきたい

と思います。つまり、これらの百四の構成要件

一つ一つについて、法定刑の上限を引き上げるこ

との当否が全く検討されていないのであります。

そのため、例え

ば、戦後一度も適用されたこ

とがない御寧邊造の罪の法定刑が二年以上十五年

以下の懲役から二年以上二十年以下の懲役になつ

ていて加重し、傷害罪を加重したことによつて暴力行為等处罚に関する法律の傷害の罪に関する部分について加重しなければならない、しなければ刑の均衡が図れないという構造を作り出しています。

このよう均衡論だけで、言わば玉突き状態での刑の加重をすること以外に根拠のない刑法改正には大いに問題があると言わざるを得ません。

第二に、具体的な改正案に対する意見を述べたいと思います。

まず第一点は、有期懲役及び禁錮の法定刑、処断刑の上限の引上げについて。

ここでは、今回の刑法総則の法定刑、処断刑の上限の引上げは、凶悪・重大犯罪に対処するための目的を超えて、刑法の全面改正の性格を持つてることを強く指摘しておきたいと思いま

てしまい、公印偽造の罪の三月以上五年以下の懲役と大きくバランスを失する形で改正がされることになっています。また、加重収賄罪の罪についても同様のアンバランスが生じています。

また、このような法定刑の上限を引き上げることによって、それぞれの犯罪についての法定刑の幅が広がり過ぎる結果も生じます。五年後の裁判員制度では国民が量刑に関与することになるのですから、このような幅の広い法定刑が裁判員を惑わす結果になることも見据えた見直しが考えられるべきだつたと思います。その意味で、今回の改正案の中でも、この刑法総則の改正こそ、最も根拠がなく、かつ、拙速さを表しているものと断ぜざるを得ません。

次に、このような改正案は、長期の受刑者の社会復帰に重大な影響を及ぼすということを述べたいと思います。

現在の世界の行刑モデルは、旧来の医療モデルから社会復帰モデルへと確実に変わっております。二十年、三十年、社会から隔離して拘禁施設に収容することは、受刑者の人格破壊につながりかねず、社会復帰にとってプラスにならないことも留意すべきであります。有期刑受刑者の長期収容化は、また無期刑受刑者の仮出獄までの期間を長期化するおそれがあり、無期刑受刑者の社会復帰にも否定的な影響を与えかねません。現在問題となつてゐる過剰収容ともかかわるものでありますので、行刑とのかかわりの検討が不可欠であるのであります。しかし、その点の検討がなされた形跡がありません。

三点目は、無期刑に処する場合と有期刑に処する場合の実質的な格差の縮小論については大きな疑問があるという点であります。

法務当局から、有期刑の上限を引き上げて無期刑との差を縮めることによって、量刑の場面で無期刑と有期刑の選択が迫られた場合に、無期刑でなく有期刑を選択しやすくなるといった趣旨の説明がなされました。

しかしながら、従来であれば無期刑であつても

ののどの程度のものが有期刑になるかは明らかになつていません。また、仮に無期刑になる者の少數が有期刑になつたとしても、有期刑全体が長期化するなら、差引き長期化するおそれも大きいと思います。

さらに、前述した法務当局の説明では、法定刑に有期刑とともに無期刑が規定されている罪には該当しますが、有期刑のみが規定されている罪、例えば強盗、事後強盗、御臺偽造などの罪には該当しません。このことは、格差縮小論が一律に有期刑の法定刑の長期を長くする理由になり得ないことを示しております。

二つ目に、強姦罪等の法定刑の見直しについて述べたいと思います。

まず、強制わいせつ罪と強姦罪の犯罪類型については、法定刑の問題以前に、その規定の在り方を根本的に見直す必要があることを述べておきたいと思います。

刑法の強姦罪は、行為主体を男性、客体を女性に限つており、男性が客体となつたときには強制わいせつ罪しか成立しません。ところで、性的自由の侵害に係る罪については、世界的の趨勢は、男女間に差を設けない方向にあります。フランス、アメリカ、カナダ、ドイツなどにおいて、被害者を女性に限定しない形での法改正が行われておられ、男性被害者についても強姦罪が成立するようになります。殺人罪等の法定刑の見直しであります。

現時点では、刑法の強姦罪等の改正を行うのであれば、まず、こうした世界の趨勢に合わせた性犯罪全般の見直しが行われるべきだと思思います。日本において、性犯罪の被害者は女性がほとんどだから現行の規定のままよいという議論がありますが、これは近い将来の変化を視野に入れておらず、少数者であつても回復し難い精神的ショックを受けた男性の性犯罪に対する差別にもなりかねないものと思います。

次に、性的自由の侵害の罪の刑を検討するに当たつては、現行刑法の強盗罪等の刑との比較が不可欠であることを述べたいと思います。

強姦罪は強盗罪との比較で軽過ぎるという意見は以前からありました。しかし、今回の改正においても、強盗罪の関係では依然として低いままになっています。比較法的に見れば、フランスの一ヶ月の統計を見ても、殺人罪の認知件数は、昭和二十九年の三千八十一件をピークとして減少傾向にあり、平成三年の千二百十五件で底を打つております。その後は横ばいに推移し、一年には千二百六十五件となつております。

その強盗罪の刑の下限が五年というのは、実は歐米諸国と比較しても異様に高いものとなつてゐることこそ問題があるのであります。そのことを一顧だにせず、強姦罪の法定刑の下限を引き上げることには反対と言わざるを得ません。

三つ目は、殺人罪等の法定刑の見直しであります。まず、殺人罪の性質からして下限を引き上げる理由がないことについて述べたいと思います。

殺人罪は確執とか情念といった人と人との濃密なかかわりの中で発生するものが少なくなく、その違法、責任の在り方には種々なものがあります。従来、殺人罪の多くは執行猶予付きの判決が言い渡されてきたという実事を想定していただきたいと思います。すなわち、私は、殺人罪にはその性質からして類型的に執行猶予を付すことがでます。現状において、殺人の罪の刑の下限を引き上げなければならない犯罪状況にはないと言わざるを得ません。

次に、傷害の法定刑の見直しについて述べたいと思います。

まず、傷害の罪の法定刑は、国際的に見ても決して低くはないということを挙げたいと思います。

世界の立法例を見てみると、傷害の罪の刑は、アメリカのニューヨーク州で二年以上七年以下の自由刑、イギリスで五年以下の自由刑、ドイツで六年以上十年以下の自由刑、フランスで十年以下の自由刑及び十五万ユーロ以下の罰金であつて、日本の刑法の十年以下の刑が特に低いというわけです。

また、傷害の罪に比較して、重い刑によつて処断すると規定された罪は、ガス漏出等致死傷の罪など刑法典に十二の構成要件が規定されています。こうした規定は特別法にも見られます。これらの罪の個別的な検討なしに、これらをすべて一律に同じ重さに引き上げることには疑問があります。

す。
最後に、公訴時効の見直しについて述べたいと
思います。

公訴時効の延長が提案されている刑事訴訟法の
改正案は、警察を始めとする捜査機関の負担を増
大させるだけでなく、刑事訴訟手続にかかる弁
護人の立場からすれば、公訴時効の延長は、時間
の経過により、アリバイ証人等の確保や証人の記
憶の喚起が難しい現状を一層困難にし、その反面
で、供述者の記憶の新しさを理由に過去に取られ
た調書について、刑事訴訟法三百二十一条一項二
号、三号書面の採用を容易にし、その結果、被疑
者・被告人の防御権の行使を更に困難にする等の
弊害があるので反対であります。

以上のとおり、今回の改正案に対する対しては、国家
の基本法たる刑法を大幅に改正するものであるに
もかかわらず、到底十分な国民的論議がなされた
と言ふことができないものであるので、これに伴
う刑事訴訟法の改正案も含めて、強く反対するも
のであります。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

た。

次に、石塚参考人にお願いいたします。石塚参
考人。

○参考人(石塚伸一君) 石塚でございます。こう
いう機会を与えていただきましてありがとうございます。

既に木村参考人と神参考人からお話をありまし
たように、今回の刑法の一部改正につきましては
種々問題があるというふうに私は考えておりま
す。私が今回ここに呼んでいただきました理由の
一つには、今日配付されている資料の中に刑法学
者の意見を添付されていると思います。この資料
の六十七ページ以下に、「刑法重罰化改正に対す
る意見書」というものを作成いたしまして、刑法
学者有志で提出させていただいております。こち
らをお読みいただければ私どもの主張は御理解い
ただけると思いますが、今回の改正案は、ここに
は最後の七十二ページのところに書いてあります

が、百害あって一利なしというやや情緒的な表現
を用いておりますが、むしろ現在の司法に対する
国民の信頼を損ねかねない、非常にマイナスの点
の多い改正ではないかとうふうに考えておりま
す。で、私どもは、安全で安心して暮らせる社会
の実現のために真に必要な施策は何かを、もつと
慎重かつ理性的、合理的に検討する必要があると
いうふうに考えておりまして、こういうような立
場から意見を述べさせていただきます。

また、私は龍谷大学で矯正・保護研究センター
というセンターに所属しております。このセン
ターは、文部科学省の御支援をいただきまして、
現在、二十一世紀新刑事政策プロジェクトという
プロジェクトを推進しております。二十一世紀に
おける刑事政策は従来の形態とは異なる新たなも
のでなければいけないというふうに私どもは考え
ております。その考え方とは、これはまだ私の私見
ではございますけれども、今日配付させていただ
きましたこの「現代市民法」論と新しい市民運動
における刑事政策は從来の形態とは異なる新たなも
のでなければいけないと、うふうに私どもは考
えております。その考え方とは、これはまだ私の私見
ではございますけれども、今日配付させていただ
きましたこの「現代市民法」論と新しい市民運動
における刑事政策は従来の形態とは異なる新たなも
のでなければいけないと、うふうに私どもは考
えております。

百三十五ページの一番下のところに、現代の刑
事政策の展開の中で新たな世纪を見据えた刑事政
策を選択するとすれば、二つの可能性があるとい
うふうに述べております。

第一の政策は、治安の悪化を自明のもの、刑罰
の一般予防機能を重視して取締りを強化する厳罰
主義の政策であるといふのです。具体的には、
警察官、検察官、裁判官などを増員して大きな司
法を目指します。この政策は、刑事司法システム
の入口を肥大化させる政策です。したがって、そ
の出口である刑務所人口を抱えることによる
影響を及ぼしあげが及ぶことは必定です。この政策は大きな刑務所人口を抱えるこ
とになるから、刑事司法のコストは膨大なものに
ならざるを得ない。後ほど、概算ですが数字を挙
げて説明させていただきます。

いま一つの政策は、犯罪の変化を慎重にチェック
し、刑罰の特別予防的機能を重視して、ダイ
バージョン、刑事司法の流れの中から必要のない
ものを排除していくと、よそにそらすという方法
ですが、この手法を活用しながら社会復帰のため
の処遇を開発する寛刑主義的な政策です。この施
策においては、家庭裁判所の調査官であるとか、法
務教官であるとか、保護観察官などのケース
ワーカーを増員して司法の福祉的機能を強化す
る。この政策は、刑務所の人口を抑制し、前科者
や再犯者の数を減らすから、間接的にはあります
が、迂遠のようには見えますが、最終的には司法
コストを軽減することができます。そしてそのコス
トを福祉に回すという施策です。後ほどこれにつ
いても説明させていただきます。

私どもは、後者の方の政策、適正規模の刑事司
法を維持する政策の方が妥当であるといふに
考えております。

それは、お話をさせていただきます。
まず、大きな政策を取つて失敗した国がアメリカ
です。なぜ失敗したかについてお話しします。
アメリカは、一九八五年に約七十万人の刑事施
設の収容者を抱えていました。これが二〇〇四年
現在ですが、約二百万を超す収容者を抱え
ます。つまり、刑務所であるとか日本の拘置所に
類するところで二百万人の人、百万都市二つの分
の人たちを養っているわけです。この人たちは労働
をしていませんから、この人たちの生活費をすべ
て国あるいは州が負担しなければなりません。民
営刑務所で収容者一人について民営機関が請け負
うときの値段が大体一日百ドルぐらいです。それ
掛ける三百六十五日のお金が必要になるといふこ
とになります。膨大なお金です。

アメリカがなぜこのようないろいろな部局に後の世代あるい
は現在でも影響が及んでしまったかということにつ
いて説明します。

アメリカでは、伝統的に刑罰目標といふもの
は、応報と犯罪の抑止とそして隔離、そして社会
復帰、この四つであるといふに言われてきま

した。伝統的にアメリカは社会復帰政策を重視す
る、そういう政策を取つていています。そういう
中で、一九八四年、コンブリヘンシブ・クライ
ム・コントロール・アクト 日本語では括弧的犯
罪統制法というふうに訳されていますが、この法
律をレーガン政権の下で導入しました。この法律
の目的の中で、刑罰目標は応報、抑止、隔離で
あります。そのため、厳罰政策が取られるようになり
ます。

あつて、社会復帰はこの三つの刑罰目標と抵触し
ない限りにおいて尊重される、そういう規定を設
けました。そのため社会復帰は後退したわけで
す。そのため、厳罰政策が取られるようになります。

まず最初に始まったのが、ウォーリー・オン・ド
ラッグと呼ばれる薬物との戦いです。薬物を自己
使用した人たちも厳しく処罰して刑事施設に入れ
る、そういう施策を取りました。次が、少年裁判
所の廃止等に見られるような少年に対する刑事司
法の強化です。次が、性犯罪法、取りわけ、メー
ガン法という名前で御存じかと思ひますけれど
も、性犯罪者に對して厳しい制裁を加え、出所後
もその情報を公にするというような法律ですが、
これは危険な犯罪者に対する厳しい施策を意味し
ます。そして最後に、重大な一般犯罪を犯した人
たちを厳しく処罰する方法です。三振法とかス
リーストライクアウトとか呼ばれるもので、重大
犯罪を三回犯すと無条件で二十年あるいは終身の
自由刑にするというものです。変な話ですが、二
回強盗をやつた人が三回目に窃盜でビザを盗んだ
と、そうしたら終身刑になつたというような笑い
話のような話がよく挙げられますけれども、そ
ういうような状況が生まれてしまいました。

確かに、多くの人たちが刑務所に入りましたの
で、犯罪を犯す可能性の高いティーンエイジャー
であるとか二十代の人たち、そういう人たちは施
設の中に入っていますので、外での犯罪は減つた
ように思われます。

よく例に挙げられるニューヨークであるとかシ
カゴであるとか、そういう大都市の犯罪が減つ
た。確かに、私たちも行ってみて、ニューヨーク

が安全になつたというのは体感いたします。しかし、それは多くの人たちが危険な刑務所に過剰に収容されていることによって補完されているという現実を忘れてはなりません。

また、都市に住んでいた人たちが小さな都市へと拡散していきますから、これはドイツなんかでも行われることなんですかけれども、ベルリンやフランクフルトの駅で、そこでたむろしている人たちを厳しく禁止する、二人以上話していると離るようについていることが通告されることがあります。若い人は沿線の都市に行つてその周縁の住宅地域で今度はたむろするようになるという現象が生まれますが、フランクフルトの都市の真ん中、ベルリンの都市の真ん中は確かに体感治安は良くなります。しかし、これは全社会的規模で見たときの治安が良くなつたと言えるかどうかということは問題です。

そういう意味では今正にアメリカの轍を踏むのかどうかという岐路に立っていると私も考えます。一九九〇年代の前半に、これは国際的に私ども刑事政策研究者は思っています。多くの犯罪学者は、世界的なコングレス、大会に出ますと、アメリカの政策は失敗し、これを今後どうやつて直していくかということを考えています。日本は、そういう意味では今正にアメリカの轍を踏むのかどうかという岐路に立っていると私は考えます。一九九〇年代の前半に、これは国際的に踏むこともなく覚せい剤の自己所持あるいは自己使用の人に対する政策は全く、量刑政策は全く変わりました。

どういう施策を現在取られているかというと、自己所持又は自己使用で量の少ないものを持つていたような人たちは、初犯であれば懲役一年六月、執行猶予二年を言い渡されます。覚せい剤の自己使用者という方は、多くの場合、依存症になつておられるケースが多いので、ああ釈放された、釈放されたんだと、私は無罪なんだというふうに考えられます。再使用をした場合には、当然また捕まつて、覚せい剤の自己使用ないしは所持で捕

まります。そうすると、今度は二年の実刑判決が言い渡されます。そうすると、前の執行猶予が取り消されますので三年六月、一番最初で刑務所に入つくるときに三年六月の刑を持って入つてくるわけです。そうすると、二十五歳の覚せい剤の受刑者の人というのは、三年六月刑務所に入つてなきやなりませんから、覚せい剤で仮釈放が付くということは難しいので、二十八ないしは九歳までの刑事施設に入つています。若いその時期に施設に入つていて社会に出てきても、働くチャンス、社会に復帰するチャンスは与えられません。したがつて、再使用を繰り返していて刑務所と社会の間を行き来する、最終的には病気が進んで精神病院に収容されるというようなケースが増えてくる

ということになります。

こういうような悪循環をどういう形で解放するか、解決するかということが今刑事施設の中で非常に重要な課題になつていて、そのために刑事施設の中では覚せい剤プログラムを始めていまして、そこにはダルクという自助グループのメッセージが入つたりというようなことが行われていて、様々努力をしていますが、現実には、施設の収容状況が一七%ぐらいの収容状況ですから、九〇%程度が限界だと思いますから、二十数%ぐら

いオーバーしている状況になります。そういうような状況の中ですので思うような処遇ができるないというものが現実です。

御存じのように、少年についてても、日本は少年法の厳しい適用を求めるような改正が既に二〇〇〇年に行われていまして、現実にも少年院であるとか少年鑑別所に収容される子供たちは増えておりますし、その子たちの社会復帰というの是非常に大きな課題になつております。当然、五年後の見直しの際に先生方の御検討をいたしたことになります。

もう一つの特徴は、被害者の権利の保障、被害者の権利のルネッサンスというふうに言われていますけれども、先ほども木村参考人からお話をありましたように、とりわけ女性の権利が今まで侵害されてきたことに對してだれも否定はしないわけです。そのため強姦罪の体系的な、刑法体系上の位置付けを考え直して、性的に自由に対する犯罪として理解すべきであるという考え方は学界でも通説になつておりますし、現在の性的道徳秩序に対する罪に位置付けておくことはおかしいことでは一致していると思います。そうであるならば、今回の改正でも、刑を重罰化するといふことが一つ、これは一つの方法だと思いますし、いま一つ、集団の強姦罪について新たに新設するというのも一つの方法です。より一步進んで、なぜ親告罪にしておくのか、強姦罪から親告罪を取つてしまえばいいではないかという議論が一つあります。

いま一つ、先ほどもお話をしました、男女を問わず性的な暴力行為に関しては、これは厳しく対応するということを社会に示すということは重要です。法制審議会の中で言されましたメッセージ効果というものを重視するのであれば、今回、強姦罪についてこういうような対応をしたということを世の中に明らかに示す必要があると思います。そういう観点から見ますと、それと一緒に殺人罪であるとかその他の刑法総則上の刑の上限を十五年から二十年に上げるということはマイナスです。片っ方で強姦罪重くしたよというメッセージを出しておいて、こっちも重くするんだよというメッセージを出すわけですから、当然受け取る側の印象は弱くなります。本当にその被害者の権利を保障するということであれば、一つ一つの犯罪類型についてきちんととした検討をした上で適正な刑罰を示すということが重要なのだというふうに考えます。

いま一方で、先ほど神参考人からお話をありました立法事実として日本の犯罪が増えていく認識ですが、これも、河合さんのおっしゃることをまたず、我々犯罪社会学であるとか犯罪学の研究者は、今見えていくような、統計上表れているような急激な増加はないということで共通認識を持ております。

なぜこのように増えていくかということを言うならば、これは明白でして、窃盗罪が増えていながらです。窃盗罪がこんなに増えているのはなぜかということは、先ほども自転車窃盗のお話を出ましたが、もう一つの、余り指摘はされてませんが、ファクターがあります。これは、一九九〇年代に新たな保険商品が出まして、損失すると、何かを盗まれたというときに警察に行つて被害届をもらつてきます。それを持つていくとその損害が補てんされるようになりますから、被害届を出すことなどが損害の証明になるような構造になりました。外国に旅行されると分かると思いますが、何かがなくなつた場合には必ず警察に行つてその証明をもらつてきます。そうすると、証明書はもらうけれども捜査は望んでいないというケー

スが増えるわけです。当然、そういう事件については捜査が及びませんので検挙率も下がるということがあります。

類似の例が器物損壊罪であります。器物損壊もこのところ非常に増えている犯罪です。器物損壊もこの器物損壊と窃盗罪で全体の犯罪の約七〇%、認知件数の七〇%を占めていますので、この部分が増えてくれば検挙率が下がるのは当然なわけです。

これはカウントをする構造それ自体が変わったので、株式の指標を、ダウ式平均株価を見ていくときに指標銘柄を入れ替えると継続性がなくなるのと全く同じで、同じような比較に合わないことがあります。先ほどからお話をありますように、戦争直後と今を比較するのに同じように比較するには確かに難しいと思います、窃盗それ自体の形態になります。先ほどからお話をありますように、戦争直後と今を比較するのに同じように比較するには確かに難しいと思います、窃盗それ自体の形態も変わつています。それだけを見て言うのではなく、やはり九〇年代に起こつた数字のカウントの仕方の構造的な変化をもう少し見ていただければ私の言つてることは御理解いただけるのではありません。これは、体感治安というのではなく、やはり九〇年代に起こつた数字のカウントの仕方の構造的な変化をもう少し見ていただければ私の言つてることは御理解いただけるのではありません。これは、体感治安というのは、自分は被害者になる可能性があるというふうに一般の方々が

アイデンティティを持つわけです。自分が被害者にならざるを得ないというのを体感治安ということになります。

そうすると、この総理府で行われた調査も、朝日も読売もそうなんですが、調査を見ますと二十歳以上の方に調査されているんですね。つまり、選挙権を持つておられる成人の方なんです。つまり、未成年の人は調査の対象になつていいないといふ事実を頭に入れておいていただきたいと思います。我々も、今の若い子供たちの行動を見て、服装であるとか物の振る舞いを見てちょっと顔をしかめるような行動が目立ちます。そういうものと体感というものが実は結び付いているということが一つ。

それと、日本はこの十年間に急速に高齢社会になりました。したがって、世論調査をしたときも十年前と比べると高齢の方の御意見が反映しやすい構造になっていますので、これも五年前、十年前と比較しても若干その基になつておられるロットが違いますので、よく検討し直さなければならない問題です。単純に数字の比較ではできないというふうに思います。

もう一つ重要な問題は、時間もありませんので限つて言いますが、過剰収容問題です。先ほど申しましたように、入口のところを強化するとしわ寄せは出口に来ます。現在、刑事司法の収容者の数というのがどのくらいあるかということですが、一九九二年、十年前ですと、刑事施設ですね、刑務所とか拘置所に入っている方が四万五千人、一日平均、でした。これに代用監獄と言われる警察留置場に入っている方も足してみると約五万人です。で、二〇〇二年ですね、二〇〇二年の統計でいいますと、刑事施設に入っている人は六万七千人、代用監獄に入っている方が一万二千人いらっしゃって、合わせると八万人ぐらいになります。つまり、六〇%十年間で増えているということです。三万人、六〇%増えているという計算になります。

で、六万人増えるということは、経済負担でい

うと物すごい負担になります。大体、収容者ですね、人件費を除きまして一日平均六十七百円ぐらいいの収容費が日本でも掛かっています。これを月に直しますと、これに三十を掛ける、それに三百六十、十二ヶ月を掛けますと、大体一年間で二百四十四万、二百五十万円ぐらいのお金が掛かります。一人増えると二百五十億です。これが三万人増えたら七百五十億になります。収容者が増えているというのは、こうこうさように全部の生活を見ることになりますから負担が大きくなります。

従来はこれを刑務作業によって補てんするという考え方を取つておりますので、受刑者については刑務作業で二百億円ぐらいでとんとんだというような考え方を取つていたんですが、未決の人があなたで入つておられますと、これは作業では補てんできませんので大きな負担が残ります。

これを、今回の法案が通りますと、恐らくは重量刑が進むという事は当然あると思ひます。法制審議会の中では裁判官は裁量の幅があるので従来の科刑を維持するんだとおっしゃいますが、立法者がこういう法律を作つたということは重くしなさいというサインを出したのであって、軽くしないといふ見方を出されたわけではないですか。裁判官がこれで軽くしては困るわけで、やはり重くすると思います。

量刑相場が重くなれば収容期間も長くなり、財政負担も大きくなることになります。そうすると、当然、現在一七%と言つておられる刑事施設の収容状況がより厳しい状況になつて、そこでの負担は大きくなるのが一つ。そしてさらに、十年、二十年たつたときには、次世代になつて、長い刑で社会に戻れない人たちが増えることによって次世代に大きな負担を残すことにつながる。その意味で、今回の法案については大きな問題があるといふふうに私は考えます。

以上でございます。

○委員長(渡辺孝男君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に對する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます

が。

どうも、非常に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。また、事前に資料等もいただいておりましたので、読まさせていただきますと、大変参考になつたわけでござります。まづ、御礼申し上げるわけですが。

そこで、神参考人にお伺いするんですが、今申しましたように、非常にこういう見方もあるなどいう点で参考にはなつたんですが、何でもかんでも反対というふうな、よくここまで全部反対といふふうに言えるなどという、率直に言いまして感じます。

例えば公訴時効、死刑の公訴時効が十五年を二十五年にする。今まで十五年で、逃げ回つておれば殺人をしても罪にならない、公訴されないと。いうことが二十五年になつたということは、庶民的な感情からすれば歓迎する國民が多いんじやないかなと想像するんですけれども、ただいまの反対理由を伺つておりますと、そんな十五年も二十年もたつて捕まつたところで、その証拠が散逸してしまつて余り意味がないでないかというよう

なこと、あるいは警察もいつまでもそんな事案に殺人事件の本部を作つて大変じゃないかと、こういうようなお話をかなと思うんですけど。しかし、最近、DNAとかいろいろ決定的な証拠を握る方法もできてきておると。科学捜査というものもある。

また、先般、私の地元の福井県で、公訴をあと二か月で時効になるという人が捕まつた松山のホステス殺し事件というのがありましたけれども、その事件当時の証人その他からすれば、犯人であるということが、実行者であるということがいろいろな証拠で確実だったんじゃないか、これも私の想像ですけれども、というふうに思うんです

そういう意味において、時効を延ばすということとは何が何でも絶対認められないということではないんじやないかなと思うんですが、これについていかがでしよう。

○参考人(神澤明君) お答えいたします。

私が述べている一つは、元々その捜査というのは初動捜査が非常に重要なんです。ですから十五年を二十五年に延ばして、なおかつ犯罪者が捕まらないという事態というのはかなり異例な場合だろうと思われます。その年月の経過といふのが我々弁護人にとってはやりにくいということが、一つ理由として先ほど述べたとおりであります。

確かに、DNAとか科学捜査とか、いろんなものがあることも分かります。しかし、私が思うのに、十五年がなぜ突然二十五年になるんでしょうか。ここも分からぬんですね。なぜ二十年じゃいけないのか。それから、もう一つは、民事上の除斥期間というのが二十年なんですね。この、要するに民事上は二十年たつちやうと全く責任追及ができないのに刑事だけは責任追及できる、こういう在り方でいいんだろうかと。

そういう意味で、私は十分な議論がされていましたが、つたという意味で反対をしているのであります。

○松村龍二君 性犯罪について、欧米では男女、容体が女性だけないというようなこともこれはあるので、性犯罪について強姦その他の罪を見直すときにはもつと根本から見直したらいいんじゃないかと、神参考人のそんな御意見もあつたと思います。

は、これは児童買春・ボルノ法によれば、法務委員会ですからこういう発言も許していただけますが、児童買春とは「児童に対し、性交等、性交等」というのは「性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせるなどをいう。」と書いてあります。

男性に対する強姦というのは、どんなことを言ふんですか。

○委員長(渡辺季男君) だれに。

○松村龍二君 神先生。

○参考人(神洋明君) 男性に対する強姦というの

は、男性が要するに客体となつて、本人の意思に

反してやはりそういうことが起り得るということ

で言つてゐるので、本来言われる姦淫とは意味

がちよつと違つてくるとは思いますが。

○松村龍二君 よく、物の本によれば、アメリカ

なんかの刑務所に入ると、気を付けないと収容さ

れた日本の収容者が強姦されちゃうというような

話はよく聞くんですけども、日本ではほとんど

そんな話を聞いたことないと思うんですよ。

したがつて、そういう意味において、物の考え

方として、男女の別なく強姦等の性犯罪を男性に

も平等に構成要件をするべきであるということは

今の日本にはまだ早過ぎる話じゃないかなと思ひ

ますが、神参考人いかがでしよう。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

今、先生御指摘の問題は日本の刑務所においても起つております。私も、現実に受刑して帰つてきた者からそういう話を聞いております。したがつて、決して日本にないということではないのです。

○松村龍二君 それでは、今度は木村参考人にお伺いいたしますが、木村参考人は最初のお話の中で凶悪犯罪が激増しているというお話をございました。神参考人、石塚参考人からは凶悪犯罪も増えてはいないと。ただ、先ほどの御説明で平成十一年ごろまでは減つているというようなお話をあつたわけですねけれども、先ほど木村参考人からいたいた資料によりますと、九〇年ごろから凶悪犯の認知件数が増えておるということございま

すが、さつきの体感的治安という話もございま

したが、私ども最近、小さな子供、特に女の子を持つてゐる家ではもう集団登校・下校しないと

いうふうに日本の社会も変わつてきたという点においても大分治安が悪くなつたのかなという感じ

もするわけですけれども。

神参考人、石塚参考人は犯罪は増えていないとおっしゃるし、木村参考人は増えているとおっしゃるわけですが、その辺について木村参考人の御見識をお伺いします。

○参考人(木村光江君) お答えいたします。

増えてはいる、増えていない、正に逆のような表現になつてしまつてゐるんですけども、窃盗罪を含めた全体の刑法犯というのは、これも実は増えています。私は認識しておりますけれども、先ほどお示しましたような國のようないいきなり強姦罪といふのは、これも実は増えています。ここに書いておけばよかったですけれども、凶悪犯の認知件数ということですから、強盗罪、強姦罪、殺人罪、放火罪と、それについての言わば一番懲罰と考えられる犯罪についてこのような急激な変化が見られると。中でも一番ひどいのは強盗罪なんですねけれども、今日のお話の中心であつた強姦などでもやはり一・五倍になつております。

ですから、その意味で、特に凶悪犯についての認知件数がここ十年で極めて厳しい伸びになつてしまつてゐるというのが私の認識でございます。

○松村龍二君 また神参考人に伺うんですが、この刑法というものが明治四十年に制定されて百年間改正されなかつたと。コンピューターの電磁的記録というようなところを多少改正があつたわけですが、ほとんど根本が触られてこなかつたと。私もさつきも申し上げたんですが、ストーカー法案を起草するときに私も一員に加わつたわけですけれども、本来、法制審議会の刑事部がもう少し時代に即応してきぱきと動いてくれれば、国会議員が起案しなくとも、議員立法しなくともできただけでも、できるんじゃないかなと。軽犯罪法にして

た、できるんじゃないかなと。軽犯罪法にして

も、できたらもう一切触らぬということは、余りに關係者が慎重過ぎるんじゃないかなと。

また、先ほどのお話のように、反対、甲論乙駁、非常に議論が分かれてだれも妥協しないといふことになると、そういう時代に即応した刑法の

改正ということが遅れるんではないかなと。そういう意味においては、今回、御不満かも分かりませんが、一步前進ではないかなと私は思うんです

が、そういう考えについてはいかがお考えでしょ

うか。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに時代に即応した刑法の在り方というのは必要だろうと思います。私が問題にしているのは、今回の法律案については、例えば刑法総則の処断刑、法定刑を引き上げるというものについて、個々の犯罪についての実情とか実態を把握せずに一律に上げていくやり方、これが乱暴だといふことを申し上げているのであります。その意味では、私はやはり今回の改正が一步前進だとは到底思えません。私が一番この中で懸念しているのは、この刑法総則の法定刑及び処断刑の上限を上げることについては一番懸念をしているものであります。

○松村龍二君 石塚参考人は矯正の問題について非常にお詳しいということで、近代的なその矯正に対するお話をいたしまして大変参考になつた

んですが、特に今ちょっとすぐ伺いたいということがございませんので、お礼だけ申し上げまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○江田五月君 三人の参考人の皆さん、今日は本当にありがとうございます。

○松村龍二君 石塚参考人には矯正の問題について

非常に詳しいということで、近代的なその矯正に対するお話をいたしまして大変参考になつた

んですが、特に今ちょっとすぐ伺いたいというこ

とがございませんので、お礼だけ申し上げまし

て、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○江田五月君 三人の参考人の皆さん、今日は本当にありがとうございます。

○松村龍二君 真っ向から激突風の御意見でございまして、何

を開いてみようかなと思つてゐるんですけど、神参考人と石塚参考人にはまず伺つてみたいんですけど、強姦罪などの性犯罪、これについて特に被害者

あるいはその周辺の皆さんあるはこうしたこと

にかかわっている皆さんとのとにかく一日も早く法

定刑を強化してくれ、あるいは、もっと言えば、

厳罰化してくれという思いは結構切実なものがあ

りますが、さつきの体感的治安という話もございま

したが、私ども最近、小さな子供、特に女の子を持

つてゐる家ではもう集団登校・下校しないと

いうふうに日本の社会も変わつてきたという点に

おいても大分治安が悪くなつたのかなという感じ

をいつまでやつていてもらちが明かぬと。我々国會の責任もあるんですねけれどもね。これはやはり一つ納得し得るんではないかという気がするん

ですが、その点について、まず神さん、神参考人

が、そういう考え方であります。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに性犯罪の被害者という者には非常に精神的なショックといいますか、PTSDのような被害を被るということがありますので、やはり許されない行為であると私も思います。厳罰化するといふことについても、私は、現在の法定刑の中で下限を上げなければならないということが理解できません。上限でやることができるのであります。上限でやることでできるのでありますので、そういう意味では下限を上げる必要はありません。私が一番この中で懸念しているのは、この刑法総則の法定刑及び処断刑の上限を上げることについては一番懸念をしているものであります。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに時代に即応した刑法の在り方というのは必要だろうと思います。私が問題にしているのは、今回の法律案については、例えば刑法総則の

処断刑、法定刑を引き上げるというものについて、個々の犯罪についての実情とか実態を把握せずに一律に上げていくやり方、これが乱暴だといふことを申し上げているのであります。その意味

では、私はやはり今回の改正が一步前進だとは到底思えません。私が一番この中で懸念しているのは、この刑法総則の法定刑及び処断刑の上限を上

げることについては一番懸念をしているものであります。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに性犯罪の被害者という者には非常に精神

的なショックといいますか、PTSDのような被

害を被るということがありますので、やはり許し

れない行為であると私も思います。厳罰化するといふことについても、私は、現在の法定刑の中で下

限を上げなければならないということが理解でき

ないのであります。上限でやることができるのでありますので、そういう意味では下限を上げる必

要はない。やはり、実際問題として、昨年ぐらいから問題になつております例のスーパーフリー事

件なんか見ていても、それなりの処断がされてい

るということがあるわけです。更にここで引き上

げなければならぬというふうには私にはとても思えないのであります。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに時代に即応した刑法の在り方というのは必要だろうと思います。私が問題にしているのは、

今回の法律案については、例えば刑法総則の

処断刑、法定刑を引き上げるというものについて、個々の犯罪についての実情とか実態を把握せずに一律に上げていくやり方、これが乱暴だといふことを申し上げているのであります。その意味

では、私はやはり今回の改正が一步前進だとは到底思えません。私が一番この中で懸念しているのは、この刑法総則の法定刑及び処断刑の上限を上

げることについては一番懸念をしているものであります。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

確かに性犯罪の被害者という者には非常に精神

的なショックといいますか、PTSDのような被

害を被るということがありますので、やはり許し

れない行為であると私も思います。厳罰化するといふことについても、私は、現在の法定刑の中で下

限を上げなければならないということが理解でき

いのではないかと、いうふうに考えております。

○江田五月君 はい、ありがとうございます。

確かに法定刑だけに頼るというわけにはいかない。私ども立法に携わる者も、この間、証人尋問のやり方をいろいろ工夫をするとか、様々な被害者的人に余計な負担を掛けずに刑事司法が進行できるようなそういう手だてを講じてきております。

が、それについても、以前は私も若干の経験ありますけれども、とにかく傍聴禁止の措置を取るとしても、それについても余りにも生々しい証言を被害者に法廷で求めていくというようなことでは、それは被害者の方々に二次、三次の被害を与えるということになつて、いたようなことがあると思うんですね。

それはよく分かることがあります、そこで次に今度は木村参考人に伺いたいんですが、さはさりながら、今の強姦罪などの法定刑の引上げ以外の部分について神参考人、石塚参考人のお話といふのは結構説得力はあつたような気もするんですけれども、まず、神参考人のそのお話の中心部分、一般的に総論で有期の懲役刑を上げるということである別の罪の法定刑の引上げについて不都合が起きてきている部分があるのではないか。例えば、今たしか言わされましたね、御璽偽造罪のように。そういう細かな検討なしにやるのはいかにも乱暴で拙速ではないかという、この御批判はどういうふうに答えられますか。

○参考人(木村光江君) お答えいたします。

確かに結構説得力はあるというのはよく分かりますし、法制審議会でもそのような御議論が出ていたかというふうに思います。ただ、刑法典の考え方として、やはり有期の上限を設けている罪と、いうのはそれなりにやはり意味がある。刑法典として重く処罰する必要があるというふうに考えて、やはり有期の上限を設けています。ですので、それは確かに一律というふうにおつしやられるかもしれませんけれども、やはり一つ上げて、じゃそれをやめるのか、それを上げるのかというのを一つ一つ検討するということが

それほど意味があるというふうには私は思えません。

ですので、刑法典全体として今回やはり重罰化するということであれば、それにそろえて上げるということは非常に合理性があるというふうに私は考えております。

○江田五月君 例えば、無期刑と有期の懲役が十五年というとの差が余りにもあり過ぎる。そこで、この時代の変化、平均寿命の変化などもあって、そこでこの無期に有期の上限を多少でも近づけていこうというんで二十年にするというそういう

うことですが、しかし、今の御璽偽造罪には無期刑の選択刑がないんですね。そうすると、法定刑、有期の懲役刑の十五年という上限は、仮に有期の上限を二十年に上げても、じゃこれだけは十五年でとどめておけば良かったではないかというそういう指摘なんですが、これはいかがですか。

○参考人(木村光江君) お答えいたします。

確かに、御璽の問題については恐らく戦後一件も二件ではないかと思ふんだけれど、その点特別に考慮する必要があつたじやないかという御意見は、確かにその側面もあるのかなというふうには思います。ただ、その一件だけを取り上げてでは、じゃ、これ一件についてどうするかというのを議論するということになりますと、余りにもやはり議論が先延ばしになつてしまふというおそれがあると思います。

繰り返しになつて恐縮ですけれども、現在何か手を打たなきゃいけないとと言われているときにはやはりスピードも非常に重要な御議論だと思いますが、そのお話を余りにも拘泥して全体が崩れてしまうというようなのは妥当ではないというふうには思われます。

○江田五月君 有期刑の上限という一つの評価をして御璽の法定刑を決めたと。その評価といいましてはやはりおかしいはずで、お金が掛かっても億というようなお話をありましたけれども、お金が掛かるから、じゃ刑務所はやめてしまうという議論ではやはりおかしいはずで、やはりお金をかけねばならないけれども、その思想はそのまま維持しながら全体の有期懲役の上限を上げるということ

とですか、そのまま上がつたというような理解なのかなと思いますけれども、まあ、ああ言えません。

ここで、刑法典全体として今回やはり重罰化するということは非常に合理性があるというふうに私は考えております。

もう一つ、石塚参考人の御意見の中で、厳罰化ではないと、今必要なのは寛刑化なんだという指摘だつたと思うんですけれども、これについて、木村参考人、どういうふうにお考えになりますか。

○委員長(渡辺孝男君) 石塚参考人。

○江田五月君 いや、木村参考人。

○委員長(渡辺孝男君) 木村参考人。ごめんなさい。

○江田五月君 もう一度言いましょうか。

石塚参考人の主張は、厳罰化が今必要なことでなくして寛刑化なんだということだったと思うんですけど、それについて木村参考人はどう反論されますか。

○参考人(木村光江君) お答えいたします。

石塚先生のおっしゃった過剰ということでは、収容人数が増えてしまって、その点特別に考慮する必要があつたじやないかというふうには思っています。ただ、その一件だけを取り上げてでは、じゃ、これ一件についてどうするかというのを議論するということになりますと、余りにもやはり議論が先延ばしになつてしまふというおそれがあると思います。

繰り返しになつて恐縮ですけれども、現在何か手を打たなきゃいけないとと言われているときにはやはりスピードも非常に重要な御議論だと思いますが、そのお話を余りにも拘泥して全体が崩れてしまうというようなのは妥当ではないというふうには思われます。

○江田五月君 有期刑の上限という一つの評価をして御璽の法定刑を決めたと。その評価といいましてはやはりおかしいはずで、お金が掛かっても億というようなお話をありましたけれども、お金が掛かるから、じゃ刑務所はやめてしまうという議論ではやはりおかしいはずで、やはりお金をかけねばならないけれども、その思想はそのまま維持しながら全体の有期懲役の上限を上げるということ

義政策と、この二つの関係なんですけれども、今回やろうとしているのは法定刑の引上げですね。これは勢い、やはり法定刑が引き上げられることには多分それはならない。やはり、そこには国会としてのメッセージですから、裁判官にそのメッセージを受け止めてもらうとすれば、検察官もですが、求刑も上がっていい、宣告刑も上がりいくということになると思うんですが、そこには必ずそれが、これについて、木村参考人、どういうふうにお考えになりますか。

私は、ここでおっしゃる、いわゆる刑務所におけるは行刑施設に収容することでなくて、いろんな方法で、違ったルートを通して社会へ戻っていく道筋を考えると。そのため家裁調査官やら法務教官は、これは収容機関かと思いますが、鑑別所は法務教官ですかね、あるいは保護観察官、保護司、その他もろ一杯あると思うんですけれども、そういうものを最大限生かしていくながら、収容という方法じゃないいろんな道筋が必要だと思うんですが、だから、この法定刑を上げるといふことは駄目だということにすぐつながる付けるというのではなく、それはそれとしてきちんと行うと。それにより、まあ、ちょっと先になるふうに思います。法定刑は法定刑として、やはり国としてこれだけの重さの犯罪だという言わば意思表示なわけですから、それはそれとしてきちんと行うと。それにより、まあ、ちょっと先になるかもせれませんけれども、過剰収容が更に問題化するというおそれがあります。

ですから、これまでの間にやはり十分な手を打つべきだと。それはそれで、やはり、先ほど何百億というようなお話をありましたけれども、お金がかかるから、じゃ刑務所はやめてしまうという議論ではやはりおかしいはずで、お金が掛かってもやはりやるべきことはやるということなんだろうと思います。

○江田五月君 その点を石塚参考人に伺いたいんですが、この本で言われる重罰主義政策と寛刑主

妥当なのかどうかということは一つと、もう一つは、先ほど神参考人からもありましたけれども、刑法典の総則の中でそれをすることになるので、張りのない法定刑の設定をすることになります。木村参考人もおっしゃいましたように、やや迂遠で時間は掛かるとは思いますけれども、どれは必要でどれが必要でないのかということをやはり検討する必要があるであろうということが一つあります。

○江田五月君 時間の方が気になつておりますが、法制審議会の木村参考人は委員であられる事と。神参考人、石塚参考人はいかがですか。

○参考人(神洋明君) 違います。

○参考人(石塚伸一君) 違います。

○江田五月君 じゃ、木村参考人は委員の立場ですからちょっとお話しにくいかと思いますが、それでもあえて聞きますが。あの二人には。

法制審が非公開ですね。法制審の審議記録も顕名主義じゃない。人の名前のところは黒丸だから白丸だから、出ていないんですね。私は、やはりもう今そういう公開の時代になつていて、とりわけ、最近の例でいうと、司法制度改革審議会が、

これもうリアルタイム公開でやつたことがかなりその司法制度改革を前へ進めるのに大きな意味があつたと。そして、その後の検討、推進本部でいえば、検討会もかなり公開度の高いやり方やつたわけですよ。

これは、特にこういう刑法というようなものを議論するときには、国民と密接に触れ合う中で、国民とのキヤッチボールが十分行われる中でやられることは不可欠であつたんではないかと思いますが、順番にお三の方に伺います。

○参考人(木村光江君) 確かに、御懸念いただいたおり、ちょっと答えにくいという意味では答えにくいんですけれども、法制審議会の中でも、公開すべきかと、公開といいますか、少なくとも顔名にすべきかどうかというのは、もちろん御議論があつての上でだつたんですが、確かに、将来的には今先生おっしゃつたような方向で考える

べきというのは十分考慮の余地はあると思うで

すけれども、現時点では、少なくともどのような御意見が出たかということに関しては十分分かる

ような状態になつてあるということで、委員の間では了解が取れたというような経緯でござります。私もそれには賛成いたしました。

○参考人(木村光江君) 私は、やはり今、木村参考人もお話ししましたけれども、非公開をやはり公開にして顕名主義であるべきだと思っております。

○参考人(木村光江君) 事と、公開された議事録を見た場合に、どなたが発言をして、その発言に対してもういう方がどういう反論をしたのかがよく分かる形なんです。残念ながら、私が拝見した限りでは黒丸しか付いておりませんので、全くそれが発言したかは、はつきり申し上げて、法務当局と日弁連の発言したことは分かりますが、ほんのことが全く分からぬといふことは分かります。

さらに、顕名主義にすることは、自らの立場を明確に発言、自らの意見を発言するということになりますので、責任を持つた発言ができるというふうに思います。

○参考人(石塚伸一君) 同じ法務省の所管でも、たしか行政改革会議の方は顕名でやられて、同時に別の部屋で見られるようになつてたということがあります。それで、いろいろな市民の方が集まられる場に委員の方が出てこられて直接御意見を伺つたりするようなことがあつたので、私はその顕名の方が望ましいというふうに考えます。

○江田五月君 ありがとうございます。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。

本日は、三人の参考人の皆様、大変貴重なお時間が取つていただき、貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、木村参考人にお伺いいたします。

参考人からいただいたこの書面によりますと、戦後の凶悪犯認知件数の推移というのは、このグラフによりますと急増をしているということがよ

く分かります。木村参考人は、この凶悪犯の増加

に何も手を打たないのは時代錯誤であると、こういう御発言をされました。この凶悪犯が増加していると言われるその増加の原因、背景について

はどのように認識しておられるでしょうか。またもう一点、この凶悪犯の変化が急激だと、こういふ御発言もありましたが、その変化とは具体的にどのようなことを指すんでしょうか、お伺いいたします。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

この正に原因というのは、非常に難しいというふうに思つてますけれども、一つは、これは余り強調してはいけないんですが、来日外国人犯罪が増えていることは確かだというふうに思つます。

それとあともう一つは、やはり少年犯罪が増えてるというのももう一つ言えることだというふうに思つます。特に、この認知件数で、ここに示しました凶悪犯の中でも実は強盗の伸びが極めて顕著なんですけれども、その強盗犯につきましては特に来日外国人が比較的多く、日本人の犯罪者に比べると比較的多く犯している犯罪というふうに言つております。それも一つの原因なのかな

と思つます。

それと、犯罪自体が増えてることをどうとらえるべきかという御指摘なんですけれども、先ほどから体感治安というようなお言葉も幾つか出てゐると思います。その凶悪犯罪が増えているといふことを、直接、だからこれを抑えるために、抑止するために法定刑を上げるべきだといふふうに、私もそんなに短絡的に考えるべきではないといふふうに思つております。もつと言ひますと、法定刑を上げたからといって単純に犯罪抑止ができるといふふうに考へるのはやはり難しいだろう

といふふうに思つております。

法定刑を上げたからといつて単純に犯罪抑止ができるといふふうに考へるのはやはり難しいだろう

といふふうに思つております。

法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないかといふ

事ができます。木村参考人は、この凶悪犯の増加

に何も手を打たないのは時代錯誤であると、こういう御発言をされました。この凶悪犯が増加していると言われるその増加の原因、背景について

はどのように認識しておられるでしょうか。またもう一点、この凶悪犯の変化が急激だと、こういふ御発言もありましたが、その変化とは具体的にどのようなことを指すんでしょうか、お伺いいたします。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

この正に原因というのは、非常に難しいといふふうに思つてますけれども、一つは、これは余り強調してはいけないんですが、来日外国人犯罪が増えていることは確かだというふうに思つます。

それとあともう一つは、やはり少年犯罪が増えてるといふふうに思つます。特に、この認知件数で、ここに示しました凶悪犯の中でも実は強盗の伸びが極めて顕著なんですけれども、その強盗犯につきましては特に来日外国人が比較的多く、日本人の犯罪者に比べると比較的多く犯している犯罪といふふうに言つております。それも一つの原因なのかな

と思つます。

それと、犯罪自体が増えてることをどうとらえるべきかという御指摘なんですけれども、先ほどから体感治安といふふうに思つております。その凶悪犯罪が増えているといふことを、直接、だからこれを抑えるために、抑止するために法定刑を上げるべきだといふふうに、私もそんなに短絡的に考えるべきではないといふふうに思つております。

法定刑を上げたからといつて単純に犯罪抑止ができるといふふうに考へるのはやはり難しいだろう

といふふうに思つております。

法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないかといふ

事ができます。木村参考人は、この凶悪犯の増加

に何も手を打たないのは時代錯誤であると、こういう御発言をされました。この凶悪犯が増加していると言われるその増加の原因、背景について

はどのように認識しておられるでしょうか。またもう一点、この凶悪犯の変化が急激だと、こういふ御発言もありましたが、その変化とは具体的にどのようなことを指すんでしょうか、お伺いいたします。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

この正に原因というのは、非常に難しいといふふうに思つてますけれども、一つは、これは余り強調してはいけないんですが、来日外国人犯罪が増えていることは確かだというふうに思つます。

それとあともう一つは、やはり少年犯罪が増えてるといふふうに思つます。特に、この認知件数で、ここに示しました凶悪犯の中でも実は強盗の伸びが極めて顕著なんですけれども、その強盗犯につきましては特に来日外国人が比較的多く、日本人の犯罪者に比べると比較的多く犯している犯罪といふふうに言つております。それも一つの原因なのかな

と思つます。

それと、犯罪自体が増えてることをどうとらえるべきかという御指摘なんですけれども、先ほどから体感治安といふふうに思つております。その凶悪犯罪が増えているといふことを、直接、だからこれを抑えるために、抑止するために法定刑を上げるべきだといふふうに、私もそんなに短絡的に考えるべきではないといふふうに思つております。

法定刑を上げたからといつて単純に犯罪抑止ができるといふふうに考へるのはやはり難しいだろう

といふふうに思つております。

法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないかといふ

事ができます。

○浜四津敏子君 続けて木村参考人にお伺いいた

します。

今回見直しのポイントの一つが性犯罪の厳罰化

でございますが、この厳罰化には社会の要請が

あると、こういふお話をございました。

実は、私ども与党の女性議員を中心といたしま

して、昨年九月に与党の中に、ジェンダーと刑

事法課題といたしまして、女性と刑事法という刑

事法与党プロジェクトチームというのを立ち上げ

まして、その中で、性犯罪の厳罰化と集団強姦罪

を創設すること、これを取りまとめいたしました。

されが今回、この法案の中に盛り込まれているわけ

ですけれども、私どもその議論の中で性犯罪の

く分かります。木村参考人は、この凶悪犯の増加

に何も手を打たないのは時代錯誤であると、こういう御発言をされました。この凶悪犯が増加していると言われるその増加の原因、背景について

はどのように認識しておられるでしょうか。またもう一点、この凶悪犯の変化が急激だと、こういふ御発言もありましたが、その変化とは具体的にどのようなことを指すんでしょうか、お伺いいたします。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

この正に原因というのは、非常に難しいといふふうに思つてますけれども、一つは、これは余り強調してはいけないんですが、来日外国人犯罪が増えていることは確かだというふうに思つます。

それとあともう一つは、やはり少年犯罪が増えてるといふふうに思つます。特に、この認知件数で、ここに示しました凶悪犯の中でも実は強盗の伸びが極めて顕著なんですけれども、その強盗犯につきましては特に来日外国人が比較的多く、日本人の犯罪者に比べると比較的多く犯している犯罪といふふうに言つております。それも一つの原因なのかな

と思つます。

それと、犯罪自体が増えてることをどうとらえるべきかという御指摘なんですけれども、先ほどから体感治安といふふうに思つております。その凶悪犯罪が増えているといふことを、直接、だからこれを抑えるために、抑止するために法定刑を上げるべきだといふふうに、私もそんなに短絡的に考えるべきではないといふふうに思つております。

法定刑を上げたからといつて単純に犯罪抑止ができるといふふうに考へるのはやはり難しいだろう

といふふうに思つております。

法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないかといふ

事ができます。

○浜四津敏子君 また木村参考人にお伺いいた

します。

私は理解しております。

○浜四津敏子君 また木村参考人にお伺いいた

します。

私は理解しております。

○浜四津敏子君 また木村参考人にお伺いいた

します。

私は理解しております。

法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないかといふ

事ができます。

がその一つでございました。

その結果、今回、強姦三年以上に引上げということになつたわけですけれども、まだ強盗との間には格差があります。これをどうお考へでしようか、もう一歩見直すべきをお考へでしようか。

○参考人(木村光江君) お答えいたします。

確かに強盗との比較という意味で軽いというのはしばしば先生がおっしゃるとおり言われることなんですかけれども、やはり二年以上とされていたものを一度に五年以上というのは、やはり刑法の改正としてはちょっとバランスを欠くのかなといふには思われます。

で、今度、併せて二百四十条、つまり強盗致死傷罪について七年が六年というような、附帯決議の中でも言われているんですけれども、強盗は確かに刑法典全体の中でもかなり重い罪です。これは、実は百年前、約百年前に作られた当時、強盗が物すごい数起ついていたという時代の中で作られたのが現行刑法です。ですから、強盗については特別重く処罰するという意識が非常に強かつたんだと思います。ですから、高い。下が五年という、高くなっていますけれども、それに比べて百年前の女性の地位を考えると、強姦罪がこの程度だったと。確かにその間を埋めなきゃいけないという御議論はあるのかもしれませんけれども、單純に物と性的自由とを比べてという議論よりは、やはり二年が三年と、また将来的には上がる可能性もあるとは思いますけれども、一度に五年というのはやはり少しバランスを欠くかななど思いました。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

次に、神参考人にお伺いいたします。

強盗致傷の引上げのみ賛成と、こういうお考えを表明されたわけすけれども、現行法では、今もお話しさせていただきましたが、強姦罪の法定刑が強盗罪の法定刑より軽いと、こういうことに

なっておりまして、女性の性的自由が物より軽い、このことに対する女性の、多くの女性団体等からも批判の声が上がつていただけてございます

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

性的自由に対する侵害について私が問題にして強調しているのであります。なおかつ申し上げま

すと、実は法制審議会においては日弁連は刑の引

上げについて留保をしております、この意見を。

ということは、私どもの中でもこれについては上

げてもいいという意見がありました。

ただ、私は、実際問題として、その下限の域のところではなくて、もうひどい、いわゆる昨年起こつたような集団強姦事件のようなものについて

そこそこではないかと、国民的議論が尽くされずに拙速だつたという御意見が出されましたけれども、これに對してはどうお考えでしようか。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

法制審議会での議論の時間が短かったたといふうなことを御指摘なのかなと思うんですけれども、もちろん法制審議会は弁護士会の代表の方も

出ていらっしゃいまして、そこでは、座長から必ずこれ以上の議論はないかということを確認を取らなければなりません。その中では、特に延長してまで御議論というような御発言はなかつたといふには記憶しております。

ですから、議論が尽くされないというのは必ずしも、その法制審議会の場で特にそれ以上の御議論がなかつたという上でまとめてられた意見ですのと、その批判は必ずしも当たつていないのでないのではないかというふうに思います。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

次に、石塚参考人にお伺いいたします。

強盗致傷の引上げのみ賛成と、こういうお考えを表明されたわけすけれども、現行法では、今もお話しさせていただきましたが、強姦罪の法定刑が強盗罪の法定刑より軽いと、こういうことに

なっておりまして、女性の性的自由が物より軽い、このことに対する女性の、多くの女性団体等からも批判の声が上がつていただけてございます

○参考人(神洋明君) お答えさせさせていただきま

すと、実は法制審議会においては日弁連は刑の引

上げについて留保をしております、この意見を。

ということは、私どもの中でもこれについては上

げてもいいという意見がありました。

ただ、私は、実際問題として、その下限の域のところではなくて、もうひどい、いわゆる昨年起こつたような集団強姦事件のようなものについて

そこそこではないかと、国民的議論が尽くされずに拙速だつたという御意見が出されましたけれども、これに對してはどうお考えでしようか。

○参考人(木村光江君) ありがとうございます。

法制審議会での議論の時間が短かったたといふうなことを御指摘なのかなと思うんですけれども、もちろん法制審議会は弁護士会の代表の方も

果はないんだと、こういう御意見でございまして。それでは、法定刑の重さ軽さというのは国民党にとって何らメッセージ効果はないというお考えでしようか。

○参考人(神洋明君) 全くないかどうかと言われると、私も断言はできません。ただ、一般的には、そのことがそれほど重きを占めるものではないというふうに思つております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

次に、石塚参考人にお伺いいたします。

所内での矯正教育の在り方が最も大事だと常々言われておりますが、日本の現在の矯正教育の在り方の中でも一番の問題点、課題はどこにあるとお考えでしようか。

○参考人(石塚伸一君) お答えさせていただきま

す。再犯防止あるいは社会復帰のためには特に刑務

所での矯正教育の在り方が最も大事だと常々言

われておりますが、日本の現在の矯正教育の在り

方の中でも一番の問題点、課題はどこにあるとお考

えでしようか。

○参考人(石塚伸一君) 他方で、明治四十年の時

点と今の時点では、自由の重みというのは今の方

が重いのではないかというふうに私は考えます。

当時、罰金刑の上限が二十円だった時代がありま

すが、あの二十円というのは、大体大学卒業した

当時の学生さんがもらう初任給よりちょっと多い

ぐらいということでした。しかし、今我々は三か

月刑務所に入るのと、失礼、一ヶ月刑務所に入る

のと二十万円もらうこと同等には評価しませ

ん。それだけ自由の重みというのは今上がつて

るというふうに私は考えますので、おっしゃられ

た意味で、平均寿命だけではなく、自由の価値と

は、まあ依存症というのは一つの病ですので、病

を病として扱うという視点を持って彼らに接する

にはどうしたらいいかということをまず考える。そのためには、彼らが刑務所の中に収容されているという状況を外すことが重要だというふうに考えます。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

終わります。

○仁比聰平君 三人の参考人の皆さん、ありがとうございます。日本共産党的仁比聰平でござります。

まず、木村先生にお尋ねをしたいと思うんですけれども、この刑法の一部改正案をめぐつて今朝も議論をしていたところですけれども、法務省の方も、重罰化による犯罪抑止の効果を示すことは困難という趣旨の答弁を度々なさつておられて、今回の改正が犯罪の抑止に対しても効果を持つているのかということについて、更にちよつと先生に一步踏み込んでお話を伺いたいんですけれども、先ほど同僚委員の御質問との関係で、単純に抑止はできないと、ただ、不安にこたえる、国民の不安にこたえるという意味で刑法の改正という

形で手を打つ必要があるのではないかというお話を
があつたと思うんですね。

こういう先生のお話というのが、実際の犯罪者、あるいは再犯の可能性を持っている人、一般国民という人たちに対してもう少し伺えませんでしょうか。

○参考人(木村光江君)

お答えいたします。

先生おっしゃるとおりで、直接的に抑止に役立つかどうかというのは科学的に立証するのは非常に難しいというふうに思います。

それはそのとおりだと思うんですが、では逆に役立たないのかということなんですねけれども、役立たないという立証もやっぱり難しいというふうに思います。であれば、今かなり危機的な状況ですので、そのような状況を踏まえると、とにかく打てる手は打つべきだというふうに思います。

その意味で、法定刑というのは必ずしも抑止のためだけのものではなくて、先ほどから御議論あるように、国民に対してこれだけ重大な犯罪なんだということを分かつてもらうという意味は非常にあると思いますので、その意味で改正というの非常に必要だというふうに思っております。

○仁比聰平君

刑法のあるいは刑法の一般的な、どういうんでしようか、メッセージ効果といいますかあるいは威嚇効果と言つてもいいのかもしれないせんけれども、そういう効果が効果的に働くのカラーフィルムとか、あるいはホワイト財産犯、そういった計算をして上でその犯行に臨むような罪種について、それを規制するという効果が語られるることは私もあることは承知しているんですけども、いわゆる激情犯型のものについて、そのメセージ効果あるいは一般的な威嚇効果というのがどんなんふうに働くかという点については、先生、どんなふうにお考えでしようか。

○委員長(渡辺孝男君)

木村参考人によろしいですか。木村参考人。

○参考人(木村光江君)

お答えいたします。

先生御指摘のとおりで、激情犯についてどれだけ効果があるかというのは一番難しい問題だといふふうに思います。ですから、その意味では、特に殺人なんかに関して本当に効果があるのかと私は持っているのかという点についてもう少し伺えませんでしょうか。

○参考人(木村光江君)

お答えいたします。

ただ、例えば最近の例ですと、危険運転致死傷罪について、飲酒運転が減っているであるとか、特に殺人なんかに関して本当に効果があるのかと。先ほど神参考人でしたか、からもお話をありましたように、殺人のようなパターンについては非常に効果というのは難しいというふうに確かに思います。

ただ、例えば最近の例ですと、危険運転致死傷罪について、飲酒運転が減っているであるとか、特に殺人なんかに関して本当に効果があるのかと。先ほど神参考人でしたか、からもお話をありましたように、殺人のようなパターンについては非常に効果というのは難しいというふうに確かに思います。

○仁比聰平君

強姦罪を始めとして、性的自由を侵す罪の今回の改正については私も賛成をしてい

ます。そこで、もう一つ木村先生にお伺いをしたいんですけれども、先ほどお話をありましたように、DV防止法やストーカー規制法を始め、この女性の人权を踏みにじつた行為に対する、この間一定の取組が立法上もなされてきたということだと思いますし、社会全体の中でも、あるいは行政

のDV防止法やストーカー規制法を始め、この女性の人权を踏みにじつた行為に対する、この間一定の取組が立法上もなされてきたということだと思いますし、社会全体の中でも、あるいは行政

のDV防止法やストーカー規制法を始め、この女性の人权を踏みにじつた行為に対する、この間一定の取組が立法上もなされてきたということだと思いますし、社会全体の中でも、あるいは行政

のDV防止法やストーカー規制法を始め、この女性の人权を踏みにじつた行為に対する、この間一定の取組が立法上もなされてきたということだと思いますし、社会全体の中でも、あるいは行政

ぱと。つまり、政府や社会にとって、今この法定刑の引上げをおいてほかに何かすべきことはないのかということなんですが。

○参考人(木村光江君)

お答えいたします。

先生おっしゃるとおりで、法定刑の引上げですべて終わるということではないというふうに思います。様々な、正にDV法とかストーカー法であるとか、そういうのも非常に重要な法案で、それ

に伴つて女性の、女性相談所であるとかそういうところがどんどん新しい動きを見せているという

のは先生もおっしゃるとおりだというふうに思いました。

ですから、あらゆることをやっぱりやらなければいけないというふうに思うんですけれども、その中の一つと、法定刑の引上げもその中の一つと

いうふうに理解しております。

○仁比聰平君

ありがとうございました。

それは、神先生と石塚先生に同じ質問でお尋ねなんですが、この刑法の特に厳罰化に関する政

府の提案の材料として、国民の世論調査の中で刑罰の強化が求められているというような趣旨の発言があります。

例えば内閣府の調査で、犯罪に対する刑罰が輕

いからと、いうふうに治安悪化の理由をお答えになつた国民が二九・八%いるとか、あるいは読売新聞の意識調査の中では、治安が悪くなつたのは何が原因かという問い合わせに対して、複数選択ですぐれども、犯罪に対する刑罰が軽過ぎるからという

がそれについて懲役刑が妥当であるかとか、あるいは刑期が何年で軽いのか重いのかという感想をお持ちの部分、つまり宣告刑に対して向かられて

いる感想、感覚というものなのではないかと私は思っています。

先生、どのようにお感じでしようか。

○参考人(神洋明君)

お答えいたします。

まず、その一般の世論調査の中で犯罪に対する不安というのは、先ほども意見を述べましたよう

に、ほとんど多くの方は窃盗とかおれおれ詐欺のなかで、必ずしも本件のような重大犯罪に当たらぬのではないかという感じを持つております。

さらに、この世論調査というのは、ある意味でマスメディアの影響を非常に受けやすい。した

がつて、それによつてデータに違いが出てくると、いうこともあります。例えば、朝日新聞なんかで見ますと、前に大塚参考人が衆議院の方で述べておりますけれども、自分の周りについてどうかと言われる、いや、自分の周りは安全だという感覚を持っている方が非常に多い。すな

わち、テレビとか新聞等で報道されている大きな事件を見るにつけ、非常にそれが物すごい悲惨な事件であればあるほど何か不安になつたのではなくいかという、そういう感覚の中で私はできている

ことかという、そういう感覚の中ではあります。

そこで、相談を直接女性から伺うという機会が減つているかというと、そうではない。後を絶たない

る限りにおいての事実を知る限りにおいて、自分

が

お持つ部分、つまり宣告刑に対して向かられて

いる感想、感覚というもののなのではないかと私は思っています。

先生、どのようにお感じでしようか。

○参考人(石塚伸一君)

よく大学で授業をやつ

いるときには、この事件

だつたらどのくらいの量刑

が実感を持たれるというのは、メディアの中で報じられる事件について、そのメディアで報じられ

になると思うという話をアンケートで取つたりしますと、一年生は厳しいんです。だんだん法律の勉強をして三年生ぐらいになつくると、大体相場辺りのところを当てるようになつてくる。法律家の感覚というのは、一般の方の感覚と比べると若干刑罰について慎重であるというのが現実だと思います。それは、いろいろな要素について頭に入れた上でこれの量刑が妥当かというふうに考えているので、おっしゃるように、裁判で実際に宣告される刑罰がやや軽いかなと思つておられる方々が多いというふうに思います。

しかし、意識調査は、注意しなければいけないのは、犯罪一般について重いと思いますか軽いと思いますか、こうすれば犯罪が減ると思いますかという問いは、ある意味では雰囲気を聞いているのであって、今の政治はいいと思いますかというふうに聞いているのと基本的には同じなんです。個別政策とは無関係なので、その意味でいうと、やはり類型を特定して聞いた方がいいと思います。それと同じ、そういうような調査を実は総理府でもやられていて、覚せい剤取締法違反について、これは殺人に類するとか窃盗に類するとか、どちらが重いと思いますかというような調査をされているのがあります。本当に見直しをするのであれば、そういう調査も参考にしながら、国民の意識はどこら辺にあるのかということを探知する作業が必要なのではないかというふうに考えます。

○仁比聰平君 神先生にお尋ねしますが、先ほど法定刑の上限に張り付けているわけではないといふお話をあつたと思うんです。実際に、特に総則によって一律に上限を引き上げると、有期刑の、というような必要があるのであれば、現実の求刑や量刑がその法定刑の上限に張り付いていくふうに思うんです。強盗致傷罪の下限の問題がありました。これが強盗致傷罪の形式的な適用で不正義な事態が起こらないようにと

いうことで、検察も裁判所も実際の業務としては配慮をして運用してこられたということがあるわけですね。そうすると、有期刑の上限を引き上げる必要があるかという点について、その上限に張り付いているというような実情が刑事司法、刑事裁判に携わられる弁護士の皆さんあるいは法曹の皆さんの中でも実感をされているのかと、具体的にそういう声があるのかということについてお聞きしたいと思います。

○参考人(神洋明君) お答えいたします。

私たち法律家、少なくとも刑事案件にかかる法律家の中では、今の判決例が上限に張り付く形で言い渡されるような状態にはまだなつていません。そこで、仁比聰平君 最後に、時間の関係で一点、石塚先生にお尋ねをします。

先ほど木村先生の、同僚委員のお話の中で、先ほど犯罪は増えたかどうかなどという問題についての窃盗や器物損壊、この点についての石塚先生のお話、私も大変示唆に富んだものだつたと思うわつっているものなんじやないのかという趣旨のお話だったと思うんですね。

凶悪犯罪と言われる強盗、強姦、殺人、放火の激増の傾向というのは、先ほど石塚先生がおつしやつたのは違うんじゃないのかというのが木村先生からの御指摘のように思つんすけれども、この凶悪犯罪の傾向、特に平成でいいますと、十一年から十二年に急増を確かに認知件数はしているわけですが、この辺り、どんなふうに見ておられるかと、最後にお尋ねしたいと思います。

○参考人(石塚伸一君) 木村先生のおっしゃつたように、強盗については、社会的に非常に不況の時期が続いているので説明するには我々はしやすいんですね、この増え方が。要するに、借金を抱えてもう耐え切れなくなつた人たちが強盗しているという言い方です。

しかし、現実には、これ調べてみると、大阪府警管内で一番最初に行われたひつたくりを強盗として、従来強盗で処理していたのを強盗で処理するということが非常に大きいのが一つ。それと、もう一つ、先ほどの下限が、強盗致傷の下限の問題ともかかわつてくるんですが、大体一ヶ月の治療を要するという診断書が出ると強盗致傷になるという大体の実務的運用があります。そういうと、強盗がより一つ重く強盗致傷で送致されると、強盗落ちは非常に増えているんですね。ちょうどこのころですが、少年法の改正の時期ですが、警察の方から家庭裁判所に、検察の方から家庭裁判所に強盗で送つて、それが強盗が認定落ちで強盗になつたケースとか、強盗致傷が強盗に落ちたというケースが増えていたんですね。ちょうどこの

方から家庭裁判所に、検察の方から家庭裁判所に強盗で送つて、それが強盗が認定落ちで強盗になつたケースとか、強盗致傷が強盗に落ちたという認定落ちのケースが非常に増えているんですね。

それはやつぱり裁判所のレベルでの判断と現場でのレベルとに違つた。強盗に対してもやっぱりひつたくりが多いのできちんと対応しようとという傾向があつたので、警察はそういうような形で必要性を感じて対応したんだと思います。そのことがこの激的な変化を生んだんだと。ただ、長いスパンで見たときに、確かにだらだらと強盗が増えていることは気になりますので、これをどう処理するかが問題だということは思います。

もう一つは、先ほど先生からもお話をありました強姦罪については、やはりオーバークリミナリゼーションというふうに言いますけれども、たくさんの方の事件が起きていた状態の中、被害者の方がいろいろ主張されるようになれば事件は掘り起されると、いうのは事実です。その掘り起され

たことが悪いと言つてはいるのではなくて、従来あつた犯罪が顕在化するようになつたというのが性犯罪に対する傾向だと思います。

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起こしてください。

○松村龍二君 午前中に引き続きまして、ただいまは参考人からこの法案についていろいろ貴重な御意見を伺つていただけですが、今からこの法案についての本格的な議論を、審議をさせていただきたいと思います。

○弱き者 汝の名は女なり」と、有名なシェークスピアの言葉で書いたハムレットの言葉であります。しかし、最近は公務員試験をやつても上位の方は皆女性ばかりだというようなこともよく聞きますし、ここにおられる大臣あるいは各党の幹部の方も大変な働きでございまして、果たして女性は弱いのかなというふうにも思います。しかし、昨日、おとつい鳴沢村、山梨県のひなびた全人類の通らぬよなところで樹海をさまよつて殺しようとした願望の男の人が刑務所へ入りたいと、それには女性を、弱い者を殺したいということで殺人事件が起きたと。これなんかは正に肉体的に弱い立場の女性が犠牲者になつたと、こうい

うふうにも思うわけでございます。

今回の法改正は、社会的弱者と言える女性に対する典型的な犯罪である強姦罪や強制わいせつ罪について加害者の刑事責任を厳正に追及する必要がある、こういう考えに基づいているものと思いますが、もう既に何人から御質問があつた点でありますけれども、法務大臣の政治家としての考え方やこれまでの取組をお伺いします。

○國務大臣(南野知恵子君) やはり私も弱き女の一人でございます。先生の、多くの女性が強くなつたということを言われたりいたしておりますけれども、まだまだ心底弱い立場の人間が一杯いるのではないでしょうか。また、生物学的、動物学的にもそういうような要素を持つてゐるということも申し上げられるかと思いますが、私も法務大臣に就任する前から強姦罪などの罰則が寛大過ぎるのではないか、そのような問題意識を持つております。

○松村龍二君 女性に対する犯罪という意味では、今回のようないわゆる性犯罪に限らず、人身取引についても問題だと思われます。

最近、アメリカ等からも日本における人身取引の処罰について不十分なんぢやないかというような指摘があるや伺っております。自民党内においても、今これらに、条約化にも伴いましてこれらの国内法の制定ということも今検討しているところでございます。人身取引、アメリカ等においては少年が昔から非常に行方不明になる、さらわれてしまうという事件が多いという話を聞いておりますし、まあ日本だけが責められる話でもないと思ひますけれども、一面、外国から日本に来ている女性が暴力団等から人身、売春等を強要さ

れるというふうな意味におきまして、人身取引の問題についても日本も法等を整備しなければならないという事態に至つてゐるわけでございます。

が、このような人身取引の処罰についてどのように取り組んでいくつもりか、法務大臣の所見をお伺いします。

○國務大臣(南野知恵子君) 委員御指摘のとおり、人身取引につきましては女性や児童が被害者となることが多いございます。これに適切に対応することは、女性に対する犯罪への取組という観点からも大変重要なことであると認識いたしております。

そこで、人身取引に対する取組を強化するため、本年九月、法制審議会に対しまして刑法に人身売買の罪を新設することなどを諮問しております。同審議会において御審議いただいているところでございます。

法務省いたしましては、法制審議会の答申を受け、次期通常国会を目指すに刑法等の一部を改正する法律案を提出したいと考えております。

○松村龍二君 次に、刑務所の問題についてお伺いしますが、このたびのようく重要、凶悪犯罪について刑罰を重罰化した場合に収容者が多くなるのかどうか、必ずしも刑罰を強くしたら裁判官は皆重い判決をして収容者が多くなるというものは、今回のようないわゆる性犯罪に限らず、人身取引についても問題だと思われます。

○政府参考人(横田尤孝君) お答え申し上げます。犯罪は様々な要因で発生いたしますし、それから収容人員となりますが、実刑判決というんじやないんですけども、量刑、実刑かそうでないかが決まるところです。そのため、量刑といふことで判断されることござりますので、具体的にどのよう

にどの程度増加するかということにつきましてはなかなか予測し難いというふうに考えておりま

す。

滑な社会復帰ができるよう努めてまいりたいと思つております。

○松村龍二君 最後に副大臣にお伺いしますが、通告はしておりませんけれども、今回、法定刑を重罰化するということは、社会に対して、やつぱり犯罪を行つたら重い刑罰を食らうよと、したく思つます。

○政府参考人(横田尤孝君) お答え申し上げます。行刑施設の収容人員は平成十年以降急激な増加が継続しております。特に受刑者等の既決被収容者にありますては、本年八月末現在の数字で申しあげますと、約六万四千人、収容率にいたしまして約一七%ということで、その収容状況は一段と厳しくなつております。

今後の収容人員の増加の見込みにつきましては、犯罪情勢等各種要因に影響されて、確たることは申し上げられませんけれども、最近の収容人員の増加傾向を考慮すれば、なお相当数の収容能力の増強が必要であろうと考えております。

そこで、既存の刑務所における収容棟の増築等のほか、ただいま委員からも御指摘ございましたように、PFI手法を活用した刑務所を山口県美祢市に整備することとして、平成十九年四月からその収容開始を目指しているところでございます。

今後も、受刑者の収容動向を見据えつつ、所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

○松村龍二君 このように、刑務所の過剰収容問題が深刻化する中で今回の改正を行うとすれば、受刑者の社会復帰に向けての処遇の在り方にはより工夫が必要になるものと思われますが、この点に関する法務大臣の所見をお伺いします。

○國務大臣(南野知恵子君) 行刑改革会議の提言におきましても、教育的処遇等を充実させることとされております。

過剰収容下におきましても、受刑者の特性や問題性に応じた、より効果的、効率的な教育プログラムの実施や職業訓練の充実に努めるとともに、社会資源の活用を推進するなどいたしまして、円

滑な社会復帰ができるよう努めてまいりたいと思つております。

○松村龍二君 最後に副大臣にお伺いしますが、通告はしておりませんけれども、今回、法定刑を重罰化するということは、社会に対して、やつぱり犯罪を行つたら重い刑罰を食らうよと、したく思つます。

○副大臣(滝実君) オウム真理教の松本被告に関する国民の意識としては、委員おっしゃるとおり、何を時間取つているんだろうかという思いは、恐らく同じ意識を皆さんお持ちだと思いま

す。そういう意味では、具体的な言わば重大事件が起きたときにやつぱり的確にスピードイーな結論が出てくる、あるいはそれに伴つて的確な収容をしていくことが最も大事なことだらうというのは、おっしゃるとおりだと思います。私

もそういう意味では同じような気持ちで、早くこれが起きたときにやつぱり的確にスピードイーな結論が出てくる、あるいはそれに伴つて的確な収容をしていくことが最も大事なことだらうかといふことを望みたいと思っております。

しかし、具体的にどのようなことになりますかといえば、これはもう法廷指揮の問題でございま

すから、恐らく担当判事さんも御苦勞されている女性が暴力団等から人身、売春等を強要さ

御苦労をされているというふうに思いますから、それぞれの中で速やかな結論が出ることをひたすら願っているということだけを申し上げておきたいと思います。

○松村龍二君 時間が少し余りましたけれども、以上をもつて私の質問を終わります。

○江田五月君 この夏に参議院の方に三選されまして、また引き続きこの法務委員会に所属をしております。しかし、選挙以来、今回初めての質問ということになりました。なかなかほかの仕事が結構忙しくて、全部同僚委員の皆さんに任せておりましたが、今日は是非南野大臣と政治家としての議論をしてみたいと思っております。

南野さんは本当に好人物だと思って尊敬をしております。法務大臣として適格であるかどうかについては、これはなかなか議論があると思いますし、立ち上がりは大分苦勞されたと思うんですが、それは私も同じでして、今から十一年前ですが、科学技術庁長官を細川内閣のときに任命されました、まあ原子力にしてもゲノムにしても宇宙にしても何にしても、それまでそれほど勉強していないわけじゃもちろんありません。高校は理科系だったんですけども、科目的選択はね、大変苦労しました。ですから、大臣の苦労はよく分かりますので、それを何かちくちくいじめる的なことは一切やるつもりありませんので、御安心ください。

私——何だかびっくりしました。

南野大臣、これまで、男女共生社会、男女共同参画社会への実現の努力とか、あるいは弱い立場、少數者の立場も十分理解してこられた。女性の人権のこと、あるいはDV防止法。そして、私は、一緒に仕事をしたのは、例の性同一性障害の人権のこと、あるいはDV防止法。そして、私は、一緒にお仕事をしたのは、もう本当に危機的な水準だと。ある人は、いやいやそんなことはない、それはことは大丈夫だというので私も民主党の方を、微力ですが、まとめて、そして法改正までござ着けて、やつとそういう戸籍の変更の人が最近出てきた。一緒に仕事をした記憶がございますが。

そういう南野さん、法務大臣は、さきの委員会での所信をお聞きした限りでは、治安問題を最優先というような印象なんですが、本当は、治安問題ももちろん大切ですからやらないきやいけませんが、例えば今の弱者のこと、人権のこと、女性のこと、そういう点で法務行政の中に新しい路線を築いていく、それが私は南野法務大臣の大変重要な役目ではないかと、そんな期待で見ておるんであります。

○國務大臣(南野知恵子君) が、御自身はどう覚悟しておられますか。

○國務大臣(南野知恵子君) 先生からいじめられないというこの確約をいただきましたので、これは未必の故意ではないだろうなというふうにも思つておるわけでございますが、今先生御指摘の部分でございます。

本当に治安というものは、出入国管理、それの中身も踏まえまして、これは人権問題であろうかな、人権問題が二十二文字しかないという仰せもございましたが、やはりそれはその中に包含されている中身で私は御承知願いたいものだなど、そのように思つております。ですから、人権問題一番大切な課題でもございます。

○江田五月君 人権問題の視点から治安の問題も考えていくと、そういうお答えだと伺つておきます。

今日は、刑法等の一部を改正する法律案、なかなか議論が、どこをどういうふうに議論をすれば答えるがばつと出てくるかが難しいんですね。

さつきも、三人の参考人のお話を伺つても激突をしているんですね。ある人は、もう当然これは法定刑を上げるのはやらなきやならぬと。ある人は、法定刑などを上げるようなことをやつたら日本はもうアメリカの轍を踏んでむちやくちやになつちやうと言つ。ある人は、最近の犯罪の増加傾向は、これはもう本当に危機的な水準だと。ある人は、いやいやそんなことはない、それはこれがあれこれの理由で全然治安は悪くなつてないんだと。

そこを何かこうデータでもつて、これはこういうデータがあるからこうしたことだとなかなか判

断しにくい。とりわけこの法定刑というものが、何で十五年なの、何で二十年なの、法定刑。宣告刑はある程度まだ分かるんですよ。法定刑は本当に難しいですが、大臣はその法定刑というものは何だと別に刑法の難しい議論じゃなくて、法定刑といふものは何だとお考えになりますか。

○國務大臣(南野知恵子君) やっぱり、何か問題が起つた場合、その問題に対する罰則といふものが必要であろう。その必要な罰則について、どのような問題であればどれだけとか、そういうふうなことを決めていくわけですが、その決めていくプロセスも含めながら、そのものの自身であろうかなどいうふうに思つております。

○江田五月君 これはもうお役人の皆さんからよくレクチャーを受けておられると思うんですが、刑法では、法定刑というものが、人を殺したる者は死刑又は無期若しくは三年以上の懲役、これは有期です、無期じゃないものは、それを三年を五年に上げようとしている。つまり、こういう幅がある。そういうものがあつて、そして併合罪などどうする、何とかだったらどうするとかいうようなことをやって、そうすると具体的な事件で、この幅で刑期を決めますよという処断刑というのが決まる。最後にその中から裁判官がこれはこれですよと言つて宣告刑というのが決まっていくのを、法定刑というのは、私はこれは国がといいますか、国の下には社会というのがある、国民といふのがある、そういう人たちが、ある一定の類型の犯罪についてこれはこういう重さですよといふことを宣言しているといいますか、メッセージを発しているというか、そういう犯罪の重さについてのある種の枠組みですね、こういうものだと思つですね。

○國務大臣(南野知恵子君) はい、そのとおりでございます。

○江田五月君 人生の長さが変わつたと、これは確かにそうですね。今、例えば、四十五年ですかね、明治四十年の平均寿命というのが、そうすると、三十で犯罪を犯して、有期懲役の最高限で十五年、すると四十五、これはもう平均寿命でいえば亡くなる年ですから無期懲役と同じになつちゃう。二十歳で犯罪を犯して三十五、あと十年、まあ有期懲役そんなものかな。⁵ 五年。ところが、今ではもう人生がずっと長いから、十五年ではとてもそれは無期との間の差があつて、一方で、時代がこう非常に速く動くよう

付、格付と言うと言葉は変、まあ何かもつといふ言葉があれば教えてほしいですが、それをなぜ今変えなきやいけないんでしょうか。

○國務大臣(南野知恵子君) 今お話しの有期刑の上限ということにつきましては、明治四十年に現行刑法が制定されたときから変更が加えられていないというのが現状であろうかなと思います。その後の約百年の間に平均寿命が延びたということだけではなく、それに加えて、もちろんこの前は人生五十年と言われたのが、今人生八十年ぐらいになつてているわけですから、刑量に、刑に付いた場合のあと残りの人生とのかかわりの中で、刑の期間ということもいろいろとこれあります。

が、それに加えまして、最近における犯罪情勢又は国民感情の変化、それを踏まえて適切な刑を科すことができるようにするために今回見直していくことができるようにするために今回見直していただきたいというふうに思つてました。これは世間の声でもあろうかなということをキャッチすることも必要であろうかなと思っております。

○江田五月君 今、恐らく三つ言われた。一つは人生が長くなつた、二つは犯罪のタイプが変わつてきた、三つが国民の意識が変わつたと、その三つのことを多分言われたんだと理解したんですが、それでよろしいですか。

○國務大臣(南野知恵子君) はい、そのとおりでございます。

○江田五月君 人生の長さが変わつたと、これは確かにそうですね。今、例えば、四十五年ですかね、明治四十年の平均寿命というのが、そうすると、三十で犯罪を犯して、有期懲役の最高限で十五年、すると四十五、これはもう平均寿命でいえば亡くなる年ですから無期懲役と同じになつちゃう。二十歳で犯罪を犯して三十五、あと十年、まあ有期懲役そんなものかな。⁵ 五年。ところが、今ではもう人生がずっと長いから、十五年ではとてもそれは無期との間の差があつて、一方で、時代がこう非常に速く動くようになつてきて、人々の自由度も、新幹線はあるわ

飛行機はあるわ、いろんなところへどんどん行け
る、そういう人生のスピードの速さと比べると、
同じ一年が昔と比べて随分、実質的には、実質的
には意味の濃い一年になってしまっているから、
だからこれは、人生が長くなつたからといって、
昔の一年と今の一年と、今の方がずっと長いぞと
いう意見があるんですが、これどう思われます
か。

○國務大臣(南野知憲子君) それ人々のお考へ、
感じ方だろうというふうに思いますので、いろいろ
な意見があつてしかるべきであろうと思います
が、例えば自分が罪を犯してある刑期を終えたと
します。その後改悛をしながら生活していくこうと
思うときには、短い人生の残りがある人ともっと長
い人生があるという今日のような場合には、その
かかわりにつながつてくるものだというふうに
思つております。

○江田五月君 何か刑罰を余りそんなことで計算
してみるのもどうも変な話ではあります、あり
ますが、まあ入っている時間が、いや同じ一年な
ら一年でも昔と比べて随分人生におけるその期間
の剥奪感というのは長いぞということになれば、
逆に言えば残つてゐる期間も随分長いわけですか
ら、計算上は同じことになるのかなと。そうすると
、やつぱり平均寿命が延びてゐるということは
重要視しなきやならぬのかなということですね。
何か私が答えを言つてゐるみたいですけれど
も。

無期刑と有期刑の間で、人生がこんなに延びて
しまつたことによって、十五年というんじゃ差が
あり過ぎる、したがつて無期に近づけるために有
期を延ばさなきやという説があります。一見その
ようにも聞こえるし、それが当たつている場面も
あります。しかし、無期と有期と両方を法定刑に
ある刑、つまり例えば、今の殺人でいえば死刑又
は無期若しくは三年以上、これは十五年までと、
無期と十五年との間に差があり過ぎる。
しかし、無期の法定刑のない犯罪があるんです
す。

ね。これはちょっと困つてしまつ。御璽偽造罪と
いうものは、御璽というのは、御名御璽、どん、天
皇陛下と、こういうのがあつて、これは無期ない
んです。二年以上の有期懲役に処するといふんで
したかね、たしか。そうすると、これはもう無期
との関係とかいうこと関係なしに十五年が二十年
に上がつてしまふことになるんですけど、これは
ちょっと何か細かな話なんで、大臣もしお答え
できれば答えていただきたいですが、どなたか。

やつてみましようか、ひとつ大臣。
○副大臣(滝美君) 議事録の問題がございますか
ら、私から便宜答弁をさせていただきたいと思う
んですけども、基本的には、この難しい議論が
あるだろうと思ひますけれども、言わば御璽の偽
造等の罪ということは何を意味するかといえば、
それは一つの大きな国家的な犯罪だというとられ
方をこの条文でてきたと思います。今、昔と今
とは全然覚察が違うかもしれませんけれども、一
つの国家に対する犯罪、そういうようなどらえ方
をずっとしてきた、そういう中でのこの御璽等偽
造罪があるわけでござりますから、単なる公印と
は違いますよと、公印罪とは、公印偽造とは違
ますという意味で象徴的なものとして置かれてい
るわけですが、それなりの言わば重大
犯罪だというとらえ方で、言わば無期刑がないあ
れでござりますけれども、上限もそれに合わさせ
ていただいたというのが今回の改正だというふう
に理解をいたしております。

○江田五月君 私だったらこう答えます。公印偽
造と御璽偽造と差がありますよね。公印の方はそ
のままで、御璽だけ上げるわけですよ。そうする
と、これは御璽を重くするのかという話になるん
ですが、そうじやなくて、御璽偽造罪は有期懲役
の最高限という評価をしているんですよね。有期
懲役の最高限というそういう法定刑の決め方、そ
の思想、これは変えないと。有期懲役全体が上が
るから上がるというだけのことで、御璽偽造罪の
法定刑を何か特に意識して変えるという話ではな
いというように私なら答えるんですが、どうです
か。

か。だれか。はい。

○副大臣(滝美君) 基本的にはそういう考え方を
この際取つていているといふうに私も理解をいたし
ております。

も、今あるわけですから、それについていろいろ
とそこまで持つていくといふうプロセスにおいては
みんなが苦労してきたことであろうかなと、その
ように思います。

そういう意味で、死刑制度をどのようにするの
かということにつきましては、我が国の刑事司法
ではないし、私どももこの法案は、いろいろ本当に
聞いてみると問題たくさんあるんですけど、それ
でも、後からしまつたなと思わぬでもないけれど
も、まあ賛成なんですが、しかしやっぱりほかの
個別の刑の法定刑にどういうふうに跳ね返つてい
くかを考えると、もう少し細かく見ていただきた
かったなという感じがしないわけではありませ
ん。

有期懲役については、これで一般的にこの上限
を上げると、そして処断刑の方も三十年まで上げ
るとか、死刑や無期を減輕する場合のこととも
ちよつとありますけれども、無期とか死刑とかに
ついては議論をしなかつたわけですよね。
私は、死刑についてやはり議論すべきもので
はなかつたのかなと思うんですが、南野大臣は助
産師を経験をされて、その前には戦争の悲惨な状
況を見て、命というものが何より大切ということを
失うという運命から逃れることはできないんで
すね。人間みんな、どんな人でも生命はいずれ失
う。それはやつぱり人知を超えたところにゆだね
るものであつて、刑罰という形で、理性が一番働
かなくやならぬ刑罰権の行使のときに生命を奪う
ということをやるのは心がちくちくするんですけど
ね。南野大臣、どうですか。

○國務大臣(南野知憲子君) 先生おっしゃるとお
り、死刑という問題は私の心にも重たいものであ
ります。本当にそれについては逆に、どういうふ
うに申したらいいのか、自分の全身全霊で当たら
なければならないと。自分の課題と、それから死
刑を準備、準備といったらおかしいですけれど
す。それで、刑事事件の執行は大体裁判所がやるん
で、民事事件の裁判の執行は検察官が普通やる

んですが、死刑についてだけ特に法務大臣、特に法務大臣の執行指揮が要るんですね。これは官僚ではできないと。やっぱり、政治家が世の中の流れ、その正義は那邊にあるか、そんなこと、すべてのことを考えながら政治的な判断をしてくださるというので、官僚の皆さん方が下から持つてきたから、はいという話とは全然違うわけですから、ひとつそこは是非本当にじっくりお考えいただきたいと思っております。しかし、もちろん命を奪われた人たちのことを考えるのは当然で

もう一つ、最近若年層の犯罪というもの、これもなかなか大変です、心が痛む。小学生が同級生の子供にインターネットでちょっと何か書かれたからといって殺してしまったと。どこまで本当に殺人ということを意識していたんだろうか、いろいろ考なきやならぬところがあるんですねが、その十四歳未満の者が行つた外形的には犯罪行為に当たるような行為ですね、これ一体どうするのかと。

今では、これは刑事責任年齢に達していないから、責能力がないからこれは犯罪じゃないからということで、捜査機関が捜査できない。捜査できないけれども、だけど捜査できないからといって、もちろん身柄の確保などなどはそれはいろんな手続でやるとして、例えば捜索もできない、検証もできない、それで本当に事案が明らかになるんだどうかといったことがある。

あるいは、十四歳未満の少年は児童自立支援施設にしか収容できなくて、そしてその児童自立支援施設で身柄、つまり人間、その子供の自由を一定の拘束の下に置いて矯正教育をしっかりと施設は国立の児童自立支援施設しかないと思うんですが、これ、日本じゅうで女子のものが一いつ、男子のものが一つ、二つしかない。これはやはり、一定の場合には少年院の教育というものもそういう十四歳未満の者に与えられるようになつた方がいいんじやないかというようなことも考えて

いる。

これが、人権という点でいえば、江田五月、おまえ人権派のくせに何言っているなんて言われるかもしれません。しかし、虚心坦懐に今の事態を見たときに、やっぱりそこは何か考えなきやならぬと思うんですが、これは法制審議会にたしか詰問されているんでしたよね。どういう状況になつてあるかをお答えください。

○国務大臣(南野知恵子君) 十四歳未満の少年に対する処遇につきましては、法制審議会に対し、例外的に少年院送致を可能とするなどをして

内容とする詰問を行つたところでございます。

私はしましては、法制審議会における調査、審議の状況を見守つていただきたいと思っております。

○江田五月君 当然ですが、重くすればいいといふ話じゃないんですよ。もつといろんな、どういうふうにしておかないといけないんじやないか

と。私は、ちなみに、刑事責任年齢を下げるといふことは慎重にしなきゃいけないと、これはそ

う思ふんですね。

次に、南野大臣は、大臣になられる前です

ね、この今回の法改正の端緒になつたものの一つとして、平成十五年十二月十日の与党の政策責任者会議女性と刑法プロジェクトチーム、これの申入れ書が出来ましたが、そのときの座長でした

よね。どういう議論、もつこれだから聞いたか

う気もしますが、どういう議論があつて、どう

いう観点からこの申入れ書というものをおまとめになつたのか、その御報告をしてください。

○国務大臣(南野知恵子君) このプロセスにつきまして御報告します前に、与党プロジェクトの中

に浜四津先生もおられまして、大きな議論を交わ

しながらこのプロジェクトができ上がつたということ

もまた御報告しておきたいんです。

御指摘のプロジェクトチームにつきましては、

与党の国会議員の有志の人々と協議を踏まえまし

た。昨年十月、与党政策責任者会議の中の一つの

組織として設けられたものでありますけれども、それ以前から、議員としての活動を通じまして、強姦被害の悲壮な実態を国民の皆様から伺つておきました。それも、ただ一対一の強姦、まさらない重複の強姦又は対象が多い集団強姦、いろいろな問題点についてもしておりましたし、私がまた病院に勤めておるときからの状況なども一つの資料には、心の資料にはなつております。

そこで、強姦関係罪に限つての議員立法ということも検討してまいりました。これは与党プロジェクトチームでございますが、最終的には、強姦の問題も含めて、より広い観点からバランス

の取れた法改正を法務省の方で検討していただ

りました。それも、ただ一対一の強姦、まさら

い重複の強姦又は対象が多い集団強姦、いろいろな問題点についてもしておりましたし、私がまた

病院に勤めておるときからの状況なども一つの資

料には、心の資料にはなつております。

そこで、強姦関係罪に限つての議員立法と

いうことでありますので、それであるなら

ばその方が望ましいと、これは相対的に法をバラ

ンスを加えながら見ていただけるということもあ

りまして、昨年十二月に当時の野沢法務大臣にそ

の旨の申入れを行つたものでございます。

○江田五月君 その女性と刑法プロジェクトチー

ムでは、例えれば会議は何回ぐらいやられたん

ですか。アバウトでいいですよ。

○国務大臣(南野知恵子君) 会議を何回したかと

か、あるいははどういう人の意見をお聞きになつた

んですか。アバウトでいいですよ。

○江田五月君 いや、だからどうということでは

ないんですけれども、なかなか話しづらいことだ

といふことですよね。ですから、聞いていない

ことだつたって、じやどうやつて聞くのかというの

は大変困難なことで、落合恵子さんなんかの話や

何か、彼女なんかはもう一生懸命そういうことを

あえて話しておられるわけですから、何とかしな

きやいけないというのはそのとおり。

ただ、今日の参考人の意見の中にあつたんです

が、確かに女性の性的自由に対する大変な侵害、

しかし同時に、性的自由に対する侵害ということ

になれば、最近は特に男性の方にも被害はありますよという。これはやはりあるんだろうと、ある

んだと思いますね。世界的には、そこはもう女性

男性と、性ではなくて、性の違いではなくて、す

べての人にに対する性的な自由の侵害というものを

一つの犯罪類型として罰するようにすべきだとい

う、あるいはするという、そういう動きがずっと

広がつていて、日本もそうすべきではないかとい

う意見があるのですが、そういうことは検討され

ましたか、このプロジェクトで。

○国務大臣(南野知恵子君) 男性に対する強姦

と、女性側からの強姦、それも想像はできます

が、本当にそれがあるのかというのは私、ちょっと

と分かりません。また、それが同性愛者の間の問

題であるのか何なのか、それも私には定かではあ

りませんが、生物学的な観点から見ると、強姦と

いうのはこちらの意思で相手に対するという考え方成り立つのか成り立たないのか、それも私には分かりません。それが刑法はどうなっているのかということは存じております。

○江田五月君　あると思います。性的快楽というものを自ら望まないので、いろいろな形でそういうのをあえて経験させられるということは一つの大きな屈辱になるというようなことが、これは男性の場合もあると思いますよ。是非、性同一障害について理解をばつといたく南野さんですか、そこはやはり分かっていただきたいと思う。

ただ、そんな議論をしているうちにずるずるする日がたつとか、あるいはそういう議論をしていて、強姦罪に対する法定刑上げようというのが結局下がるとか、あるいは据え置かれるとか、そういうことになるといけないという意味で、今回あえてここへ踏み込まれたということは、それは評価をします。しかし、そういう議論がこれらあるということ、それはやはり分かっておいていただきたいと思います。

さて、それから今回、今の殺人について、これは法定刑を下限を五年に上げる。以前は三年。三年なら執行猶予が付く、五年ならそのままでは執行猶予が付かない。

殺人の形態というのは本当に様々で、これは類型的に見てすぐに刑務所へぶち込むという事件じゃないぞというようなものまで殺人の中に入っているから三年というところにしていたのを五年ということにして、殺人というのはもう一定の処置を取らないと、法的に、執行猶予が付かないというに対するのは、これはいけないんじゃないとかという、そういう意見があるんですが、どう思われます。

○国務大臣(南野知恵子君)　殺人罪の法定刑を引き上げる改正ということにつきましては、凶悪犯罪の典型とも言うべき殺人罪の刑が、酌量減輕をしなくとも、酌量減輕ですね、酌量減輕をしなくとも、執行猶予を付することができる懲役三年とされているのは、現在の国民の正義感に照らせば寛

が成り立つのか成り立たないのか、それも私には分かりません。それが刑法はどうなっているのかということは存じております。

○江田五月君　あると思います。性的快楽というものを自ら望まないので、いろいろな形でそういうのをあえて経験させられるということは一つの大きな屈辱になるというようなことが、これは男性の場合もあると思いますよ。是非、性同一障害について理解をばつといたく南野さんですか、そこはやはり分かっていただきたいと思う。

ただ、そんな議論をしているうちにずるずるする日がたつとか、あるいはそういう議論をしていて、強姦罪に対する法定刑上げようというのが結局下がるとか、あるいは据え置かれるとか、そういうことになるといけないという意味で、今回あえてここへ踏み込まれたということは、それは評価をします。しかし、そういう議論がこれらあるということ、それはやはり分かっておいていただきたいと思います。

○江田五月君　殺人というのは人を殺したる者と、まあ簡単に書いてあるんですが、人、これを殺す、命を奪う、そういう故意をもって、そういう違法性があつて行う行為ですから、ああ死んじやつたという場合じやないんですね。未必の故意だと冒頭おっしゃいましたが、そういう場合も含めてであります。そういう人を殺すという行為ですから、これはやはり人を殺すという行為は、どういう類型のものであれやはり執行猶予というわけにはいかないと、類型的なものは。

ただ、特にいろんな事情がある場合にはその情状を酌量して、ここは我が刑罰権をあえて、刑務所に収容するという形の刑罰権の行使は遠慮しておこうということにする、それが人の命というものについての社会の評価なんだということであります。このことにして、殺人の中に入っているから三年というところにしていたのを五年に上げるということで、まあ考えてみると、これまでの死刑の法定刑、三年以上の有期懲役で、三年で執行猶予を付けた場合、酌量減輕こそしていなければいいという話じゃないんで、やっぱりそこにはあらかじめ法律で決めておかなければいけないと。罪刑法定主義という考え方からいっても、罪刑法定主義に違反すると、刑罰というのことはお考えではありませんか。

○政府参考人(大林宏君)　今御指摘のとおり、殺人についてそのような類型でされているという先进国、比較的多いと承知しております。私どもとしては、今回、法制審議会において附帯決議がなされまして、例えは強盗罪について、軽い類型もあるでしょう、重い類型もあるでしょう、類型化をする必要があるんじゃないとか、また窃盗罪について、これもまた軽微なものとそうでないものがあります。ですから、そういう類型化といいますか、刑罰の体系の中でどうやっていくかということを見直しをしなさいという附帯決議が付いております。

ですから、今委員御指摘のとおり、今後そういうものも含めて検討していくかと思います。

さて、今の殺人にも強盗致傷にしても随分しくは五年以上の有期懲役と、長い、多いんです。それから強盗致傷も、これも今までの七年を六年に下げていますから、そして上限は有期の場合に二十年までですから、これも長いんですよ、まだこれから国民の皆さんに刑事裁判に入つてもらいますよね。裁判員という制度がスタートをしました。この裁判員の皆さんに、あなた、相場観などといったて、そんな相場あるわけない。あつたおかしい、かえつて。

さて、その幅の問題をちょっと伺いたいんです。が、これだけ幅があつて、その中からいろいろ類型的に、こういう類型はこの程度、こういう類型はこの程度と。ずっと法律家をやつていてますと、まあ大体いろんな経験を積んで、こういう類型は、相場がこの程度だから、その中でちょっと重い、ちょっと軽いというので、相場観というのが身に付いてくる。さつきも参考人の方がおつしやつていました。それはそれで、相場観というのも何か言葉が悪いんで、もうちょっとといい言葉がないかなという気はしますが、ある程度類型化というものができ、そして一定のその幅の中に、そんなんにむちゃくちゃなもう自由裁量でやるというんじゃないなくて、まあ大体こんなところというのが決まつてくるんです。

ですから、殺人と、人を殺したる者という、そういう行為類型の中でサブ類型をいろいろ作つて、一定のものがあるから、まあそれはそれでよろしいと。罪刑法定主義という考え方からいっても、罪刑法定主義に違反すると、刑罰というのことはお考えではありませんか。

さて、今の殺人にも強盗致傷にしても随分しくは五年以上の有期懲役と、長い、多いんです。それから強盗致傷も、これも今までの七年を六年に下げていますから、そして上限は有期の場合に二十年までですから、これも長いんですよ、まだこれから国民の皆さんに刑事裁判に入つてもらいますよね。裁判員という制度がスタートをしました。この裁判員の皆さんに、あなた、相場観などといったて、そんな相場あるわけない。あつたおかしい、かえつて。

○江田五月君 是非、是非検討をしてください。
法務大臣、そう難しいことじやないでしょ。

最高裁は来ておられますかね。

裁判員制度を導入するということになると、最高裁の方としてもそうした何か類型化を試みるような必要が出てくるんではないかと。もちろん、法制審議会なんかでやって、何か刑法のそうした意味での改正みたいなことになれば、それはそれで立法的な解決ですが、そうでなくて、裁判所の中でそういうことをお考えになる必要はありませんか。

○最高裁判所長官代理人(大野市太郎君) まあ、

我が国の法定刑は非常に幅が広いと。その中で、裁判員という方々が入つてこられて、今までですと、委員御指摘のとおり、裁判官がある程度の幅の中に考えておつたわけですけれども、そのところをどうやってこれから適正な量刑判断を確保していくかということについては、委員御指摘のとおり一つの問題があるうかというふうに思っております。

一つの在り方として、先ほど来出ておりますような法定刑の定め方の問題も今後の検討課題だとおもつておりますと、今現在、量刑についても、裁判所の方からいたしますと、今現在、量刑につまましては検察官の方でまず、ひとまず求刑があります。それから、弁護人の方からそれに対応をする形での量刑についての主張なり事情についての説明があらうかと思います。そういったことを裁判官、裁判員でそれを参考にしながら量刑について議論していくわけですけれども、さりとて、なかなか手掛かりがないということになりますれば、恐らく何らかの形でその量刑的な資料を提示する。その中には恐らく委員御指摘のようないふうにこれから先この法定刑が上がりますと求刑の方をされますか。これは局長。

○政府参考人(大林宏君) 御案内のことおり、求刑の問題につきましては、各検察官がそれぞれ捜査、公判を担当しまして、そこで決定されるもの、これが原則でございます。

確かに、今回の法改正を受けて、それは国民、もちろん国会もそうですが、そのうちに、例の覚せい剤取締法の扱いががらっと変わつて、やはりそういう国でありますから、一定の犯罪については今の量刑でいいのかという批判の問題があります。ですから、そういうものについては量刑として厳しくなる部分もあるうかと思います。

ただ、他方、今度、強盗致傷罪について、今まで似したものを持ち、ピックアップして示してい

くと。それも一つの参考としながら量刑判断をしていくということになっていくのではないだろうかというふうに思われます。

○江田五月君 私が思い出すのは、これ刑事案件じや、刑事じやないんですけど民事の方で、面白いんですよ、これ、法務大臣、交通事故の損害賠償で過失相殺というのがあるんですよ。これはもう一杯図を書いて、交差点の場合で、こっちからだとどうとかね、過失相殺全部こう割合をずっと類型化しているんですね。その類型どおりにやつていいかどうかというのはあるんだけれども、それでもやつぱり一つの目安にはなって、大体どこの裁判所でもそういうような過失割合で判断してもらえるということによって一定のその予見可能性も出てくる、安定性も出てくるんですよ。ですから、いろんな方法はあると思っております。

今、求刑という話が出て、これは法務省の方に伺いたいんですが、やはりこういう法定刑の見直しがいうことになりますと、国会でこういう法律を作つたと、まあこれは国会でやつてることだからわしは知らぬわと言つて検察官は今までどおりといふわけにもいかぬだろうと思うんですね。やっぱり求刑に一定程度の反映というものが、どの程度かは別としてあるんじゃないかと思ひます。これがどういうふうにこれから先この法定刑が上がりますと求刑の方をされますか。これは局長。

○政府参考人(大林宏君) 御案内のことおり、求刑の問題につきましては、各検察官がそれぞれ捜査、公判を担当しまして、そこで決定されるもの、これが原則でございます。

確かに、今回の法改正を受けて、それは国民、もちろん国会もそうですが、そのときに、例の覚せい剤取締法の扱いががらっと変わつて、やはりそういう国でありますから、一定の犯罪については今の量刑でいいのかという批判の問題があります。ですから、そういうものについては量刑として厳しくなる部分もあるうかと思います。

ただ、他方、今度、強盗致傷罪について、今まで似したものを持ち、ピックアップして示してい

で七年で執行猶予を付けられないために実務上かなり苦労をしていた部分がござります。これをそのまま強盗致傷罪で警察から受理し、強盗致傷罪で起訴して、その上でそういう執行猶予を前提とした公判活動もできるようになります。

ですから、厳しくなる面ももちろんあらうかと思います。それと同時に、今回の改正によつて正常化するといいますか、正面からその罪名に向かって量刑を考えいくという、そういう部分もあらうかと思います。そういう点を私どもとして期待したいと考えております。

○江田五月君 求刑に変化があれば、当然これは判決にも変化が出てくるだろと思ひます。私は身も裁判官として刑事裁判、単独で経験したことあるんですが、そのときに、例の覚せい剤取締法の扱いががらっと変わつて、やはりそういう国会でのそういう、まあメッシュージ性というのが最近はやつてひますけれども、そういう意思表示を受けて、これは判決の方も相当変わっていかなきやならぬというような判断をしたこともあります。

うでなくとも法務所はもう満杯なのに、これどうするんだということもござります。あるいは逆に、法務所にただぶち込むだけで本当にいいのかと。法定刑を上げますが、しかし厳罰主義政策だけいいわけじゃないよと。長く法務所へ入れておくと、もう法務所に慣れてしまつて、あるいは行つたり出たり行つたり出たりすると、もうそれに慣れてしまつてなかなか社会生活できなくなるというようなこともあります。逆に、本当に短かつたら、悪いことだけ覚えて困るというのもあつたりで、まあややこしい話なんですね。

○江田五月君 私がちょっと聞きたかったのは、こういう法改正を受けて、例えば検察官会同などをやつて、そこでその趣旨の説明をしたり、強盗致傷について六年ということになつたのでそういう適切な処理とか、そういうようなこともする機会をも考えておられるかどうかということです。

○政府参考人(大林宏君) 近く凶悪犯罪に関する検察官会同を開くことにしております。引き続き、まあ長官会同といいますか検事正クラスの会同についても、今回の改正は、私ども等にとっても刑法というものは基本法典でございますので非常に重要視しておりますし、大きな関心を抱いています。ですから、これがどのような量刑の今度反映されたものになつていくかということは私どもの関心事であります。ですから、会同あるいは研修等についても今回の趣旨を徹底させてその動向を見ていきたいと、このように考えております。

○國務大臣(南野忠恵子君) 委員のおっしゃるところだと思います。いろいろな手法を考えながら、更生をしていくいただくというところにも基本を置いて考えていただきたいと思います。

○江田五月君 今回、私、一つ非常に残念なのは、この法制審議会が依然として非公開、議事録もいわゆる名前を出さない。黒丸か白丸かな、黒丸ですか。やっぱり司法制度改革審議会、これはリアルタイム公開でやつたんですよ。もうみんなの見ている前でやつたんです。それが司法制度を変えようという国民の気持ちを喚起することにながつた。そして、推進本部も、まあ今日でいよいよ幕、終わりですけれども、これも検討会をかなり公開度の高いやり方でやつてきて、国民との議論、キャッチボールをして、そして司法制度改革改

革という、昨日でしたか、おとといでしたか、N

HKの夜中の人も言つていましたけれども、かなりのものをやつぱりやつてゐるということができるた。

犯罪をこういうふうに国としては評価をするんですよと、その評価が変わるんですよというような話を国民の知らないところでやつちや、それはいけませんよ。せつかくの機会だから、国民とのキヤツチボールでやることで国民の理解を得なが

ら、なるほど女性に対する性犯罪というのは、これはやつぱり重いんだというようなことを作つていかなきや。私は法制審議会というのはこれから先はもう公開にすべきものだと思いますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(南野知恵子君) 法制審議会のこの会令第九条、「審議会の議事及び部会に関し必要な事項は、審議会が定める。」と規定しているようではございまして、法制審議会の議事については、法制審議会自体の御判断に基づき、発言者名及びプライバシーを侵害するおそれのある事項を記載しない議事録を作成し、公開しているところであります。

法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私もそのように考えてまいります。

○江田五月君 それね、それは形式的にはそういう答えになるんですけども、だれを法制審議会のメンバーにするかなんというのは、だつて皆さんで決めておられるわけでしょうが。私は公開でちゃんと発言できるという人を選んでくださいませんよ、それじや。どう思います。

もう一遍ちょっと、今の法制審議会で決めることなどいうのは分かつていて、分かつているんだけど、やつぱり大臣として、そこはこういうふうにしてほしいとかいう思いが出てこなきゃいけない

いと思いますが、いかがですか。

○副大臣(滝実君) 今までの過去の法制審議会でいろんな議論があつた中で、やつぱりどうもこの刑法部会ですね、ここで特徴的にいろんな反応が特に強く出てくるというのは過去の例でございましたんで、そういう意味で、今回もかなり頭名にするというのは慎重な姿勢を取られたと思うんです。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、當初は単独の犯罪ということで、しかしながら、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたんで、そういう意味で、今回もかなり頭名にするといふのは慎重な姿勢を取られたと思うんですが、そうなんですか。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そ

ういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そ

ういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そ

ういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そ

ういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ただ、今委員もお述べになりましたけれども、全般的な今回の司法制度改革の中ではかなりオーブンな議論をしてまいりました。したがつて、そ

ういうような今回一連の大改革を経験した中でこの問題もこれから今後当然、具体的には当法制審議会における審議内容の重要性にかんがみ、今後ともその適正な運用に、運営に努めていることが重要であるということをございますので、私はそのように考えてまいります。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

○政府参考人(大林宏君) お答えします。

東京地方検察庁においては、本年九月十八日、御指摘の滝川被告人を政治資金規正法違反の单独犯として東京地方裁判所に公判請求しました。その後、同月二十六日、村岡被告人を同事件の共犯として訴因変更請求し、この訴因変更請求は滝川被告人の第一回公判である十一月二十四日、裁判所により許可されたものと承知しております。

○江田五月君 訴因変更をして、わざわざこれは共犯によって犯された、共犯関係で犯された犯罪であるということで、それは検察官の主張として公判手続が進んだと。しかし、十一月の二十四日でしたかね、第一回公判ですべての手続が全部済んで結審して、言渡しは十二月の三日、間もなくです。大変、それは早いのは悪くはないけれども、随分手際いいですね。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。

まず、法務大臣にお伺いいたします。

今回提出された刑法等の改正案につきましては、提案理由の説明によれば、「凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に対し、最近の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向等を踏まえた上で、事業の実態及び軽重に即した適正な対処が可能になるよう、刑法及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものです。」と、こう書いてあります。

○江田五月君 訴因変更をして、わざわざこれは共犯によって犯された、共犯関係で犯された犯罪であるということで、それは検察官の主張として公判手続が進んだと。しかし、十一月の二十四日でしたかね、第一回公判ですべての手続が全部済んで結審して、言渡しは十二月の三日、間もなくです。大変、それは早いのは悪くはないけれども、随分手際いいですね。

ところが、私、新聞報道だと何か簡略型冒険と書いてあつたので、つつきり簡易公判手続でやつたのかと思つたらそうじやなくて、簡略型冒険と

行刑改革会議もかなり公開度の高い形でやりましたよね。それで、刑務所の中はやつぱり私は今変わつていくのだろうと期待、まあそれでもまだ変な事件が、今朝も、午前中も議論されたようなことがありますけれども、やつぱり変わつてくるんだ

ことはあるけれども、やつぱり変わつてくるんだと思つますよ。やつぱり密室はいけません。

そこで、今日は何か衆議院の政倫審は密室でやつたみたいですが、やつぱりますいですよ。私はこの事件について、一つ最後にちよと伺つておきたいんですが、橋本元総理の一億円小切手に

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

の検事に人事異動をさしてやつてゐるとか、そして村岡さんの方は、私ども聞いたんです、民主党

で。そうすると、もう本当に細かなところまでお話しになつて、私はこれこうだから全くかかる

話になつて、私はこれこうだから全くかかる

わつてない、免罪だと。しかも、それをもう本

に、真実味の本当にこもつた話しつぶりでお話になつて、それを共犯のところをそ

んなにさらりと過ごして、もうそして滝川氏の事

件はそれで全部ふたを閉じてしまつて、あと村岡

と、こういうのは私は、これはひょっとしたらとんでもない政治的な大陰謀事件のおそれもあるな

というような感じがしまして、これは我々はちゃんとこれから監視をしていくべきで、そのことだけ最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。

まず、法務大臣にお伺いいたします。

今回提出された刑法等の改正案につきましては、提案理由の説明によれば、「凶悪犯罪を中心

とする重大犯罪に対し、最近の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向等を踏まえた上で、事業の実態及び軽重に即した適正な対処が可能になるよう、刑法及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものです。」と、こう書いてあります。

○江田五月君 訴因変更をして、わざわざこれは共犯によって犯された、共犯関係で犯された犯罪であるということで、それは検察官の主張として公判手続が進んだと。しかし、十一月の二十四日でしたかね、第一回公判ですべての手続が全部済んで結審して、言渡しは十二月の三日、間もなくです。大変、それは早いのは悪くはないけれども、随分手際いいですね。

ところが、私、新聞報道だと何か簡略型冒険と

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

ついては、この日歯の関係の人たちは起訴されておりますけれども、政治家については、政治家周辺の、平成研の滝川というこの会計の責任者と、

そして村岡兼造さんが起訴されているんです。が、これは刑事局長、滝川氏の起訴は私聞いていたのは、当初は単独の犯罪ということで、しかし途中で訴因変更で共犯関係になつたと聞いています。ですが、そうなんですか。

そこで、法務大臣に、法務省としてはこの国民

の規範意識あるいはその動向等をどのようにして把握されたのか、お伺いいたします。

○國務大臣(南野知恵子君) お答え申し上げます。

国民の規範意識のありようにつきましては、法務省といたしまして、常にこれを酌み取れるように用意をいたしているところでございます。今回の法案の立案過程におきましても、国会における御議論のほか、各種の世論調査、マスコミ報道、各種の文献や統計類、法制審議会その他の審議会等における出席者の御意見、法務省総合研究所その他研究機関における研究結果、検察当局から事件報告、国政モニターの結果、あるいは法務省や首相官邸等に送られてくる投書やメールなど、極めて多様な資料を参照していることは事実でございますが、いずれかに特定の資料等のみによつてこれを認定したというものではなく、その意味におきまして、特定の資料を見れば分かるとは言い難いものであることを御理解いただきたいと思います。

○浜四津敏子君 この国民の規範意識というものは、より一般的に言えば民意ということになるかと思います。法律の制定や改正におきましても、基本的にはこの国民の意識あるいは民意、そしてまたニーズといったものに沿つたものであることが求められると思います。

今のお御答弁では、法務省においても日常の業務の中での民意の把握に努められていると、こういう御趣旨のこととござりますけれども、民意やその動向の把握ということであれば、国民の代表機関である国会も、またその構成員である私ども議員も日常活動の中でしっかりと把握しているものと思います。私ども議員は常に現場に入りまして現場の声を聞いております。そして、その中から、今国民の方々が何を求めておられるのか、その民意を受け止めております。そしてまた、その声を集めしているのが政党ということになるかと思います。

これらの立場においても民意を把握しているも

のと思いますが、法務大臣、そこで、いったん法務大臣のお立場を離れて、政治家としてのお立場でお考えを伺いますが、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○國務大臣(南野知恵子君) 御指摘のとおり、私も国民の皆様から選挙によって国会に送り出していただきまして一政治家でございますということを認識しておりますが、政治の日常活動を積み重ねる中で、もう本当に浜四津先生は丁寧に積み上げておられるごとを日々観察させていただいておりますが、そういう機会を通じまして、広く国民の皆様の声にアンテナを伸ばしながら、それを把握し理解すべきものと私も考えております。更にそのように努めているものでございます。

○浜四津敏子君 私が大臣にこのようなお尋ねをいたしましたのは、南野法務大臣が大臣に就任される前に大臣と御一緒に幾つかの仕事をさせていただきました。

例えば、性同一性障害の特例法、これも与党のプロジェクトチームを作つて、南野大臣と私と中身になって法案を作らせていただきました。それもありましたし、また昨年の九月に、大臣が座長をされ、私が座長代理と、こういうことで女性と上げさせていただきました。そこで、性犯罪の厳罰化及び団体強姦罪の創設と、こういったことの御意見を伺つたり、勉強会を開いたり、議論をする中で意見をまとめました。そして、昨年十二月には、南野法務大臣と御一緒

ればと思います。

○國務大臣(南野知恵子君) 先生御指摘のプロジェクトチームにつきましては、浜四津先生が

リーダー格であつたとも私は思っておりますし、委員や私を含めました与党の国会議員の有志の方々の協議を踏まえながら、昨年十月、与党政策責任者会議の中の一つの組織として設けられたものでございます。

当時、集団的な強姦事件がマスコミ等で本当に多く騒がれました。その騒がれたことの中から、我々は、それを問題とされていましたし、問題視することができました。それ以前からも、我々としましては強姦被害の悲惨な実態を聞き及ぶことがございました。また、自分の体験からもそのようなことを承知しておりますし、また刑法で定められている強姦罪の法定刑などが十分ではないのではないかということを国民の皆様からも方々で伺うことができたということでございます。また、強姦罪以外の凶悪犯罪に対する罰則の在り方や公訴時効の在り方についても問題があるとする

ものがあつたと思います。

○政府参考人(大林宏君) 犯罪情勢や国民意識

の意見も多かつた、国民的議論が尽くされず拙速だつたと、こういう御意見もありました。

法整備を求める意見としてこれまでどん样的なものがあつたのか、代表的なもので結構です。で、刑事局長から御紹介と御説明をしていただきたいと思います。

○政務参考人(大林宏君) 犯罪情勢や国民意識の御指摘はこれまでの国会での御審議でも何度もございました。また、衆議院決算行政監視委員会におきまして、公明党の谷口隆義委員から、新潟で発生いたしましたものとしまして、例えば、平成十二年三月十三日の衆議院決算行政監視委員会におきまして、公明党の谷口隆義委員から、新潟で発生いたしました極めて長期間にわたる監禁事件についてのお尋ねをいたぐ中で、明治四十年に現行刑法が制定されたようであるが、時の移り変わり、今の犯罪の凶悪さ等々を勘案すれば刑法の改正が必要なのではないかとの御意見をいただいております。

○浜四津敏子君 そのような経緯も踏まえて今回の法案が提出されたものと私は理解しておりますが、たゞいま刑事局長から御紹介がありました我が党の谷口隆義衆議院議員からの質問があつたのが平成十二年三月といふことでござりますので、それからでも今回の法案提出までに約四年経過しているわけでございます。そのときの谷口議員の質問は、刑法の改正については從来から議論があつたのに遅々として進んでいないと、こういう指摘をしているものと理解をしております。

刑法という大変国的重要性な基本法について、その改正につきましてはもとより拙速であつてはなりませんけれども、現代のような時代の流れが速く、もちろんの問題が次々発生していると、こういう状況におきましては、刑法の改正といえども時機に応じて的確に、速やかに行われるべきものではないかと私は考えております。

○浜四津敏子君 この大臣申入れが昨年十二月十日のことございました。その後、政府の側において、十二月十八日には犯罪対策閣僚会議が犯罪に強い社会の実現のための行動計画を取りまとめました。さらに、今年の二月には法制審議会への諮問がなされ、そして九月には法制審議会からの答申があり、そして今回の法案の提出となつたわけでございます。

ただ、これは昨年十二月から急に事態が動き始めたということではございませんで、それ以前にも、国会で民意の推移あるいは犯罪の凶悪化と

うな趣旨を大臣、当時の野沢大臣にお伝えいたし

ねするのもなんなんですが、同僚議員の方にも御認識を共通にしていただきためにも、どういう経緯で、またどういう認識に立つて昨年十二月の大

ました。現在、お立場は変わられて法務大臣となられました南野法務大臣、どのようにお考へでいらっしゃいますでしょうか。

○國務大臣(南野知惠子君) 刑法や刑事訴訟法、これは国的基本法制の一つでございます。それで、この改正につきましては、おっしゃるとおり、慎重かつ十分な検討が必要であるとは思つておりますが、その一方で、議員御指摘のように、これらの法律につきましても時宜を得た改正がなされなければならないものと考えております。

そういう意味で、プロジェクトチームからの申入れをした際にも野沢大臣にそのような希望を伝えておりますが、現在の法務大臣としていたいだいでござります。

○浜四津敏子君 ところで、今回の法案審議においては、特に法制審議会における審議の経過が拙速であったのではないかと一部で指摘されております。今回の、本日の参考人の御意見の中でもそくした御意見がありました。また逆に、別の参考人は、いや、十分に審議を尽くした、拙速ではなかつたんだと、こういう御意見もありました。

そこで、法制審議会としての最終的な答申が行われた総会での採決状況がどうだったのか、また部会における審議状況等について何か問題にされたのかについて刑事局長にお伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 法制審議会は、民事、刑事の基本法制に関する法務大臣の諮問機関ですが、諮問内容に関する専門的調査検討は部会において行われますこともあり、総会の委員には、法律の実務家や各法分野の研究者の方々のほか、広範な国民意識が反映されますように、マスメディア、経済界、労働組合などの各方面の方々が含まれております。

今回の諸問につきましては、部会における審議の経過等につきまして部会長から報告がなされた後に総会委員の審議が行われたわけですが、部会審議の状況が特段問題とされたことはなく、今のような、御指摘のあつたような御意見はございません。お立場は変わられて法務大臣となられました南野法務大臣、どのようにお考へでいらっしゃいますでしょうか。

せんで、ただいま申し上げたような出席委員全員の賛成により諸問どおり答申すべきことが可決されましたものと承知しております。

○浜四津敏子君 次に、法案の内容について具体的な質問に入らせていただきます。

法案では、有期刑の一般的な上限につきまして、法定刑は十五年から二十年に、処断刑は二十年から三十年に引き上げるべきものとしております。この法定刑二十年への引上げについては行動計画の中でも述べられておりますけれども、国会ではこれまでにこの点に関する議論があつたのか、刑事局長にお伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 有期刑の処断刑の上限の当否に関する国会での御指摘いたしましては、平成五年三月二十九日の参議院法務委員会において、当時の社会党の竹村泰子委員から、有期刑を加重する場合の処断刑の上限は二十年とされているのに、無期刑等から有期刑に減輕する場合の処断刑の上限が十五年とされているのは妥当かとの御質問をいたぐり中で、そもそもその有期懲役の上限が最高でも二十年に制限されているといふのは無期懲役と比べて余りにも差が大き過ぎるとの御意見をいただいていたところでござります。

○浜四津敏子君 一般的な法定刑や処断刑の上限の引上げのほか、今回の法案では、幾つかの罪につきましてその法定刑の下限や上限を引き上げるべきものとしております。

そこで、まず、下限の引上げについてお尋ねいたしますが、刑法の罪で懲役刑や禁錮刑が定められているのを見ても、それぞれの罪の法定刑には下限の定めのあるものとないものがあります。上限につきましては、明確に定められないけれども、下限についての規定があると。例えば傷害罪について、今回、法定刑の上限を十年から十五年へ引き上げると、こういうふうにしております。

傷害事件でも十年に届かず、八年というケースも実際に見られました。それなのに、なぜ今回それを引き上げる必要があるのかと、こういう指摘が裁判の中ではなされております。

五年以上と、こういう下限の規定がある、あると云ふのがなされると、こういうことになつて、あるわけですけれども、下限についての規定があるといふのはどういう趣旨なのかを刑事局長にお伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘のとおり、刑法の罪で懲役刑又は禁錮刑の定めがありますものの中には、その法定刑に下限があるものとないものがあります。このうち、下限の定めがありますものの中には、死刑又は無期刑が選択刑として定められているものや、何年以上の有期刑が法定刑とされているものなど、重要なもの、重大なもののが多数含まれております。

一般に、法定刑の存在意義につきましては、裁判所に法定刑の範囲内での量刑を義務付けるという裁判規範としての側面と、国民にその罪がどれだけ重大なものが感銘させて犯罪行為に及ぶことを抑止するという行為規範としての側面とがあると、このよう言われているところでございますが、特に法定刑の下限は、その犯罪の重大性に関する国あるいは社会の評価を示すという点に重要な意義があると考えられます。

法制審議会での議論におきましては、このような法定刑の下限の存在意義が論じられた上で、殺人罪や強姦罪等につきましてはその法定刑の下限を引き上げるべきであるとの結論に至つたと、こういうふうに承知しております。

○浜四津敏子君 次に、法定刑の上限と量刑の關係について刑事局長にお伺いいたします。

法定刑の上限の存在意義というものは分かりやすいところでござりますけれども、この法案の審議過程でも、また法制審議会の議論を見ても、例えれば傷害罪について、今回、法定刑の上限を十年から十五年へ引き上げると、こういうふうにしておりませんが、分かりやすい例としましては例えば詐欺罪があります。詐欺は懲役十年以下とされています。最近、詐欺罪は被害額の多寡というのが非常に問題となります。ところが、御承知のところによると、この二億というものは非常に大きな額だったり、昔の一億というものは非常に小さな額だったりますが、最近の一億というものは被害額として必ずしも最大ではないと思います。ですから、私ども、例えれば詐欺罪を求刑する際に、被害額がこれからどれだけ伸びるんだろうかと、この求刑を考えれば、将来物すごく伸びた最高のときに対応できなくなるんじやないかと、絶えずそういうことを考えながら来ておりますので、そういう極端な張り付くような事例というのは現実にはなかなか生じ難い。

傷害事件でも十年に届かず、八年というケースも実際に見られました。それなのに、なぜ今回それを引き上げる必要があるのかと、こういう指摘が裁判の中ではなされております。

○政府参考人(大林宏君) 量刑につきましては裁判所の量刑とほどのような関係にあると考えられるのか、刑事局長にお尋ねいたします。

一般に、法定刑の上限と実際の事件における裁判所の量刑とはどのよう関係にあると考えられるのか、刑事局長にお尋ねいたします。

○政府参考人(大林宏君) 量刑につきましては裁判所の問題でありますことから、法務当局としては、裁判所が量刑に際してどのような判断をされているかということと自体を申し述べることは差し控えたいと存じます。

しかし、法定刑を裁判規範として見た場合、その上限あるいは処断刑の上限は、その罪に当たる事案として想定される最悪の事案において適用されると言えることができますので、犯罪の凶悪化、重大化の傾向等を受けて量刑が重い方に移動していくことはあっても、傷害のような特定の罪についての量刑がその罪について定められた法定刑の上限に張り付くということは、現実問題としては生じ難いのではないかというふうに考えております。

一つの例を出しますと、これは凶悪事犯じやありませんが、分かりやすい例としましては例えば詐欺罪があります。詐欺は懲役十年以下とされています。最近、詐欺罪は被害額の多寡というのが非常に問題となります。ところが、御承知のところによると、この二億というものは非常に大きな額だったり、昔の一億というものは非常に小さな額だったりますが、最近の一億というものは被害額として必ずしも最大ではないと思います。ですから、私ども、例えれば詐欺罪を求刑する際に、被害額がこれからどれだけ伸びるんだろうかと、この求刑を考えれば、将来物すごく伸びた最高のときに対応できなくなるんじやないかと、絶えずそういうことを考えながら来ておりますので、そういう極端な張り付くような事例というのは現実にはなかなか生じ難い。

な事案がある、それよりも起こる可能性があるか、そういうことを絶えず意識してきますので、そういう意味からいいますて、上限に張り付くと現象は非常に少ない、少ないといいますか、普通は生じないものだというふうに考えております。

○浜四津敏子君 今のお話では、傷害罪の法定刑の上限につきましては、傷害罪だけでなく詐欺罪等についても御説明いただきましたが、凶悪、重篤な結果が発生した事案において適正な量刑ができるようにしたいと、こういうことが理由として述べられておりますけれども、現実に発生した事件で、そのような重篤な結果が発生したもので重い量刑がされた事案として例えばどのようなものがあるんでしょうか。関係者のプライバシーとの関係もあるでありますから、公刊物で公表された範囲で結構ですので、代表的なものを刑事局長から御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(大林宏君) 公刊物に登載された事案の範囲内でお答えをさせていただきますと、法務局として把握しています中で最も重いものとしては、昭和五十三年に第一審で懲役八年の刑が言い渡された、御承知のとおり現行では傷害罪は十年以下でございますが、それに対して懲役八年の刑が言い渡されたものがございます。

この第一審判決の罪となるべき事実と量刑の理由の項で認定された事実を要約しますと、この事件の被害者は当時二歳三ヶ月の女の子でございました。被告人は、この被害者の母親から借りり受けていた合いかぎを使用して母親の外出中に被害者宅に立ち入り、室内にあった約一・九リットル用ポットの中の熱湯を就寝中であつた被害者の顔面を中心に浴びせ掛け、被害者の頭部、顔面、両上肢、背部等、全身の約三〇%の範囲に二度ないし三度の熱傷を負わせ、その結果、被害者は一時は危篤状態に陥り、奇跡的に一命は取り留めたものの、頭部や顔面等に一生除去できない瘢痕及び瘢痕の拘縮並びに左耳介欠損という後遺症を受け、皮膚等の成長に伴う機能障害を取り除くため、今

後二十数回の手術を繰り返す必要があるものとされています。

また、この第一審判決によれば、被告人は犯行を否認しております。その他特に被告人のために酌むべき事情も認定されていませんが、この事件では併合罪や再犯という加重事由もないことから、検察官が傷害罪の法定刑の上限であり処断刑の上限でもある懲役十年を求刑したのに対しまして、裁判所は先ほど申し上げましたように懲役八年との量刑をしたものであります。

この事件につきましては、被告人の側が控訴、上告をいたしましたが、いずれも棄却され第一審判決が確定しております。

○浜四津敏子君 確かに、ただいま御紹介いただいたその事件においても、裁判所としては法定刑の上限との関係で具体的な事件の量刑を決めていました。懲役十年という上限の範囲内で判断されたものとすれば、理解できないこともあります。

○政府参考人(大林宏君) 強姦罪や強姦致死傷罪につきましては、それほど重篤な結果が生じているのであれば、なぜ上限に張り付かなかつたのかと、もっと重い量刑でもよかつたのではないかと、こういうふうに受け止められるのではないかと、いうふうにも思っています。

同様に、先ほど紹介いたしました我が党の谷口隆義衆議院議員の質問というのも、新潟で発生した事件を踏まえまして、あの新潟の事件というのは逮捕監禁致死傷罪の事件でございましたけれども

も、その法定刑の上限が十年とされているのが低い過ぎるのではないかと、こういう趣旨の質問だつたと思います。国民の方々からも、当時、多数同様の意見が寄せられたものと記憶しておりますが、この逮捕監禁致死傷罪の法定刑に関しても、今回法務省にも取り入れられております。もつとも、集団強姦につきましては、現在の刑法におきましても親告罪から除外されるという特別の扱いがなされています。

○政府参考人(大林宏君) 逮捕監禁致死傷罪の法定刑につきましては、傷害の罪と比較して重い刑に

を比較して、その上限、下限とも重い方を適用するということです。今回の法案が成立しまして場合には、上限はより重い傷害罪について規定されることになります。懲役十五年が、下限はより重い逮捕監禁罪について規定されています。懲役三年がそれぞれ適用されることになり、通じて申し上げれば、逮捕監禁致死傷罪の法定刑は三月以上十五年以下の懲役ということになります。これは、現在の刑法における逮捕監禁致死傷罪の法定刑が三月以上十年以下の懲役ですので、法定刑の上限が五年引き上げられることになります。

○浜四津敏子君 強姦罪や強姦致死傷罪の法定刑の下限の引き上げにつきましては、南野大臣とともに与党P.Tとしても大臣申入れをしたところでございましたけれども、今回の法案におけるこれらの下限の引上げの趣旨につきまして、法務大臣のお立場から御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 強姦罪や強姦致死傷罪につきましては、その法定刑の下限が二年あることは三年とされている点で、暴力的性犯罪に対する現在の国民の規範意識と一致していないとの指摘があります。

これらの指摘には相当な理由があると思われますために、事案の実態に即したより適正な科刑をなし得るようにするとの観点から、それぞれの法定刑の下限を三年と五年に引き上げることとしたものであります。

○浜四津敏子君 次に、集団強姦罪等についてお伺いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 暴力的犯罪としての凶悪性が著しいと、集団による強姦罪の刑が一般の強姦罪と同じであることにについても国民の正義感に合わないとの指摘がなされていましたところであり、これらにつきまして事案の実態に即したより適正な科刑をなし得る、そのようにするために新たに集団による強姦罪等を設けたものであります。

○国務大臣(南野知恵子君) 暴力的犯罪としての凶悪性が著しいと、集団による強姦罪の刑が一般の強姦罪と同じであることにについても国民の正義感に合わないとの指摘がなされていましたところであり、これらにつきまして事案の実態に即したより適正な科刑をなし得る、そのようにするために新たに集団による強姦罪等を設けたものであります。

○浜四津敏子君 与党P.Tとして、南野大臣とも議論をしながら、集団強姦罪や集団強姦致死傷罪を是非新設するべきだと、こういう結論になりました。それを申入れをいたしました。また、強姦の各罪の法定刑の下限は、最高の、最も重い集団強姦致死傷罪が六年、一般の強姦致死傷罪が五年と、集団強姦罪が四年、一般の強姦罪が三年にと、こういう申入れをいたしまして、今回の法

○政府参考人(大林宏君) 一般的強姦は、犯罪の性質上、起訴によって事が公になりますと被害者の精神的苦痛等の不利益が一層増大するおそれもあるため、被害者保護の観点から、告訴がなければ訴追できないという親告罪とされているところでございます。

一方で、強盗罪の関係で、今回の改正において強盗致傷罪の法定刑の下限を七年から六年に引き下げるべきものとしていることについては、量刑の適正化という意味で、適正な改正と評価したいと私は思っております。

私自身、実務を扱った立場からいたしましても、強盗致傷というものは情状の極めて重いものから比較的軽いものまで大変幅広いものでございまして、下限が七年ということになりますと執行猶予が付かず、必ず実刑と、こういうことになりますから、実刑に必ずしもそぐわないという事件についても、そのままいきますと実刑ということになりますまして、実務の場面ではいろいろ工夫をしてきたところでございます。

しかし、強盗致傷の下限が六年に引き下げられてもなお強盗罪と強姦罪の間でその法定刑の下限に格差が残ると、強盗致傷だけではなくて強盗罪の罪ともその格差が残るということになっております。この点につきましては、国連の女性差別撤廃委員会などから、女性の性的自由が物より軽く扱われていると、こう批判されているところでござります。

そこで、今回、このような形になった趣旨、そして今後強盗罪の関係について検討されるべきものは残つていないとお考えなのか、法務大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(南野知恵子君) 強姦罪の法定刑の下限は暴行により人を死亡させた傷害致死罪と同じであり、悪質な事件については強盗罪と同じ重い刑に処することもできますので、今回の改正によりましてより適正な刑罰をなし得るものと考えております。

もともと、法制審議会の附帯決議において、強盗罪などの罰則の在り方については、近年の犯罪情勢などを踏まえ、更に検討すべきものとされており、これに基づきまして今後必要な検討を行っていきたいと思っております。

○浜四津敏子君 最後に刑事局長にお伺いいたしますが、今回の法律案の要点の第三が、刑事訴訟

法を改正して、凶悪犯罪等についての公訴時効の期間を延長することと、こうなつておりますが、この公訴時効の期間を延長することとしたその理由について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(大林宏君) 公訴時効制度の制度趣旨としては、時の経過とともに犯罪に対する被害者や社会からの处罚感情等が希薄化することなどを根拠とする実体法的な考え方や、証拠が散逸しなったところでの考え方などが唱えられているところでございます。

最長でも十五年という現在の公訴時効期間が定められたのは現行刑法が施行された明治四十一年のことですが、その後に國民の平均寿命が大幅に延びるなどの事情の下で、凶悪・重大犯罪に対する被害者やその御遺族を含む国民の处罚感情が希薄化する度合いが低下していることや、新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後の相当期間を経過しても有力な証拠を得ることが可能になつてきていることなどを踏まえ、これまでの公訴時効制度に関する考え方につ従いつつ公訴時効期間を延長することとしたものでございます。

○浜四津敏子君 終わります。

○仁比聰平君 午前中に引き続いてお尋ねをいたします。

午前中、刑事局長からの最後の御答弁の中で、強盗致傷罪の下限の引下げについてお話をございました。私は、この致傷罪の法定刑下限の引下げが、これまで刑法関係者あるいは法曹関係者がこの形式的な適用によって不正義な事態が起こらぬようとに様々な工夫がなされてきたことは先ほど御答弁のとおりでありまして、そういう下限を引き下げるという法定刑の改正についての立法事

実が正に裁判所の現場にあるというものとして私は賛成をするものです。ですが、御答弁によつては、一律に有期刑の上限を引き上げなければどうも、ならないのかということは、具体的な事実が明らかにされたとは私は思えません。

一方で、午後の質疑の中で、この法定刑の引上げという改正が裁判所にとっての、あるいは刑事司法関係者にとっての選択の幅を広げるもののないことが法務省の方からは提案理由としてだということが法務省の方からは提案理由として説明をされてきたわけですから、ですが、それぞれの委員の皆さんの中から、やはり重罰化、宣告刑の厳罰化、重罰化を求めるメッセージなのです。されども、あくまで、この改正がどうなるかということは別として、裁判所の刑事裁判の判決、量刑というのは、それぞれの訴訟関係者と裁判所に専権的にゆだねられているものであると、裁判の独立と三審制の中で解決をされるべき問題であるということを強く指摘して、次の質問にさせていただきたいと思います。

この有期刑の上限の引上げを始めとした重罰化と言われる改正が自由刑の長期化を結果としてもたらすではないかという懸念が今日も何人かの皆さんから語られました。先ほど同僚委員の質疑への答弁の中で、本年の受刑者が六万四千人、そして一七%という、いわゆる過剰収容という状況になつてきているという点のお話があつたわけですか。

私は、この点で、この実態が一体どんなことになつているのかということを矯正の関係の方にお尋ねをしたいと思うんですけれども、平成十三年の九月十九日付けの朝日新聞がこんな記事を書いています。「堺の中」は定員オーバー」というタイトルなんですが、定員六人の十畳前後の雑居房に七、八人が詰め込まれたり、三畳ほどの独居房に二人が入れられたりすることがある、各施設では教室や集会室の模様替えや、空き地に舍房を増設するなどの対応で急場をしのいでいると、こういう記事があるわけです。

全国各地の刑務所でこういう状況が現実にあるのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

先ほど委員から御指摘ございましたように、本年八月末でいいますと、収容率一七%という数

字が出ております。おっしゃいましたように、大変今厳しい状況にございまして、刑務所によりましては、今おっしゃつたように、六人の定員の部屋に七人あるいは八人というような状況のところももちろんございます。そういうことがございまして、私どもいたしましては、この収容場所の、施設の拡充等に今努めているところでござります。

○仁比聰平君 今お話しのように、刑務所の過剰収容と言われる事態というのは大変深刻だと思いまます。これが、行刑の理念が、特別予防の觀点も含めて、受刑者の社会復帰、更生という点にあるということはもういろいろな方から今日も御指摘があつたところですけれども、同時に、受刑者を拘禁をしておくという施設であるという側面があると、そんな厳然としてあるわけですね。されども、拘禁施設である、ですから事故などは絶対にあってはならないわけですが、三畳の狭い空間に二人がずっと日常的に一緒にいなければならぬ、独居であるべき受刑者が雑居をしているというような状況では、その拘禁施設としての機能能らが危ぶまれているという状況に私はあると思うんですね。

そんな中で、先ほど同僚委員の質疑の中で、山口県の美祢市にPFIで新設が図られているというお話をあつたと思いますが、私伺いますと、ここでの収容人員の予定というのは千人規模というふうに伺つておられるわけです。現在の刑務所の収容定員というのは全国で五万五千しかなくて、そこに六万四千來ているわけですから、九千とか一万といいうオーダーでオーバーフローしていく、それで一七%という過剰収容の状況になつておられるわけですね。

こういう事態を改善できるという見通しがあるのか、増新設という形によつて、見通しがあるのかとということについてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(横田尤孝君) 今委員御指摘のPFIによる刑務所の新設、これも一つの例でござりますけれども、そのほかに、このところ、数

年、毎年、中の増築とか改築とか増設であるとか、そのような形で鋭意この収容能力の拡充に努めているところをございますと、私どもいたしましては、この過剰収容ができるだけ、もちろん解消が一番大事ですけれども、緩和、解消に向けて鋭意努力しているということでございます。

○仁比聰平君 なかなかはつきりした見通しをおつしやることはできにくいということだと思うんです。

私は、大臣にここでお尋ねをしたいんですけども、こういった事態を解消する努力をしながらも見通しがなかなか付かない。国家財政もちろん逼迫をしているわけですから、目の前でこういう事態を放置することはできないわけですか、是非、この刑務所やあるいは、刑務所といいますか、刑務所を含む矯正施設ですね、そしてそこで働く皆さんのそういうた人の確保も含めて、是非財政当局に強い姿勢で臨んでいただきたい、来年度予算の編成に当たっても強くその点を求していただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(南野知惠子君) それはもう就任したときから、いろいろとお願いしているところでございます。

○仁比聰平君 この過剰収容という事態がもたらしている現状について、私ももう一点、大変心配しているのが、矯正施設としての本来の機能が奪われていつているのではないかということです。我が国の刑務所処遇での二本柱というのは、御存じのように、分類処遇と累進処遇というふうに柱立がなされています。分類処遇というのは、その受刑者の犯罪性などの特性によって受刑者をタイプ別に応じた処遇施設に移送をしていくということがその処遇の前提になつていているわけですね。累進処遇は、受刑者の処遇内容に幾つかの段階を設けて、各段階ごとにそれぞれ異なる優遇措置や、あるいは重い責任を付与をして、その受刑者の行刑成績に応じて順次上位の段階に引き上げて

あります。こういった状況では、実際の分類処遇だとか累進処遇の本来の効果を果たせないんじやないかと思つてますが、この点、どうお考えでしょうか。
○政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。先ほどの収容能力の増強について、一点だけちよつと具体的に、言い落としましたので付け加えさせていただきたいんですが、収容能力の増強に關しまして、平成十七年度の要求といたしましては、現時点では受刑者二千八百十二人に相当する二百四十七億円の要求をしてるということを一言付け加えさせていただきます。

それから、今、いわゆる待機期間の問題でござりますけれども、委員御指摘のとおり、その刑務所が過剰収容状態にある場合には、拘置所から刑務所への移送の待機時間が長期化するということは、これは考えられるところでございます。ただ、当局といたしましては、現在、全体としてどの程度移送までの期間が長期化しているかどうかについて数値を把握しておりません。とにかくいたしましても、新たに確定した受刑者が過剰収容など、過剰収容解消に向けた所要の措置を講じてまいりまます。

○仁比聰平君 是非、その待機期間の実情もつかんでいただきたい、対応を強くお願いをしておきました。もう一点、釈放後の更生保護の関係について、これが一体どうなつてきるかと。

○政府参考人(津田賛平君) 全国の更生保護施設の数でございますけれども、現在百一でございます。○仁比聰平君 今の更生保護施設の百一という数字は、実は私が十数年前に刑事政策の勉強を司法試験の受験の中でやつてきた時代と同じ数字なんですよ。

私が、それ聞いて、もう昨日本当に驚いたんです。が、加えてもう一点、その施設の中でどんな人数が収容されているかと。その人数は、刑務所の過剰収容とすることは結局受刑者が増えているわけで、釈放される人も、平成十五年の数字で、仮釈放で一万五千七百八十四人、満期釈放で一万二千三百八十六人、合わせて二万八千七十人が釈放されていると聞いています。この二万八千を超える受刑者の、出所者の、この出所者のうち、希望をする人はこの施設に入れる状況にありますか。

○政府参考人(津田賛平君) 現在の収容定員でござりますけれども、一千二百五十八人ということをございまして、先ほど、今お尋ねのよう、平成十五年におきまして刑務所を出所している者の約六人の中の一名、それから仮出獄者について申し上げますと、四人について一名が更生保護施設に入つておるという状況でございます。

○仁比聰平君 我が国の刑事政策、刑事司法を考

かつてから、この更生保護の施設の数が、元々が、一一七%という逼迫状態だと。ある報告によりますと、その分類処遇のための待機期間、つまり裁判所で、刑が有罪が確定をしただけでも、どういった分類を受けてどこの刑務所に行くのかということそのものが決まらずに待機をしなきやいけないという時間が延びているという報告があります。

こういった状況では、実際の分類処遇だとか累進処遇の本来の効果を果たせないんじやないかと思つてますが、これが実際に受刑というか、刑務所が一一七%の過剰収容状況になる中でどう推移していくのかということを御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(津田賛平君) 全国の更生保護施設の数でございますけれども、現在百一でございます。○仁比聰平君 今の更生保護施設の百一という数字は、実は私が十数年前に刑事政策の勉強を司法試験の受験の中でやつてきた時代と同じ数字なんですよ。

私が、それ聞いて、もう昨日本当に驚いたんです。が、加えてもう一点、その施設の中でどんな人数が収容されているかと。その人数は、刑務所の過剰収容とすることは結局受刑者が増えているわけで、釈放される人も、平成十五年の数字で、仮釈放で一万五千七百八十四人、満期釈放で一万二千三百八十六人、合わせて二万八千七十人が釈放されていると聞いています。この二万八千を超える受刑者の、出所者の、この出所者のうち、希望をする人はこの施設に入れる状況にありますか。

○政府参考人(津田賛平君) 現在の収容定員でござりますけれども、一千二百五十八人ということをございまして、先ほど、今お尋ねのよう、平成十五年におきまして刑務所を出所している者の約六人の中の一名、それから仮出獄者について申し上げますと、四人について一名が更生保護施設に入つておるという状況でございます。

○仁比聰平君 我が国の刑事政策、刑事司法を考えるとときに、犯罪抑止のための法の存在そのものの効果というのは私も否定をいたしません。ですけれども、現実にその刑罰権が発動されて個別の被疑者あるいは被告人、受刑者が社会復帰をしていくという過程においては、法の存在だけではなくて、捜査や起訴、そして矯正や保護、いわゆる社会復帰ができるよう鋭意努力してまいりました。それが段階もがきちんととしたバランスを取つて運

用をされなければ全体としての犯罪の抑止ということは、これは不可能だと思うんですね。だからこそ、今の過剰収容のような状況があることは、これは不可能だと思つてます。過剰収容が社会の犯罪不安や厳罰化によってもたらされると。この過剰収容による処遇システムの崩壊は、受刑者の社会復帰をより困難なものにし、再犯率を上昇させ、その結果、更なる犯罪不安と厳罰化の原因となるという、犯罪不安、厳罰化、過剰収容、処遇環境の悪化、再犯の増加、犯罪不安の増大といった皮肉な連鎖を生み出しかねないという危険性をはらんでいると指摘をされているんですね。この点が、刑法研究者の皆さんの意見書の中でも、この改正がむしろ日本社会の安全を悪化するおそれもあると考へるという指摘がされているところだと思うんです。

こういう反対の声に対して、大臣、どんなふうにお答えになりますか。

○政府参考人(横田尤孝君) 私の方からお答えさせていただきます。

要するに、その今委員御指摘の点は、過剰収容によってその社会復帰に向けた矯正処遇がうまく機能しなくなると、で、再犯率上がるんじゃないかとということございますけれども、刑務所の受刑者の再犯防止につきましては、矯正施設における処遇のみで達成されるものではございませんで、社会全体で取り組むべき問題であるというふうに考えておりますけれども、昨年十二月に出されました行刑改革会議の提言において教育的処遇をより充実させることとされておりまして、既に当局といたしましては、社会資源の活用やカウンセリング等により教育的処遇の充実を図るために、対象者の特性や問題性に応じたより効果的な教育プログラムを実施するとともに、保護観察所等との連携の一層の充実強化を図ることによりまして、受刑者の円滑な社会復帰ができるよう鋭意努力してまいりました。

○政府参考人(津田賛平君) 先ほどの委員からの御質問の際に私、若干御質問の趣旨を取り違えたところがあろうかと思いますけれども、希望した者が必ずしも入っているのかという御趣旨のお尋ねでございましたので、ちょっとそういう形でのお答えができるかどうかと思いますが、仮釈放者に限つて申し上げますと、その帰住先がどのようなになっているかということを申し上げますと、約六割か七割に近い人たちは父母であるとか配偶者でございます家族あるいは知人等の下に帰住しておるわけでございまして、約四分の一の人たちが更生保護施設に入つておるということで、ほとんどの方がそういうようなところで帰住等をしておるということをございます。

○仁比聰平君 最後に一点、犯罪被害者の権利保障の問題にかかわって一つだけお尋ねをしたいと思います。

犯罪被害者がその受けた打撃から立ち直つて憲法によって保障される幸福な生活を追求できるようになるために、犯罪被害者の権利を確立をし、社会全体で犯罪被害者を支援するという体制を作ることとは、これは国と社会の責務だと思うんですね。その観点から、刑事訴訟での配慮や、あるいは不起訴記録の開示の問題や、一定の取組がされてきたところですけれども、今日、一点点だけお尋ねをしたいのは、そういった被害者の、殺人等の重大事件の犯罪被害者が捜査や裁判所、メディアに対する対応等に関する弁護士の支援を受ける、その費用について公的援助を受けるという要求はかねてからあるわけです。この問題についての法務省の今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(南野知恵子君) 現在におきましても、犯罪被害者が経済的事由から弁護士に依頼して損害賠償などの民事的な被害回復を得ることができない場合には、民事法律扶助制度によりまして弁護士費用の立替え等の援助を受けることがあります。

先般成立しました総合法律支援法に基づきましたて、今後、日本司法支援センターが設立されることになります。支援センターは、被害者支援団体などと連携協力いたしまして被害者の方々に有益な情報の提供などを行つていくものであります。また、支援センターは各地の弁護士会や日弁連と一緒に連携していただき、犯罪被害者問題に精通した弁護士を紹介する体制を整備するということが予定されています。

支援センターは民事法律扶助制度の実施主体にもなります。したがいまして犯罪被害者に対しましては、同制度をも活用していただきながら、事案に応じて適切な弁護士から必要なサービスが受けられるようになるなど、支援の充実が一層図られます。

○仁比聰平君 その点でのより一層の力強い支援をお願いして、質問を終わりります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(渡辺孝男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として秋元司君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、刑法改正案に対する反対の討論を行います。

まず、我が党は、強姦罪など性犯罪の法定刑の引上げや、集団強姦罪の新設などにかかる性犯罪の重罰化については賛成であることを申し上げております。

また、強盜致傷罪の法定刑の下限を引き下げる点も一度の減輕では執行猶予を付することのできない不正義を解決するものであり、さらに、公訴時効の延長は、被告人の防衛権に与える影響は無視はできませんが、犯罪被害者の実態に照らして必要であり、賛成をするものです。

にもかかわらず、この法案に対して反対をする第一の理由は、本法案が刑法総則の改正によつて、個々の罪一つ一つについては何の検討も抜きに、反対の声を押し切つて百四にわたる罪の有期刑の上限を一律に引き上げるものになるからであります。

現行刑法は制定以来百年が経過をしており、社会の変化に伴つて必要な改正がなされることは当然です。一方で、刑法の谦抑性の要請から、犯罪の防止、犯罪との均衡など具体的立法事実について慎重な検討を行つた上で、国民の納得を得て行われなければなりません。

政府は、提案理由の説明で重大犯罪への対策を強調をしながら、一律の重罰化による犯罪抑止の効果を示すことは困難と答弁をされるなど、本院の質疑の中でも今回の一律の重罰化の立法事実やその効果を何ら示し得ていないと思ひます。この点、日弁連や刑法研究者などの単純な厳罰化は犯罪減少につながるが、矯正にも悪影響を与えるとの反対意見や、マスコミが指摘する重罰化が犯罪防止につながるのかとの懸念に全くこたえるものになつていません。

第二の理由は、殺人罪等、また傷害罪等の法定刑を引き上げるからであります。

殺人罪が重大犯罪であることは疑いありませんが、日本社会の実情を見れば、殺人罪であつても執行猶予を付することが適当な事案がある。これが酌量減輕なしには執行猶予を付することができますようにすべきではありません。傷害罪一般の執行猶予を付することが適当な事案がある。これ

○委員長(渡辺孝男君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

刑法等の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪を抑制し、国民の不安を解消するため、捜査体制の充実・強化、捜査関係機関の連携強化等治安対策の一層の推進に努めるとともに、刑罰体系の在り方等について多角的観点から積極的に検討すること。

二 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられることにかんがみ、深刻化している行刑施設の過剰収容状況を早期に解消し、適正な収容を確保するため、行刑施設職員の増員や施設の拡充を推進するとともに、長期受刑者については、円滑な社会復帰が妨げられることのないよう、更生を促すための教育の充実・強化等処遇に十分配慮すること。

三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなども含めて、さらに検討すること。

四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方について

ては、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。

五 公訴時効期間が延長されることにより、迅速な捜査処理に支障を来すことがないようにするとともに、その趣旨を踏まえ、捜査技術の開発向上等に一層努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま可決されまし

た。ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許し

ます。南野法務大臣。

○國務大臣(南野知憲子君) ただいま可決されま

した刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯

決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に

対処してまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺孝男君) なお、審査報告書の作成

につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度・国籍留保届の廃止に関する